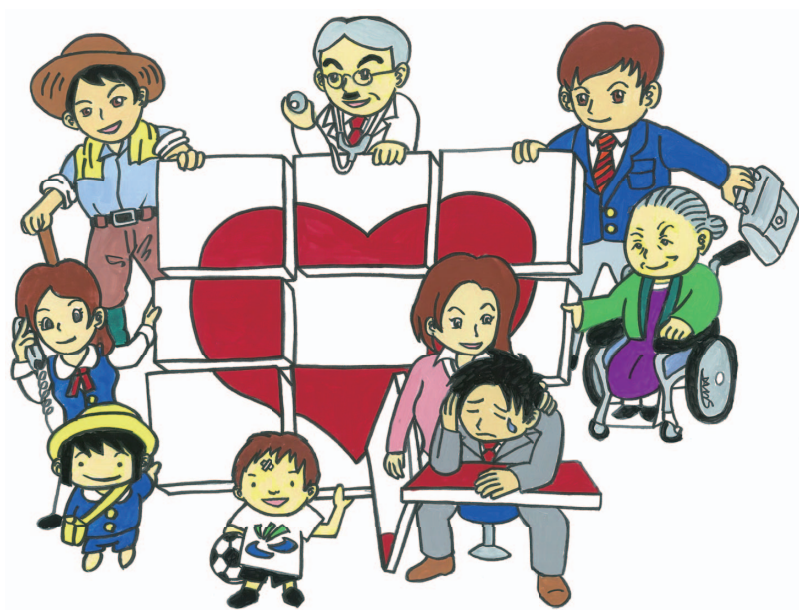


# 海津市自殺対策計画



2019(平成31)年3月  
海津市

---

## はじめに

全国の自殺者数は、平成10年に初めて年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していましたが、平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、自殺が「個人的な問題」から「社会的な問題」として広く認識されるようになり、社会全体で自殺対策が進められた結果、自殺者数は平成24年から7年連続して減少を続けています。



しかし、現在も我が国の自殺者数は先進諸国の中で最も高い水準にあり、依然として2万1千人を超える方々が自ら尊い命を絶たれている現状に変わりはありません。

こうしたことから、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけ、すべての自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

本市においても、平成26年以降、毎年10人前後の方が自殺で亡くなっており、自殺予防対策は喫緊の課題といえ、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識の下、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のよい海津市」の実現をめざし、本計画を策定いたしました。

今後は本計画のもと、市民、地域、企業、学校、関係機関等と行政が連携・協働し、地域ぐるみで自殺対策に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました海津市自殺対策計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、意識調査を通じて貴重なご意見を賜りました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成31年3月

海津市長 松永清彦

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1	自殺対策計画策定の趣旨 .....	1
2	計画の位置づけ .....	1
3	計画の期間 .....	2
4	計画期間内の数値目標 .....	2
<b>第2章</b>	<b>海津市における自殺の現状</b> .....	<b>3</b>
1	自殺の現状 .....	4
2	「こころの健康に関する意識調査」の結果と課題 .....	12
<b>第3章</b>	<b>自殺対策の基本的な考え方</b> .....	<b>33</b>
1	自殺対策の共通認識 .....	33
2	計画の基本理念 .....	34
3	施策体系 .....	34
4	施策の体系図 .....	35
<b>第4章</b>	<b>いのちを支える自殺対策における取り組み</b> .....	<b>37</b>
1	基本施策 .....	37
	基本施策1 自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）育成 .....	37
	基本施策2 市民への普及啓発 .....	39
	基本施策3 地域におけるネットワークの強化 .....	41
	基本施策4 様々な課題を抱える当事者への支援 .....	42
2	重点施策 .....	44
	重点施策1 高齢者への支援 .....	44
	重点施策2 生活困窮者への支援 .....	47
	重点施策3 勤務・経営対策（職場環境への支援） .....	49
	重点施策4 子ども・若者への支援 .....	51
3	生きる支援関連施策 .....	55
<b>第5章</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	<b>83</b>
1	自殺対策組織の関係 .....	83
2	進行管理（PDCAサイクル） .....	84

資料編	85
1 諮問・答申	85
2 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例	86
3 海津市福祉計画策定委員会 委員名簿	88
4 海津市自殺対策計画検討委員会設置要綱	89
5 海津市自殺対策計画検討委員会 委員名簿	91

# 第1章

計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 自殺対策計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、平成10年に急増して3万人を超えた後、平成22年以降減少を続け、平成27年には急増前の水準になったものの、依然として年間2万人以上の人が自殺により亡くなっている現状があります。

国においては、「自殺対策基本法」が平成18年6月に公布、同年10月に施行されました。また、平成19年6月には、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定されました。その後、自殺対策基本法が平成28年4月に改正され、すべての都道府県・市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

平成29年7月に自殺総合対策大綱も見直され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」が重要な課題であることが改めて示されました。

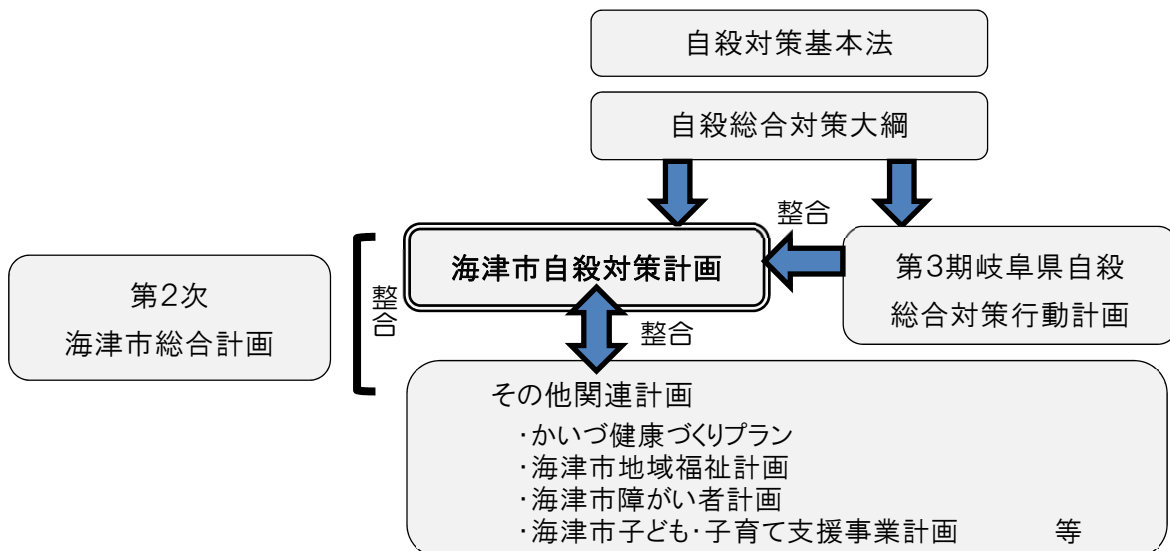
このような状況を踏まえ、海津市（以下、「本市」という。）においても「海津市自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。

この計画の推進により、市民一人ひとりが自殺予防の主役となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、「第3期岐阜県自殺総合対策行動計画」や本市の最上位計画である「第2次海津市総合計画」等との整合を図ります。

図1 計画の位置づけ



### 3 計画の期間

計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。なお、この計画は国の自殺総合対策大綱が改正された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 4 計画期間内の数値目標

国は自殺総合対策大綱において、2026年までに2015年と比べて自殺死亡률을30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少させることを目標としています。

(国：自殺死亡률 2015年 18.5 ⇒ 2026年 13.0以下)

第3期岐阜県自殺総合対策行動計画の数値目標は、2023年までに自殺死亡률을14.7以下としています。

(県：自殺死亡률 2015年 18.8 ⇒ 2023年までに14.7以下)

国、県の目標値を勘案し、本市では以下のとおりとします。

#### 数 値 目 標

①自殺死亡률

2016年の海津市の自殺死亡률27.5を、2023年までに21.4以下へ  
(自殺死亡률：人口10万人あたり自殺者数)

②年間自殺者数

2016年の年間自殺者10人を2023年に7人以下へ  
(将来推計人口約33,000人×自殺死亡률／人口10万人)

## 第2章

### 海津市における自殺の現状

## 第2章 海津市における自殺の現状

海津市における自殺の現状の統計については、以下の内容を踏まえ記載しております。

### <厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違いについて>

#### ○調査対象

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

#### ○調査時点

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。

#### ○計上処理

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺又は事故死のいずれか不明のときは「自殺以外」で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺への訂正報告がない場合は、「自殺」に計上していません。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

#### ○項目

警察庁の自殺統計には「職業別」「原因・動機別」といった項目がありますが、厚生労働省の人口動態統計にはありません。

### <統計データの留意点について>

○自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数です。

○「%」については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。なお、基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

# 1 自殺の現状

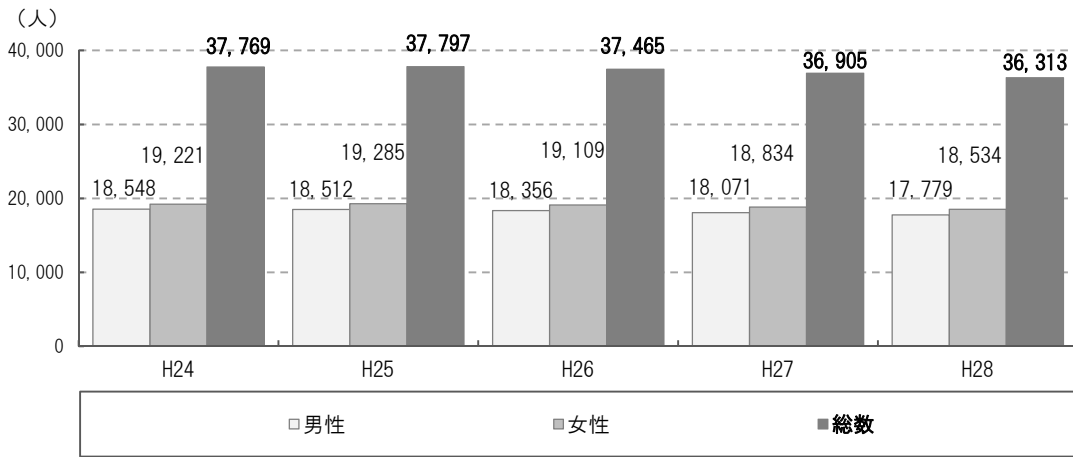
## (1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

本市の人口は毎年減少傾向にあり、平成28年では36,313人となっています。

本市の自殺者数は平成25年を除き、10人前後となっており、全ての年において男性の自殺者が多い状況です。

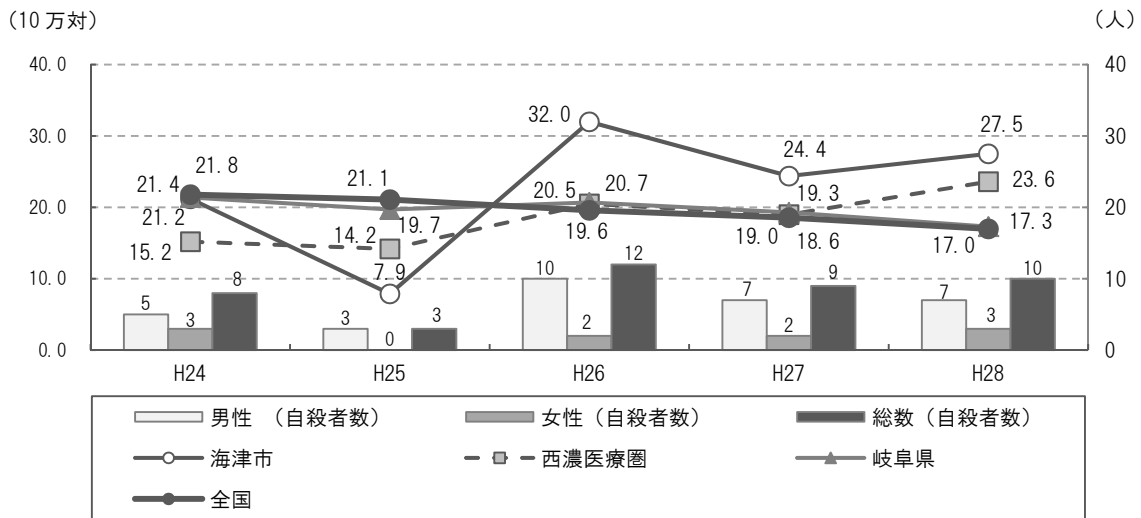
自殺死亡率は、国及び岐阜県では減少傾向で推移しているものの、西濃医療圏では増加傾向、本市においては平成24年では国・岐阜県と同程度でしたが、平成26年以降は高い状況となっています。

図2-1 海津市の人口推移



出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

図2-2 自殺者数と自殺死亡率の推移  
(海津市、西濃医療圏、岐阜県、全国) 【対人口10万人あたり】

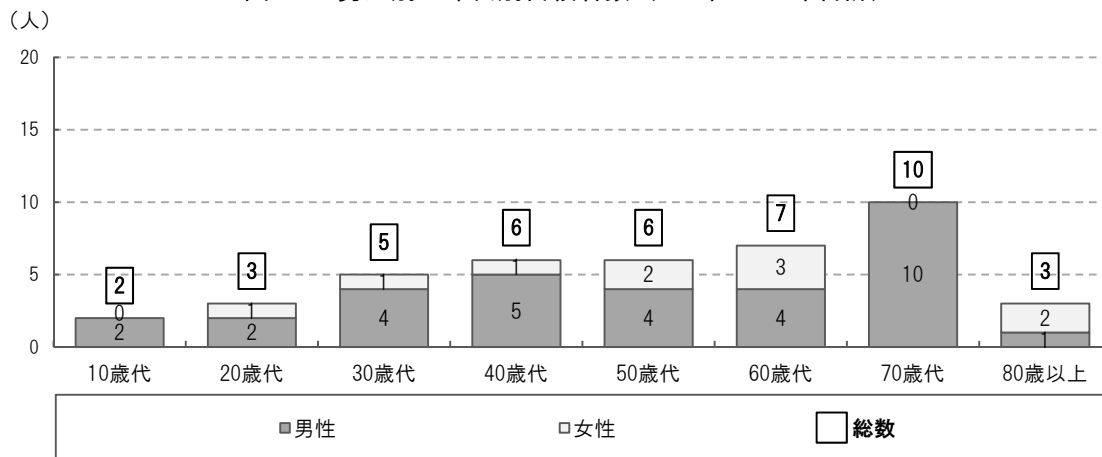


出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## (2) 男女別・年代別自殺死亡状況

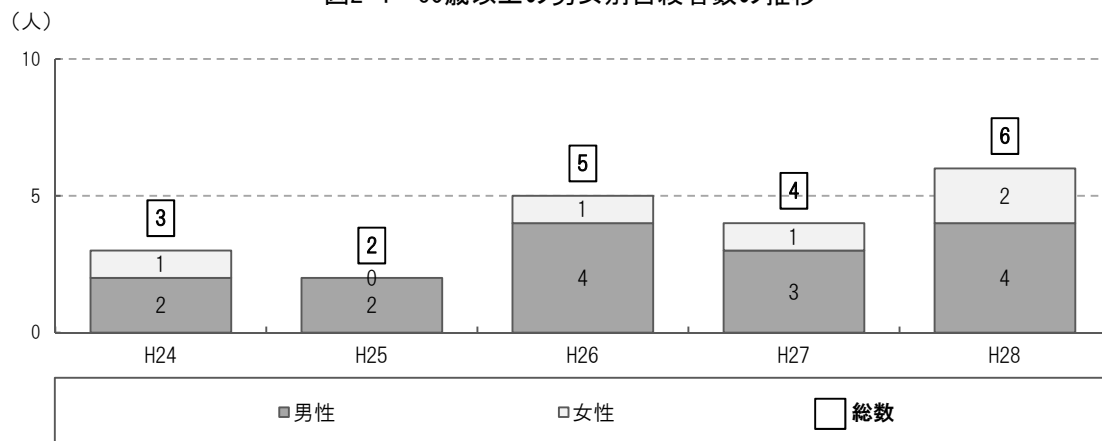
本市の年代別自殺者数は「70歳代」が最も多く、次いで「60歳代」、「40歳代・50歳代」の順となっています。

図2-3 男女別・年代別自殺者数（H24年～H28年合計）



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

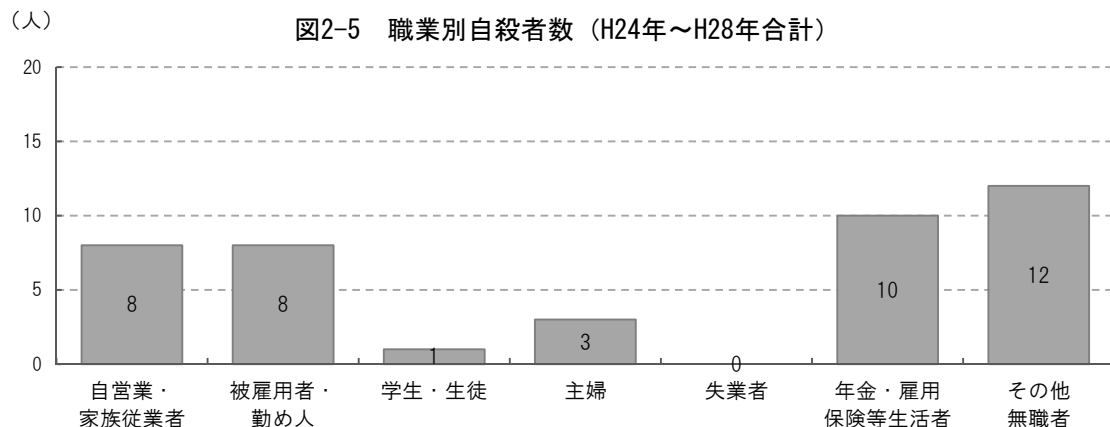
図2-4 60歳以上の男女別自殺者数の推移



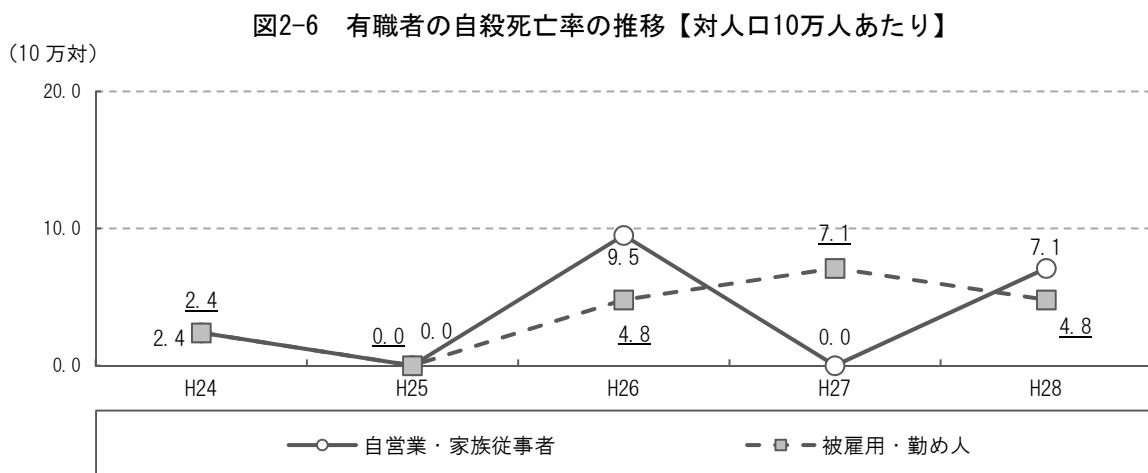
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

### (3) 職業別にみた自殺者数

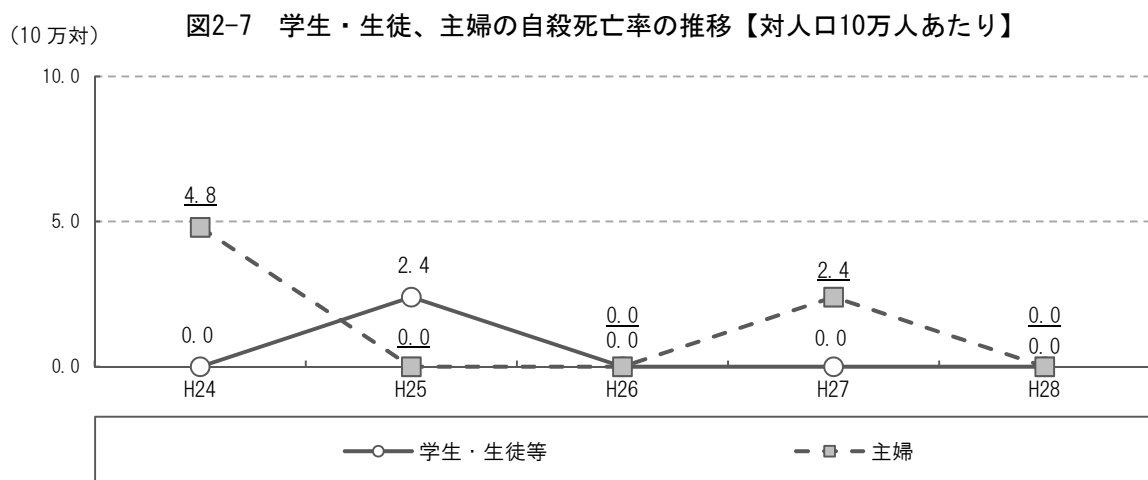
職業別自殺者数は「その他無職者」が最も多く、次いで「年金・雇用保険等生活者」となっています。



出典:厚労省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(警察庁「自殺統計」に基づき作成)



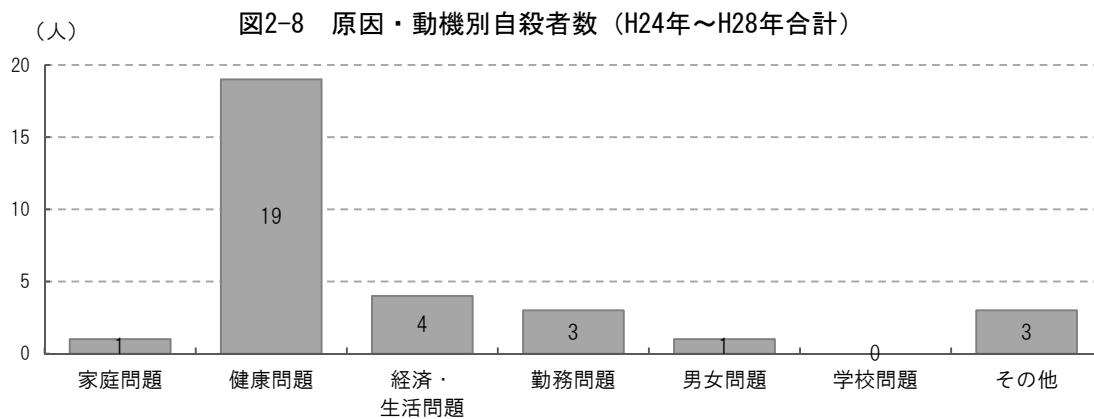
出典:厚労省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(警察庁「自殺統計」に基づき作成)



出典:厚労省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(警察庁「自殺統計」に基づき作成)

#### (4) 原因・動機別自殺者数

原因・動機別自殺者数は「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」となっています。



※不詳を除く

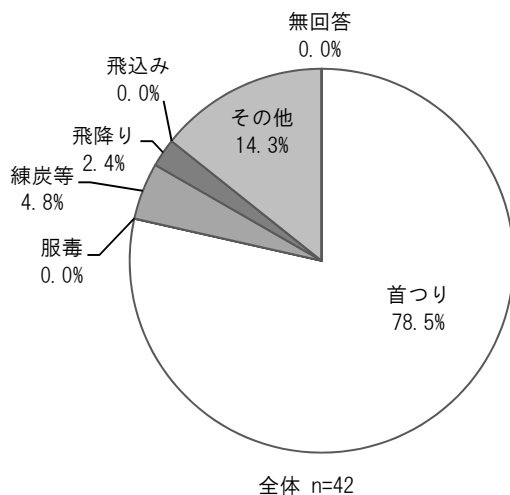
出典: 厚労省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(警察庁「自殺統計」に基づき作成)

## （5）自殺時の状況

### ① 自殺の手段

自殺の手段をみると「首つり」が78.5%と大多数を占めています。

図2-9 自殺の手段（H24年～H28年合計）

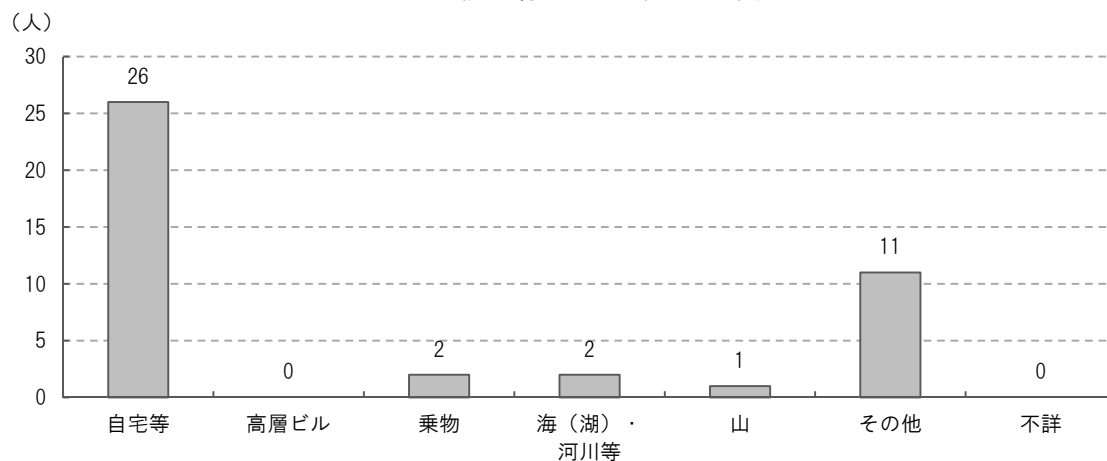


出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

### ② 自殺の場所

自殺の場所をみると「自宅等」が大多数を占めています。

図2-10 自殺の場所（H24年～H28年合計）

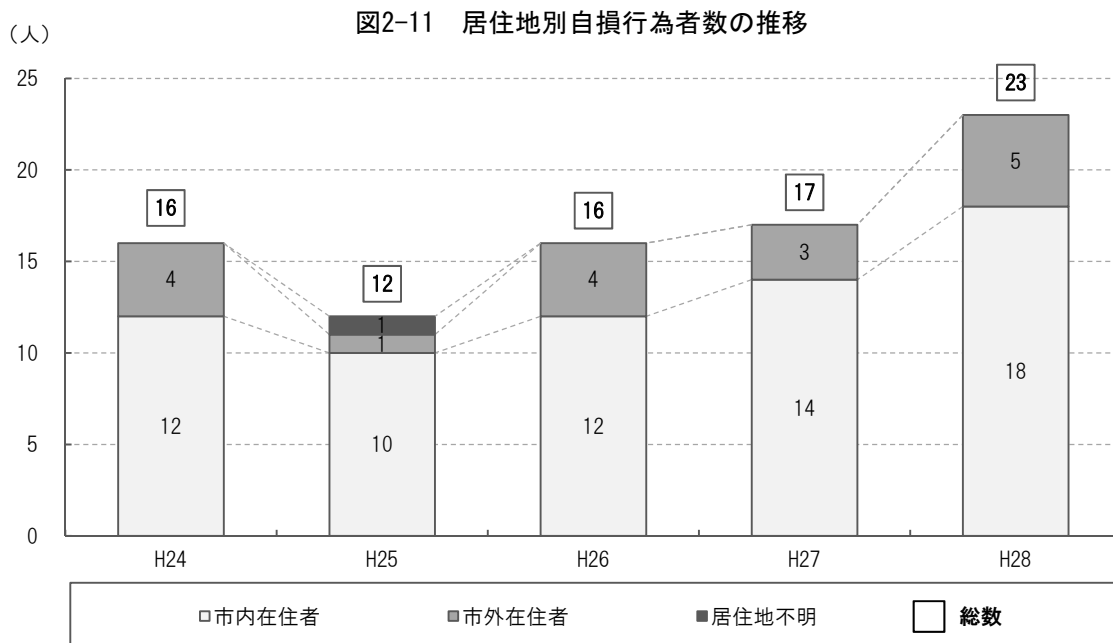


出典：厚労省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(警察庁「自殺統計に基づき作成)

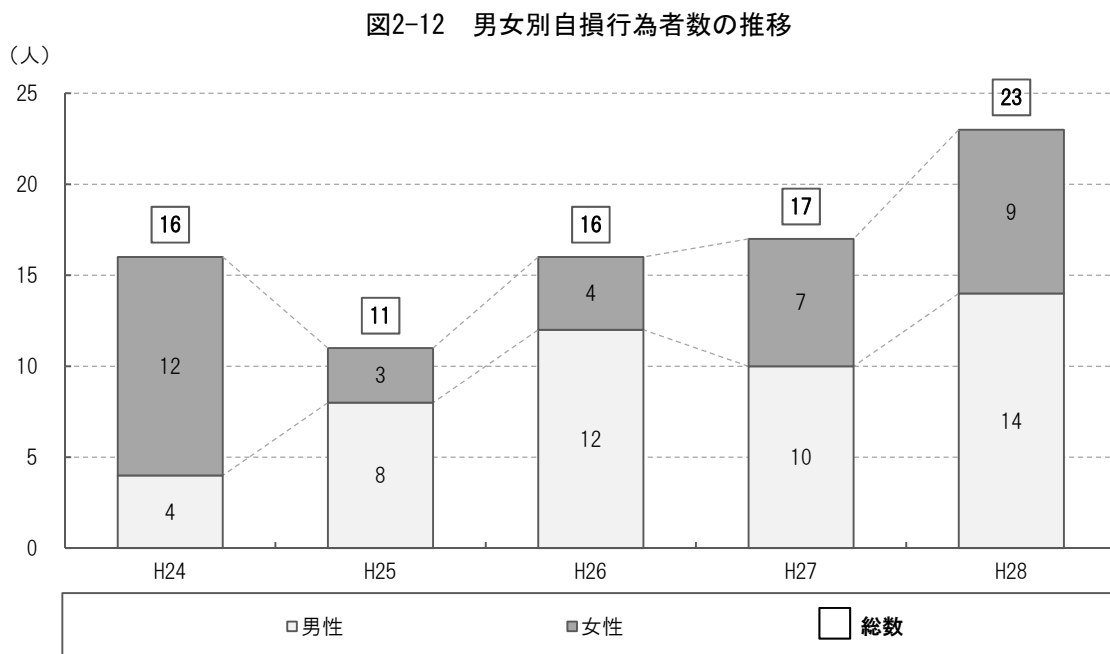
### (6) 自損行為（自殺未遂）の状況

居住地別自損行為者数の推移をみると平成26年以降増加傾向にあります。

男女別自損者数の推移では、平成24年は女性が男性の3倍でしたが、平成25年以降は男性の方が多くなっています。



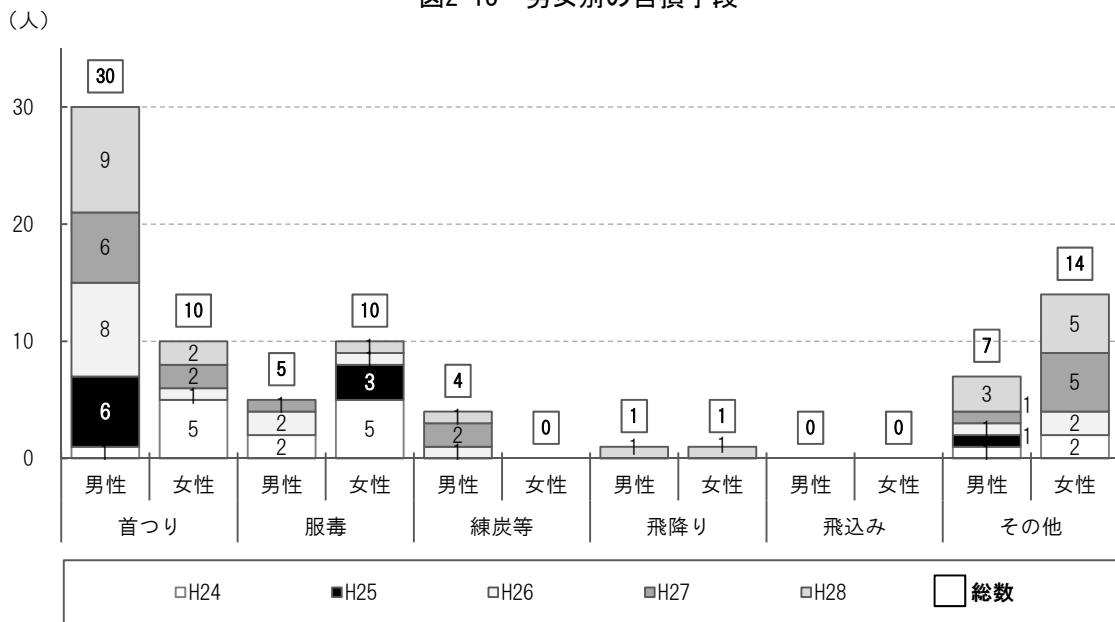
出典：海津市消防本部



※性別不明を除く

出典：海津市消防本部

図2-13 男女別の自損手段



※性別不明を除く

出典:海津市消防本部

### (7) 海津市の主な自殺の特徴

国の自殺総合対策推進センターの分析により、平成24年から平成28年の5年間に於ける本市の自殺の特徴が下表のとおり抽出されました。上位5区分を、本市として支援が優先されるべき対象群として支援体制等を強化し、今後も動向に注意する必要があります。

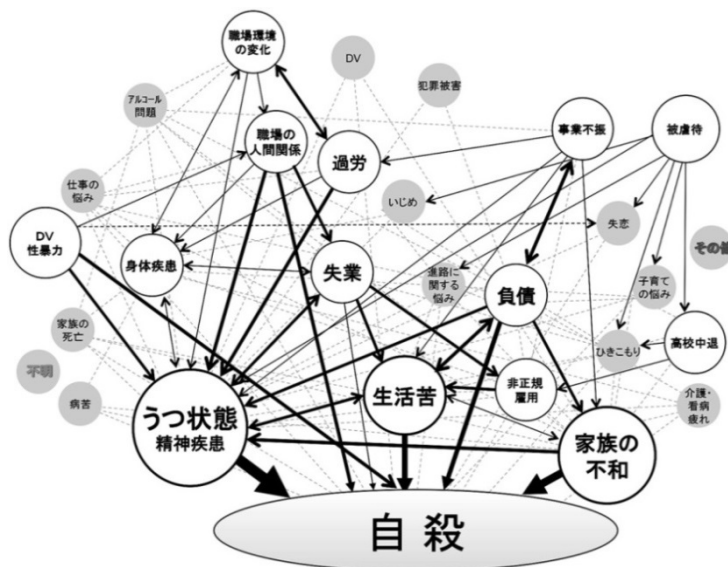
表2-1 海津市の自殺の特徴（住居地 H24年～H28年合計）

上位5区分*1	自殺者数 5年計	割合	自殺 死亡率*2 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路*3
1位: 男性 60歳以上無職同居	6	14.3%	40.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 男性 40～59歳有職同居	6	14.3%	30.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位: 女性 60歳以上無職同居	5	11.9%	19.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位: 男性 60歳以上無職独居	4	9.5%	296.8	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位: 男性 60歳以上有職同居	4	9.5%	30.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

- \*1 順位は自殺者数の多さに基づきます。
- \*2 母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- \*3 「背景にある主な自殺の危機経路」とは、NPO法人ライフリンク※1が行った、500人以上の自殺で亡くなった人についての実態調査から、自殺は平均すると、4つの要因が連鎖して引き起こされており(参考:図2-14)、それらの要因の連鎖のプロセス(「自殺の危機経路」という)は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかとなりました。

図2-14 「1,000人 実態調査」から見てきた自殺の危機経路



出典：『自殺実態白書 2013(NPO 法人ライフリンク発行)』

(例)「失業」がきっかけで「生活苦」に陥り、「負債」を抱えて「うつ状態」になり、自殺に追い込まれていく等の連鎖があげられます。

※1 NPO法人ライフリンクとは、全国の団体や個人に対して自殺対策の活動支援等を行う団体です。

## 2 「こころの健康に関する意識調査」の結果と課題

### (1) 調査の目的

本調査は、市民の生活実態や健康状態、自殺問題に対する考え方等を把握し、本市が取り組むべき課題、自殺対策施策の基本方針・実施施策や目標を定める「海津市自殺対策計画」の策定に関する基礎資料とすることを目的として実施しました。

### (2) 調査の設計

調査票は調査対象者別に作成しており、3種類の調査票は次のとおりです。

表2-2 調査票の種類等

①調査票「こころの健康に関する住民意識調査(一般)」	
調査対象者	平成30年7月31日現在、18歳以上の海津市民 1,500人を無作為抽出
調査期間	平成30年8月1日～8月14日
調査方法	郵送方式による配布・回収
②調査票「こころとからだのアンケート(中学生)」	
調査対象者	海津市内の中学校に在学している3年生全員 338人(悉皆調査)
調査期間	平成30年7月12日～7月20日
調査方法	学校にて配布・回収
③調査票「自殺対策に関する意識調査(教職員)」	
調査対象者	海津市内の小中学校に勤務する全常勤教員 210人(悉皆調査)
調査期間	平成30年7月12日～7月20日
調査方法	学校にて配布・回収

### (3) 調査票の配布と回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

表2-3 調査票の配布・回収状況

調査票区分	配布数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
こころの健康に関する住民意識調査(一般)	1,500	524	34.9
こころとからだのアンケート(中学生)	338	319	94.4
自殺対策に関する意識調査(教職員)	210	207	98.6

## (4) 調査結果

### 1 若い世代で自殺念慮を持つ割合が高く、複数の要因が絡んでいることが多い

- 過去1年の間に死にたいと考えたことがあるかの有無をみると、約1割の人が「死にたいと考えたことがあった」と回答し、男性(52.1%)の割合が女性(43.8%)よりやや高く、年齢別の割合でみると男性では『30～39歳』(18.8%)、『40～49歳』(17.4%)、女性では『30歳未満』(15.4%)、『30～39歳』(12.5%)の順となっています。(図2-15・図2-16・図2-17)
- 自殺を考えた理由や原因をみると、男女ともに「家庭の問題」(男性:52.0%、女性:66.7%)、「病気など健康の問題」(男性:48.0%、女性:42.9%)が上位となっており、さらに「勤務関係の問題」(男性:32.0%、女性:23.8%)、「経済的な問題」(男性32.0%、女性19.0%)も高い割合であげています。また、約5割の人が自殺を考えた理由や原因として複数の要因をあげており、特に自殺を考えた割合が高い「30～39歳」では、『複数の要因』(10.0%)と回答した人が『1つの要因』(5.0%)と回答した人の2倍となっています。(図2-18・図2-19・図2-20)
- 死ぬことを思いとどまった主な要因として、「家族や友人などの周囲の人の顔が浮かんだ、声掛けがあった」(20.8%)、「相談した」(14.6%)をあげた割合が高くなっています。(図2-21)



- ・自殺を考えたことがある年齢層は若年層に多く、ハイリスクと考えられる。
- ・自殺を考える理由は、複数の理由を考える背景が存在している。
- ・自殺を考える理由を複数あげている割合は、若い世代で高い。
- ・自殺対策は1つの機関だけで支援するよりも、多機関の連携によるネットワークの強化が必要と考えられる。
- ・人生の中で誰もが直面し得る危機(自殺の背景にあるとされる様々な問題)等の対処方法について、学校等において早い時期から身につけることが必要。

一般調査

図2-15 死にたいと考えた経験

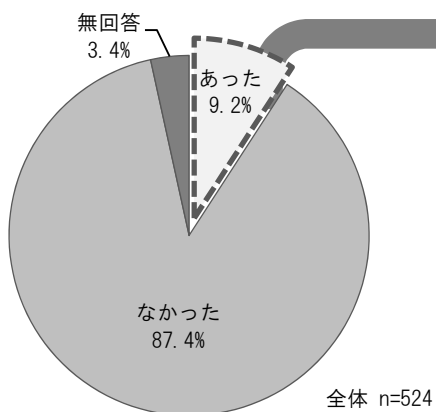


図2-16 性別でみた「死にたいと考えた経験のある人」

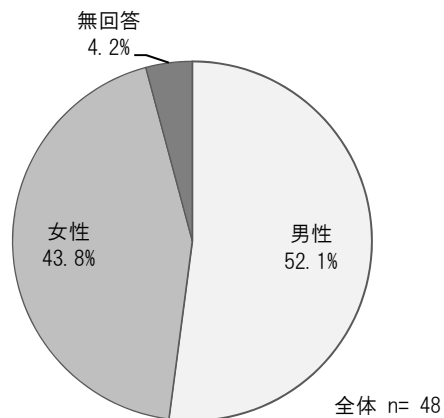


図 2-17 死にたいと考えた経験「あった」人の各年代に占める割合

《全 体》

《男 性》

《女 性》

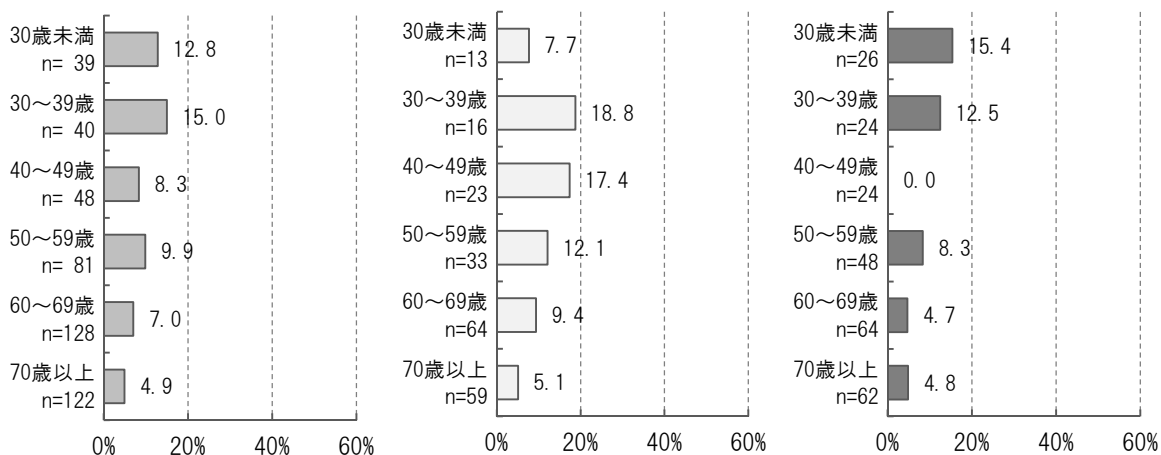
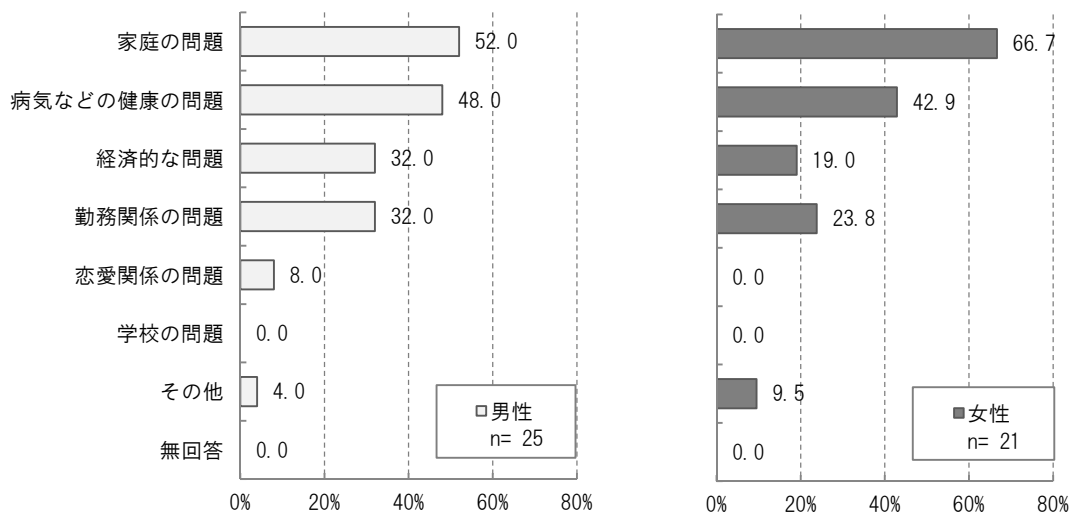


図2-18 性別・年代別でみた「死にたいと考えた理由」



一般調査

図2-19 死にたいと考えた理由の数

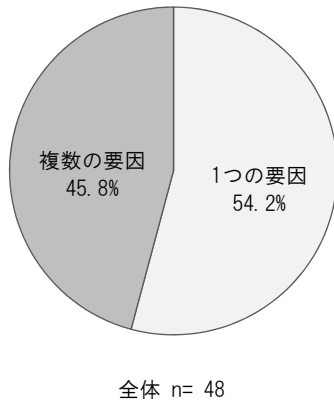


図2-20 各年代に占める回答者の割合

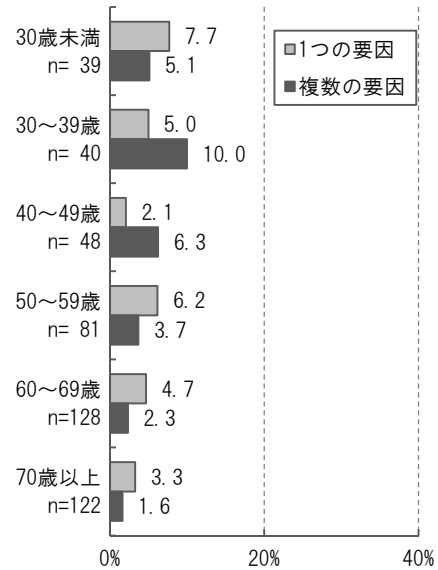
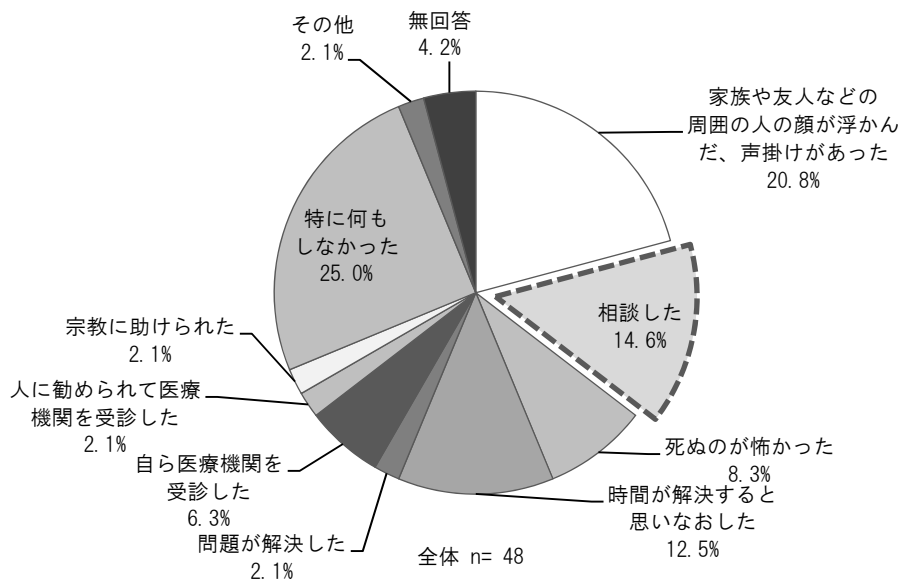


図2-21 死ぬことを思いとどまった主な要因



## 2 自殺対策として、居場所づくりや子どもへの自殺予防の取り組みが必要と考えている

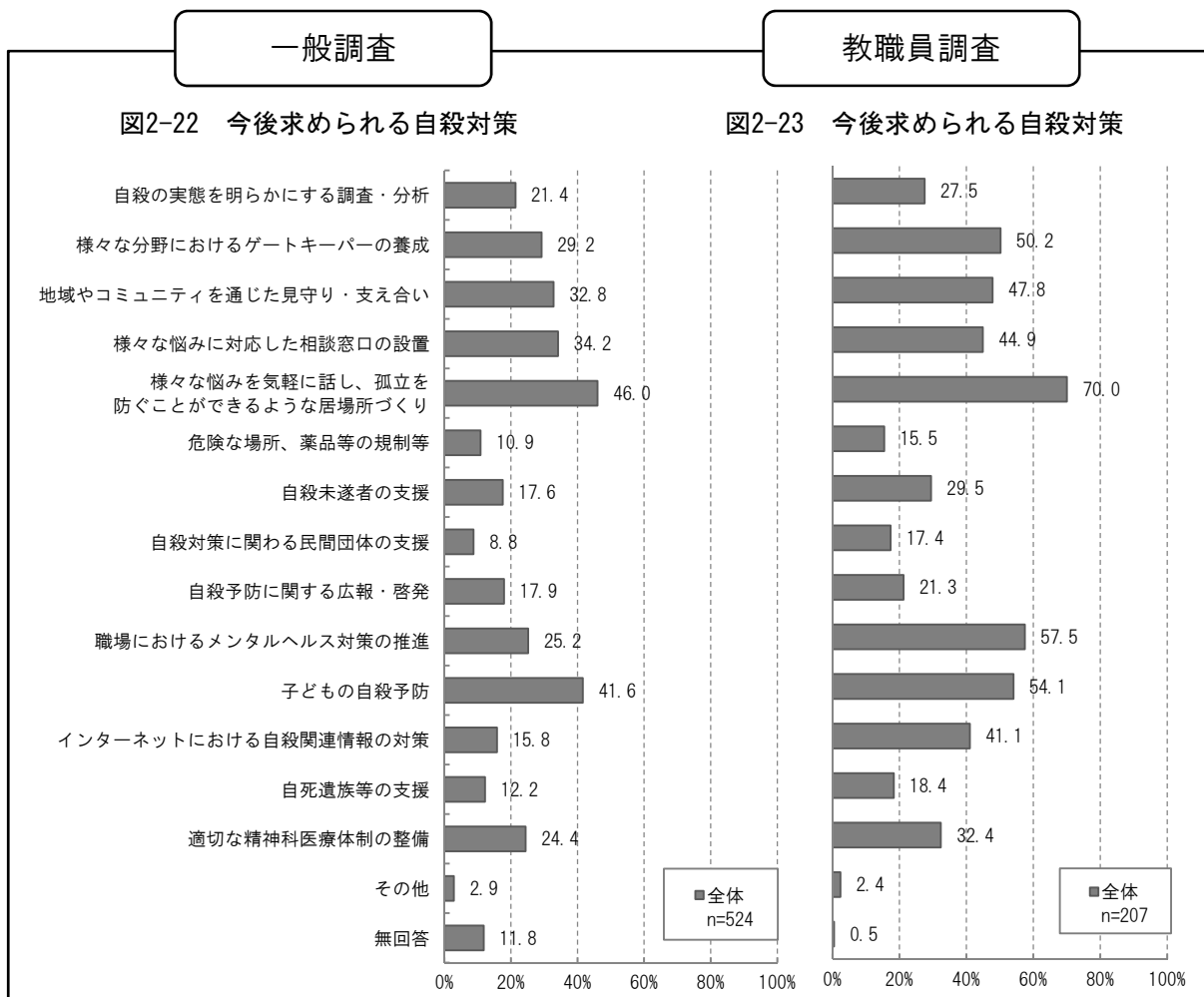
○今後必要になると思う自殺対策について、「様々な悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことができるような居場所づくり」、「子どもの自殺予防」、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」を一般市民・教職員ともに上位にあげています。

(図2-22・図2-23)

○児童・生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと考えている教職員は、「そう思う」(51.2%)と「どちらかというと思う」(39.6%)を合わせた約9割となっています。(図2-24)



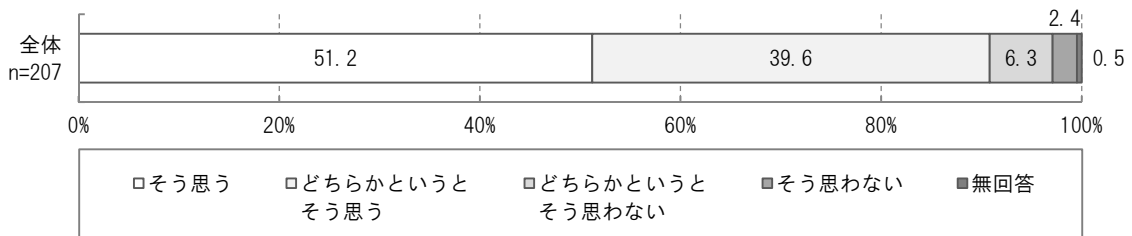
- ・自殺対策として、「児童・生徒の時期から自殺予防について学ぶ機会」や「相談窓口体制」の充実を図ることが必要。
- ・悩んでいる人を孤立させないために、ゲートキーパー※2の養成の推進や居場所づくりが必要。



※2 ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

## 教職員調査

図2-24 児童・生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思うか



### 3 「相談」することに対し、肯定的に考えている

- 悩みやストレスを感じた時、『助けを求めたり、誰かに相談したいと思う』の問いに「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は、男性（42.1%）より女性（62.4%）の方が高く、「中学生」では、その割合は約5割となっています。（図2-25・図2-30）
- 悩みやストレスを感じた時、『助けを求めたり、誰かに相談したいと思う』の問いについて、年齢別でみると高齢になるにつれ、「相談したいと思わない割合」が高くなり、「60歳代」及び「70歳以上」では約3割になります。（図2-26）
- 悩みやストレス等を感じた時、『誰かに相談することは弱い人のすることだと思う』の問いに「そう思わない」「あまりそう思わない」と回答した割合は、各々の年代で6割弱～9割弱、中学生では8割弱を占めており、「相談する」行為を肯定的に捉えています。（図2-27・図2-30）
- 悩みやストレスを感じた時に利用したことがある相談方法をみると、一般市民のうち、「30歳未満」は約4割、「30歳代～50歳代」は約2割、また中学生では約2割が「直接会って相談したことがある（訪問相談を含む）」と回答しています。また「インターネットを利用して解決法を検索した」と回答した割合は「30歳未満」及び「30歳代」では3割強、「40歳代」では2割強、「50歳代」では約1割、「中学生」では2割弱となっています。（図2-28・図2-29・図2-31）



- 全体的に「相談」することへの抵抗感はあまりないが、高齢者は消極的な傾向を示している。
- 年代によって相談方法の傾向が異なるため、それぞれの年代に対応できる相談の機会や手法等環境の整備が必要。

一般調査

図2-25 性別でみた「悩みやストレスを感じた時に考えること」

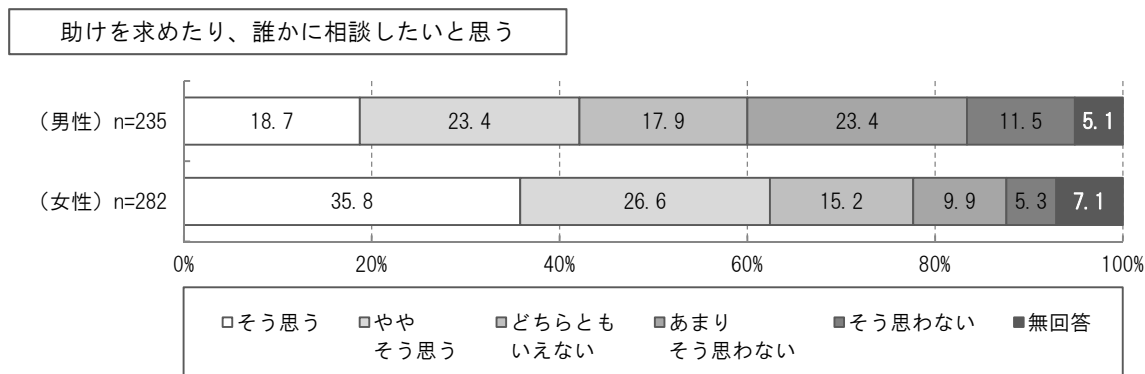
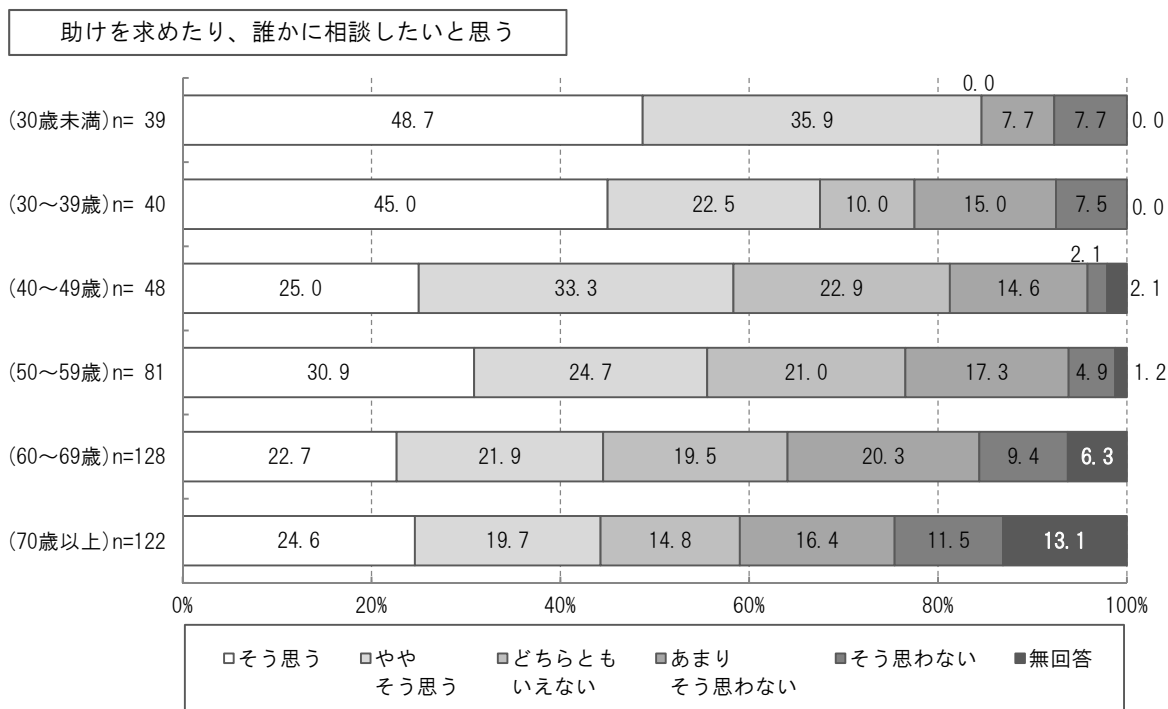


図2-26 年代別でみた「悩みやストレスを感じた時に考えること」



一般調査

図2-27 年代別でみた「悩みやストレスを感じた時に考えること」

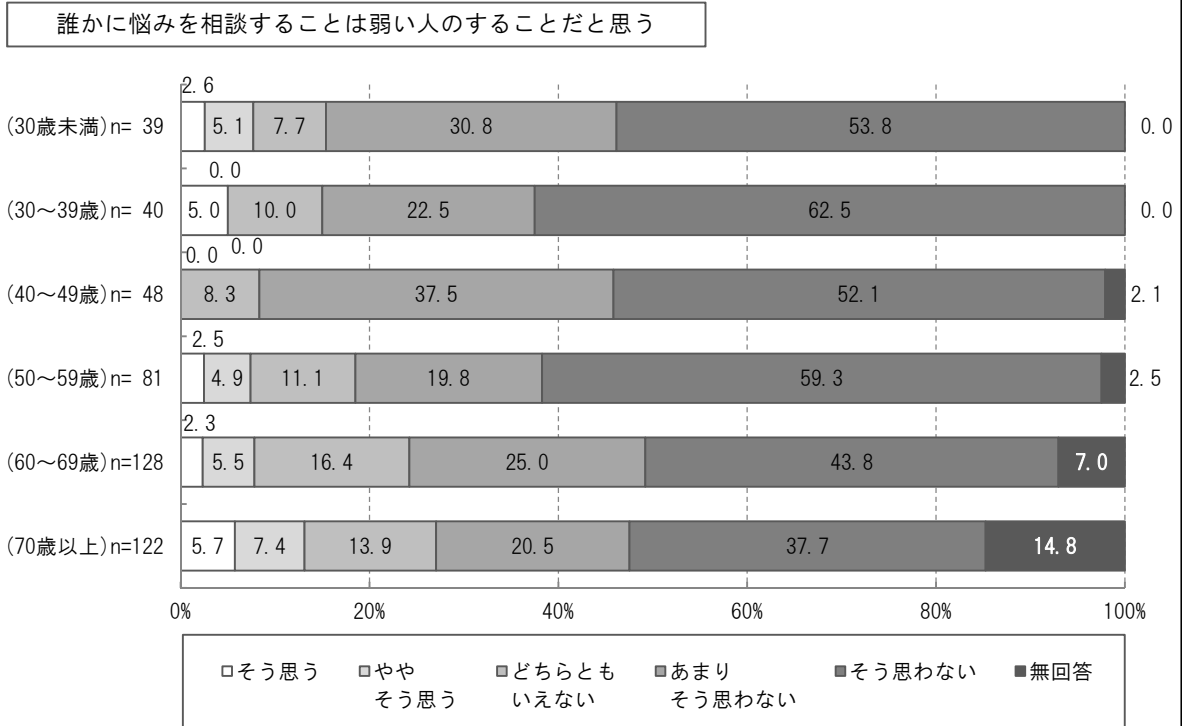
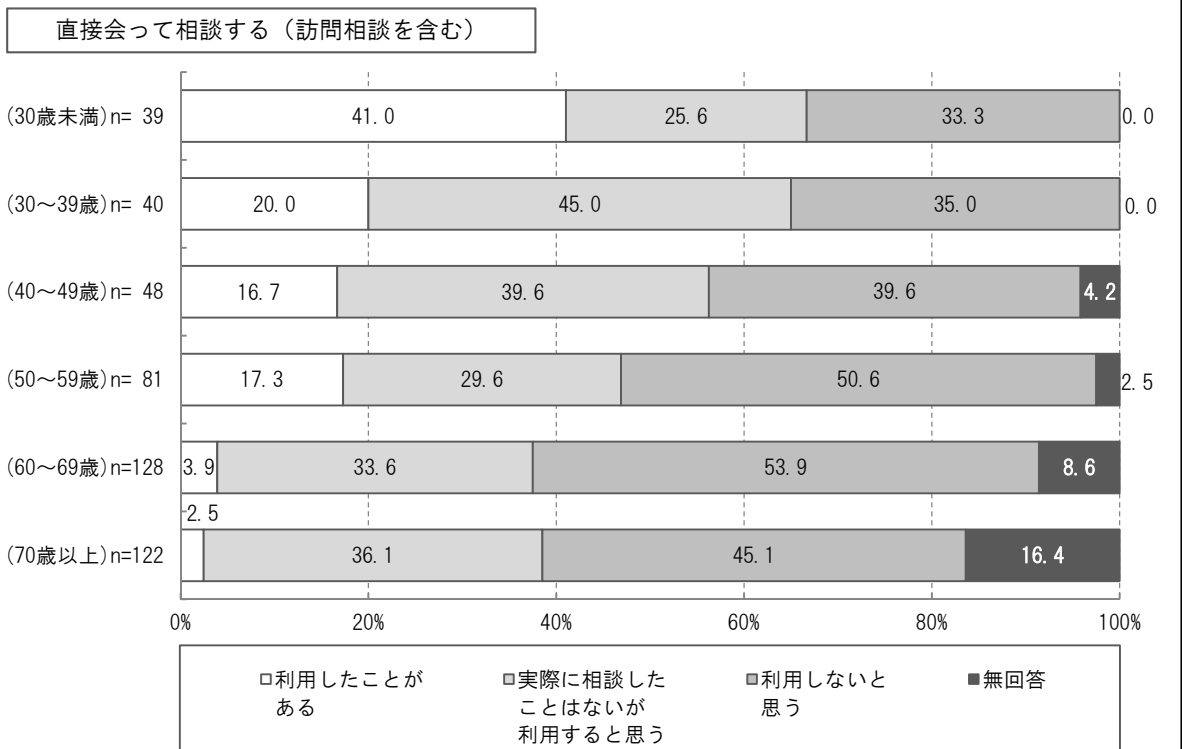
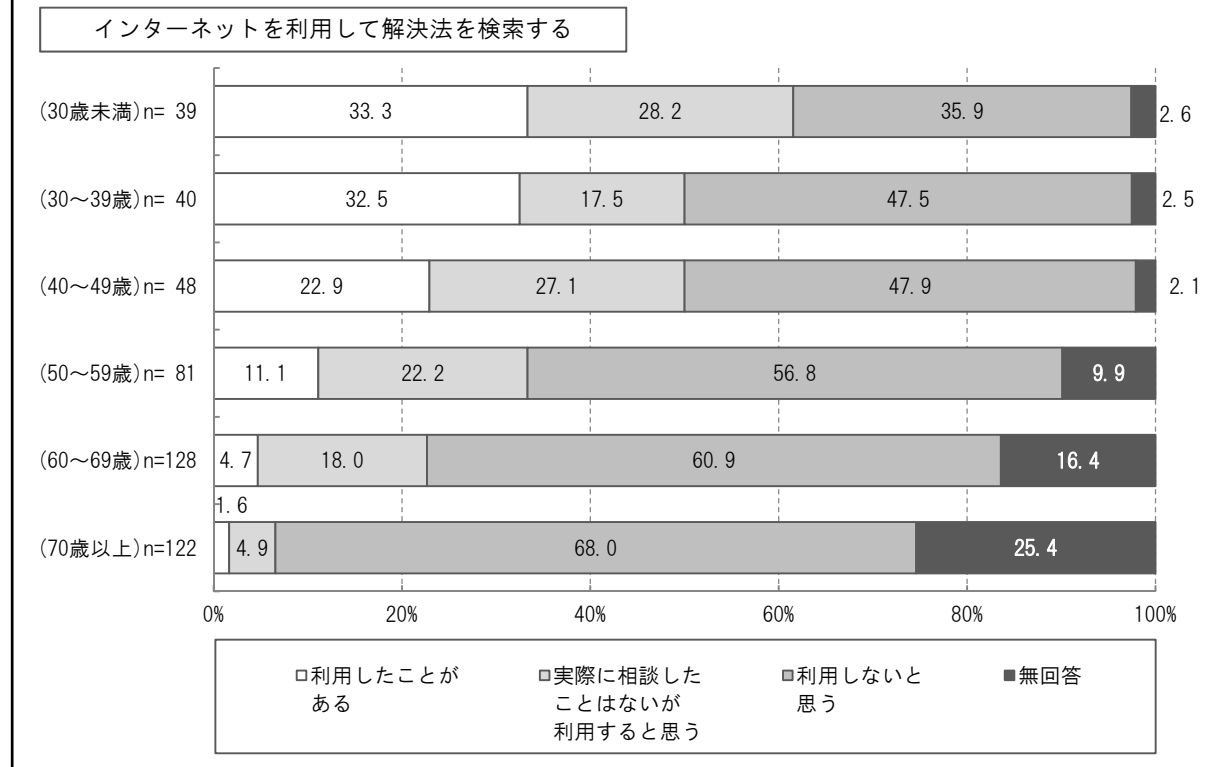


図2-28 年代別で見た「悩みやストレスを感じた時に利用する相談方法」



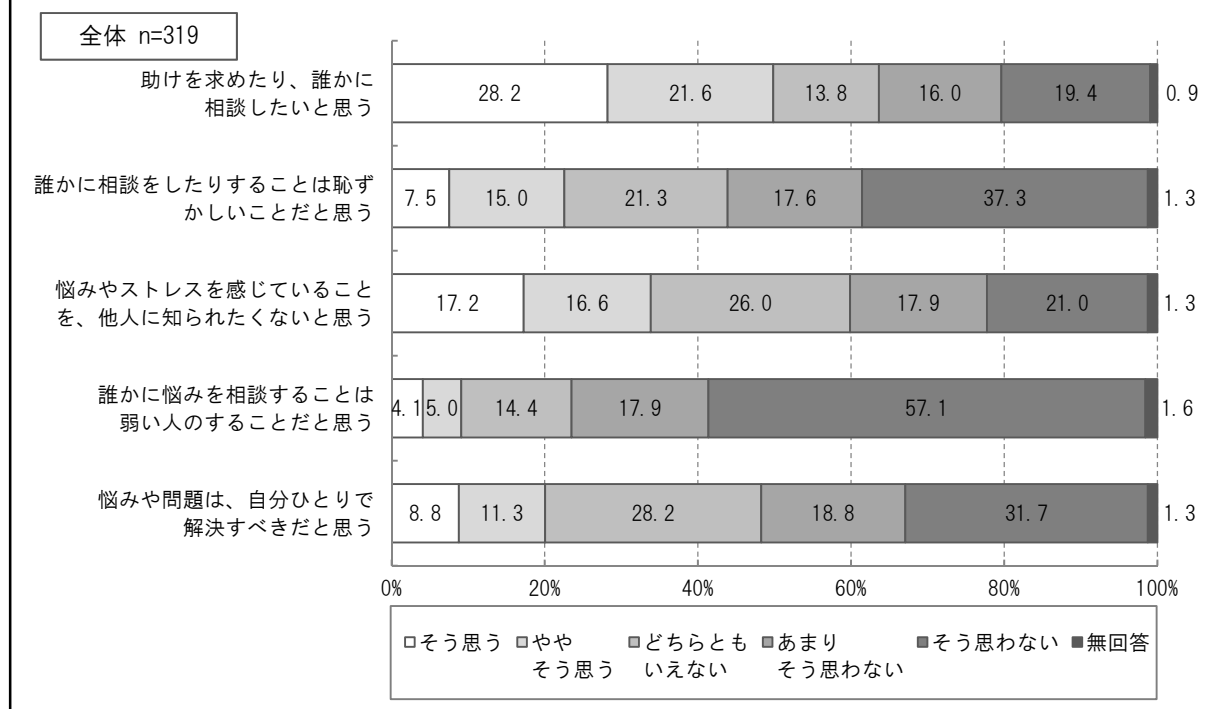
一般調査

図2-29 年代別でみた「悩みやストレスを感じた時に利用する相談方法」



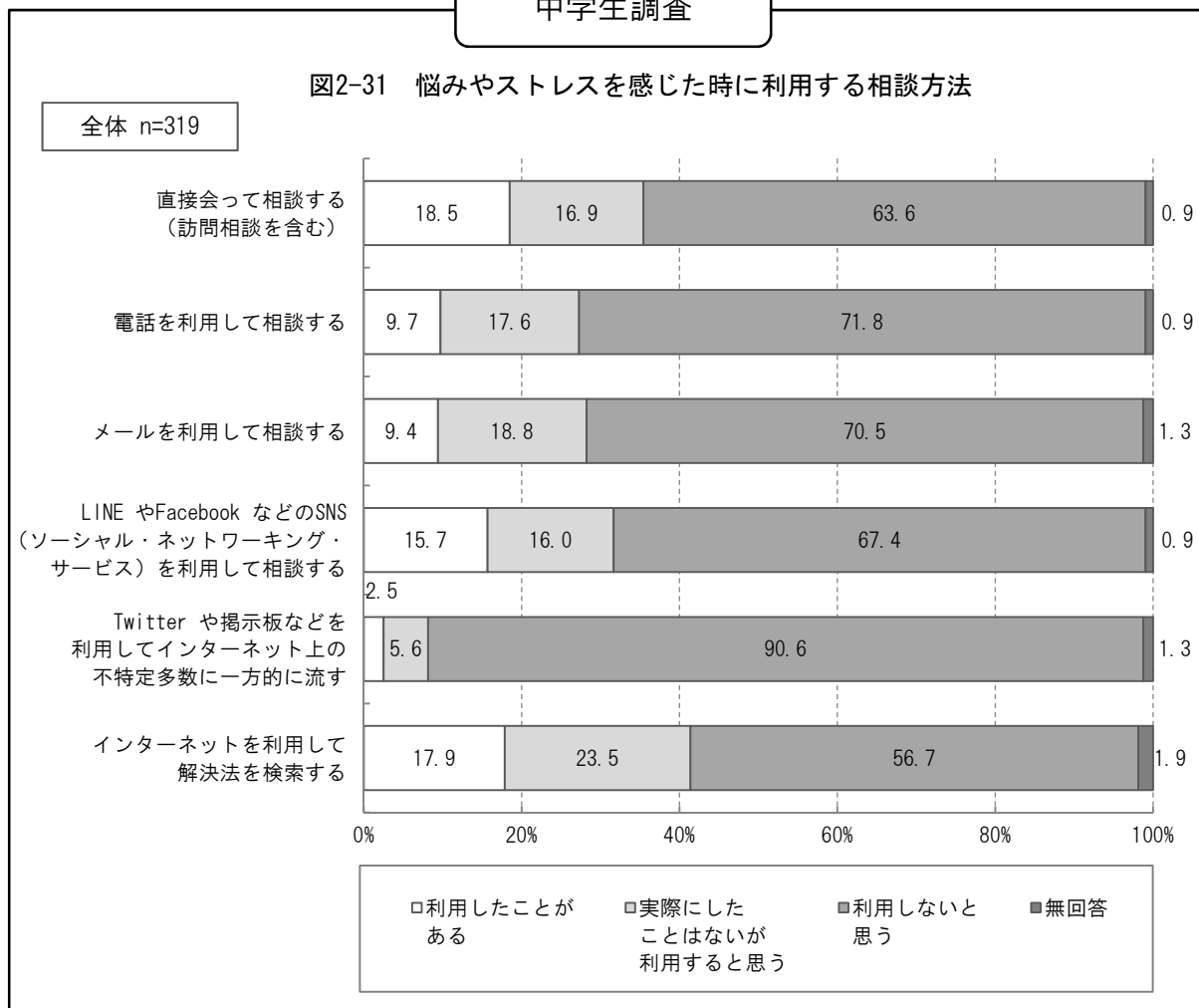
中学生調査

図2-30 悩みやストレスを感じた時の思い



中学生調査

図2-31 悩みやストレスを感じた時に利用する相談方法



#### 4 身近な人がつらそうに見えた時には「見守る」「話を聞く」「何もしないで待つ」姿勢が強い

- 身近な人がつらそうに見えた時、一般市民では5割前後、中学生では5～7割台、教職員では9割以上の方が「心配していることを伝えて見守る」、「自分から声をかけて話を聞く」という対応をとっています。また、「相手が相談してくるまで待つ」という対応を「よくする」「時々する」と回答した人は、一般市民、中学生ともに5割弱となっています。(図2-32・図2-33・図2-34)
- 心配ごとや悩み(ストレス)等を感じた時に相談する相手として、一般市民は「家族や親族」(51.9%)、「友人や同僚」(41.0%)、また中学生では「友達」(男性:77.5%、女性:78.3%)、「家族(親やきょうだい)」(男性:48.8%、女性:59.9%)が上位を占めています。(図2-35・図2-36)
- 身近な人に「死にたい」と打ち明けられた時、一般市民のすべての年代及び教職経験の長短に関係なく教職員も「耳を傾けてじっくりと話を聞く」対応の割合が最も高く、次いで、「解決策を一緒に考える」対応をすると回答しています。  
(図2-37・図2-38)
- 今後必要になると思う自殺防止対策について、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」を一般市民(29.2%)・教職員(50.2%)ともに上位にあげています。  
(図2-39・図2-40)

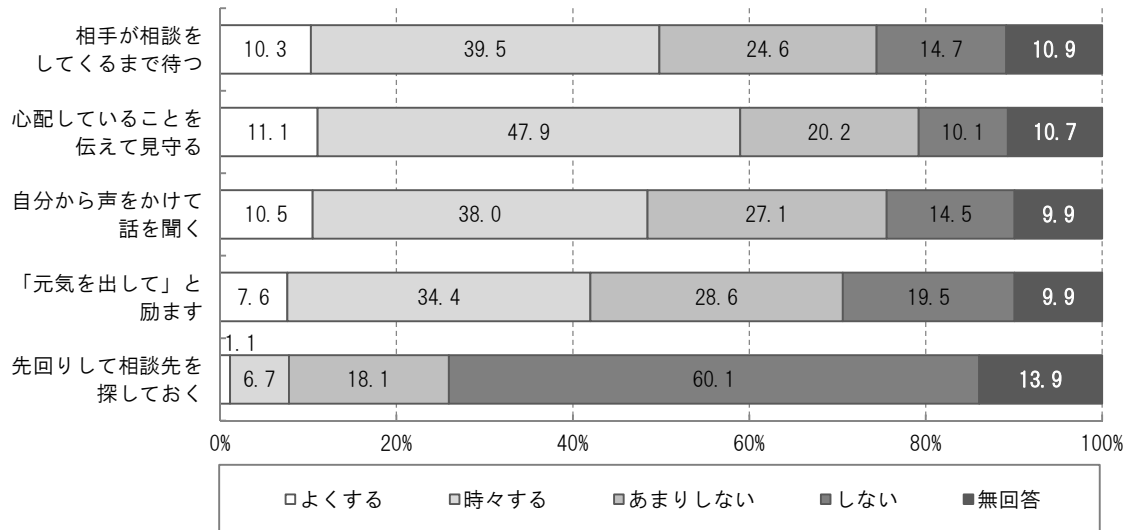


・性別、年齢、職業を問わず、「相談を受ける相手(対象)」となっているため、幅広い対象者ごとに、実際に相談を受けた際に適切な対応ができるよう、自殺対策について学ぶ機会(ゲートキーパーの養成含む)を設ける等の普及啓発を促進することが必要。

一般調査

全体 n=524

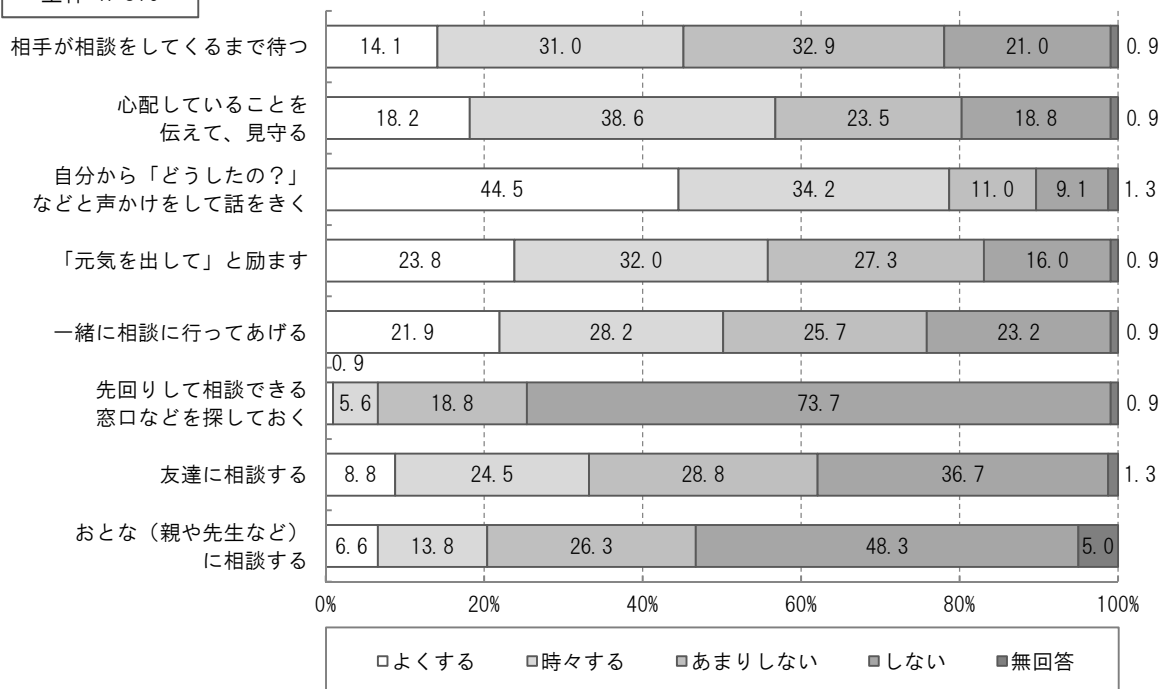
図2-32 身近な人がつらそうに見えた時の対応



中学生調査

全体 n=319

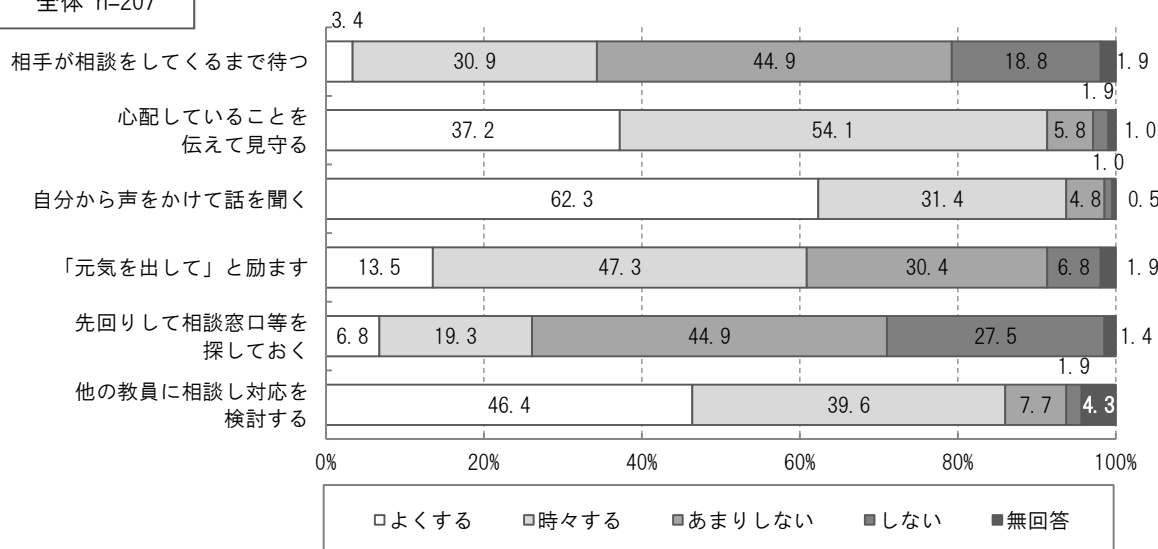
図2-33 友達の様子がつらそうに見えた時の対応



教職員調査

図2-34 児童・生徒の様子がつらそうに見えた時の対応

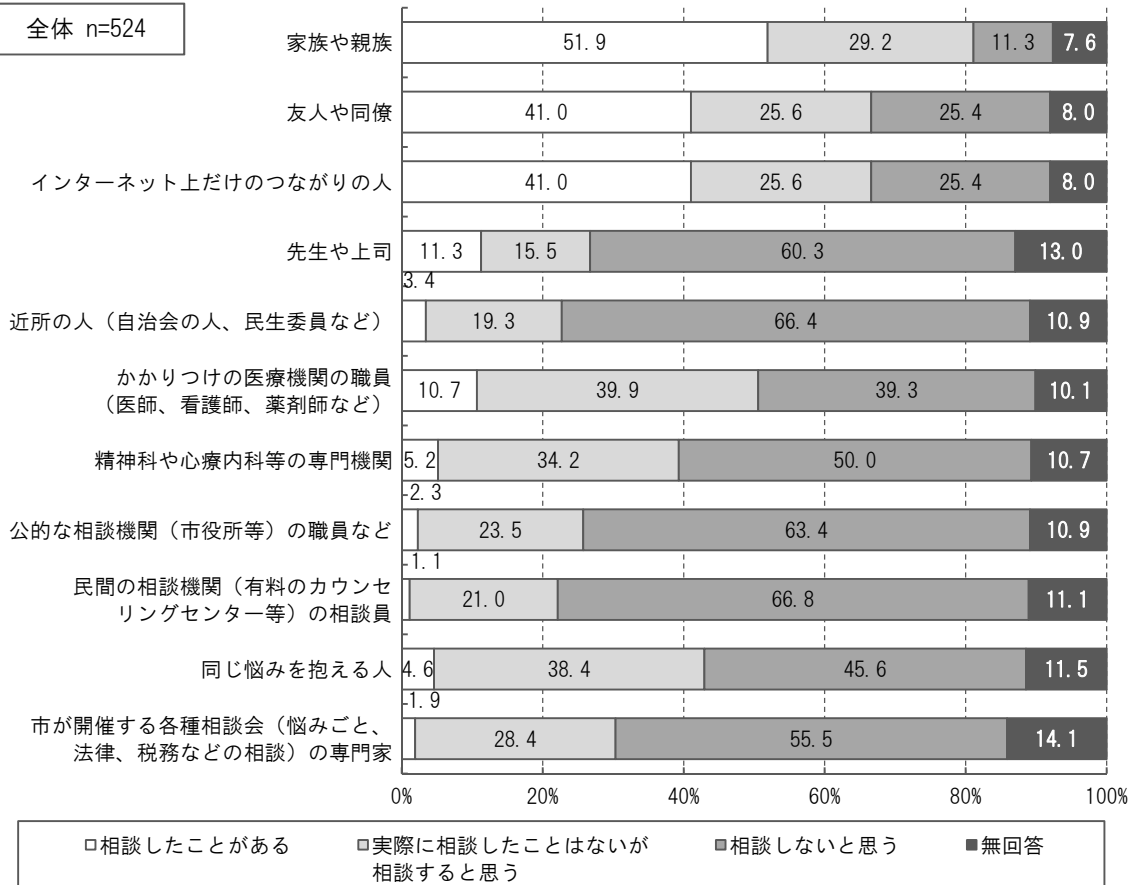
全体 n=207



一般調査

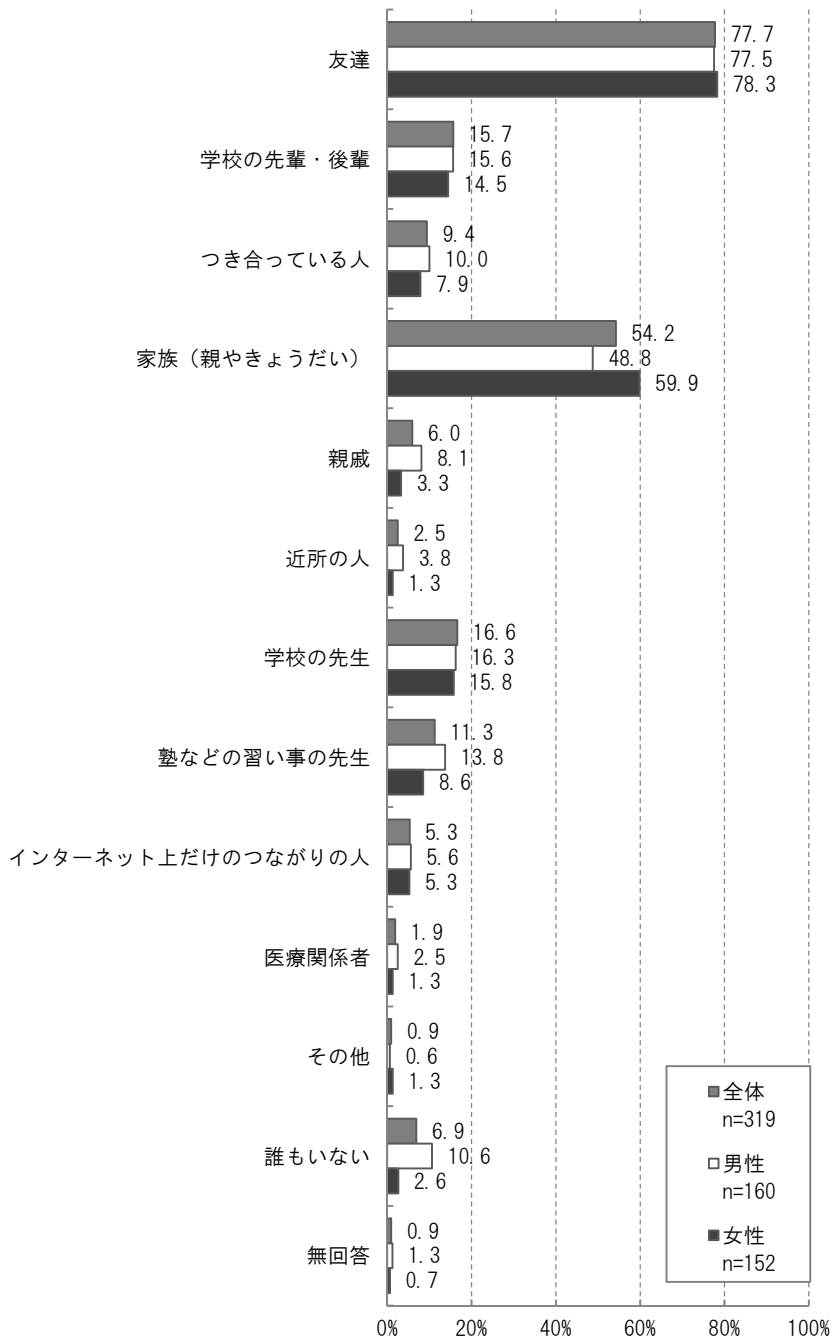
図2-35 悩みやストレスを感じた時に相談する相手・相談すると思う相手

全体 n=524



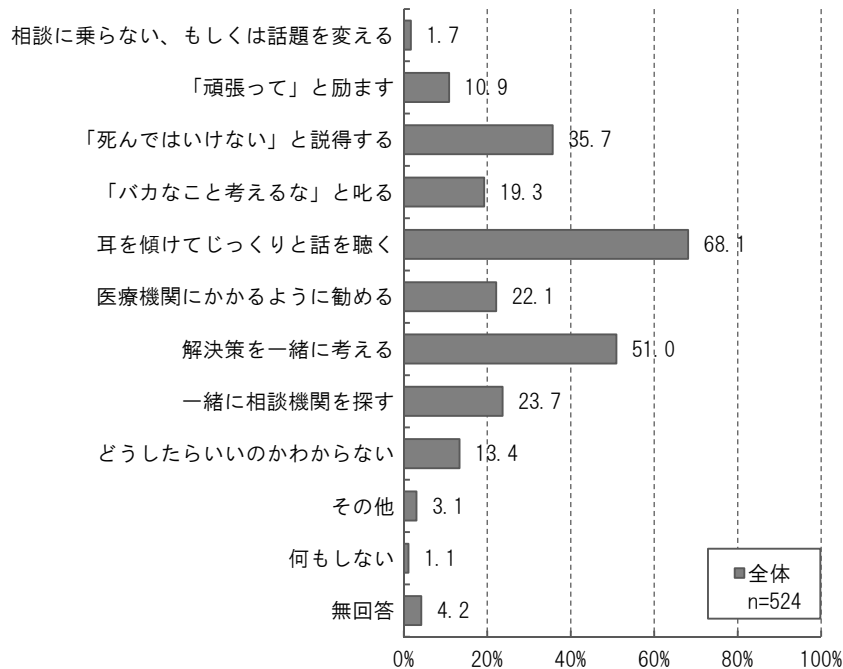
中学生調査

図2-36 性別でみた「心配ごとや悩みを聞いてくれる身近な人」



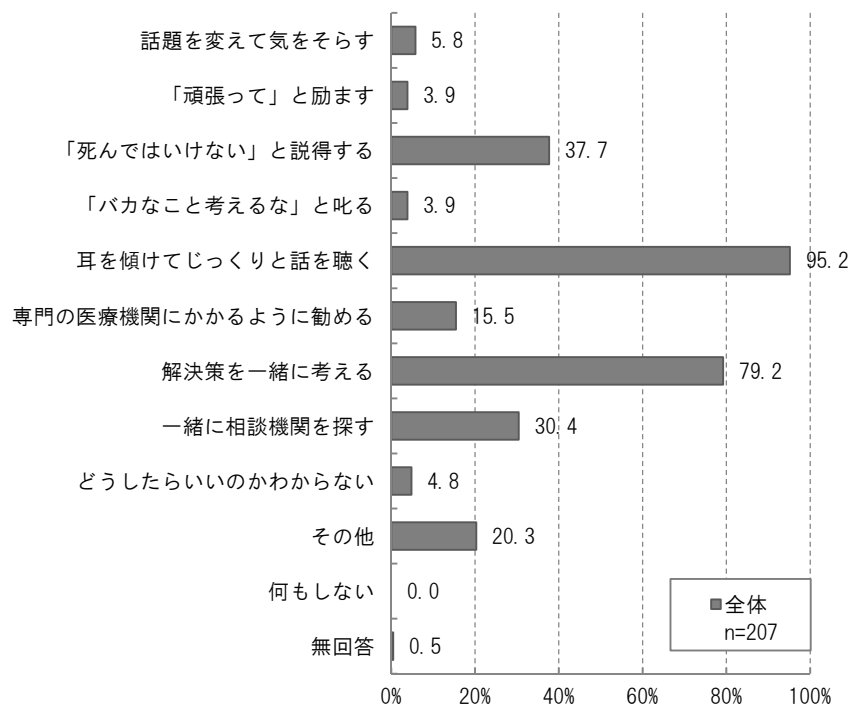
一般調査

図 2-37 身近な人に「死にたい」と打ち明けられた時の対応



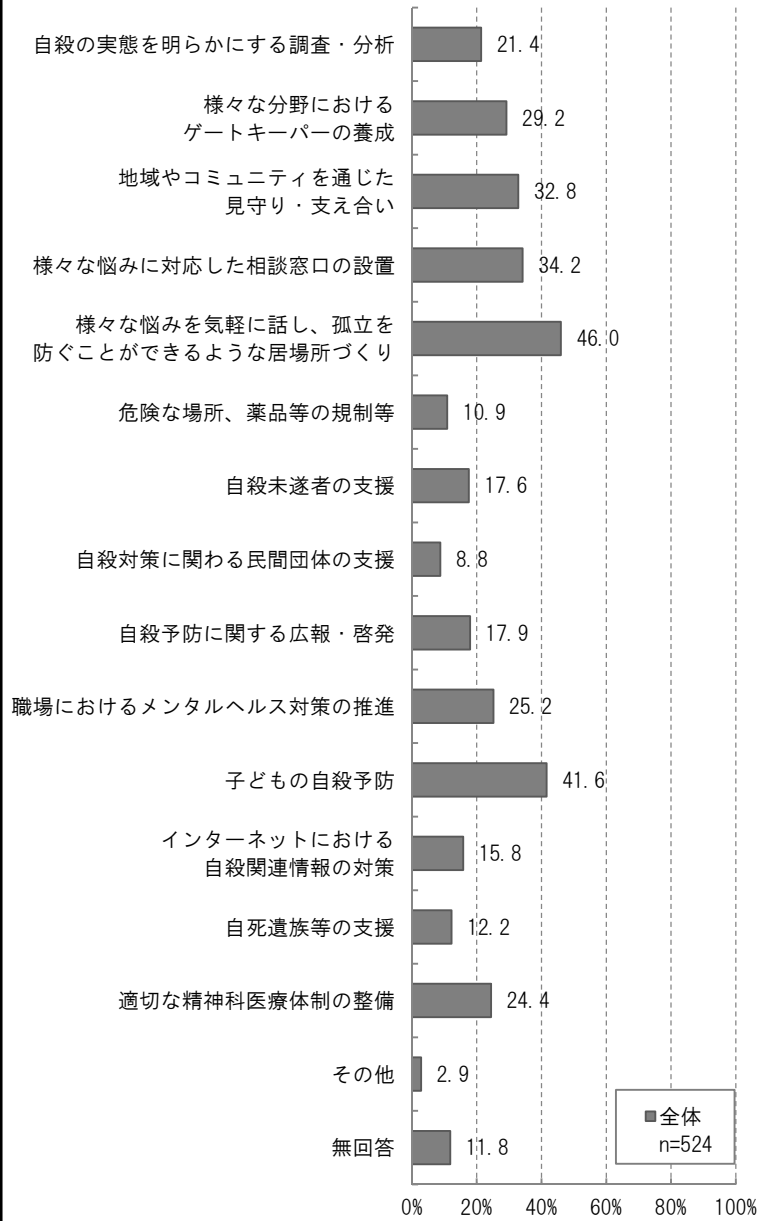
教職員調査

図2-38 児童・生徒から「死にたい」と打ち明けられた時の対応



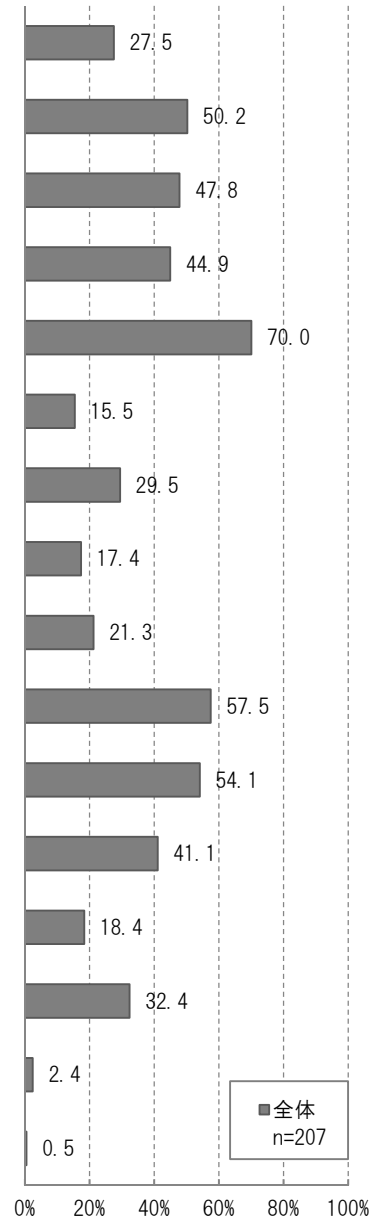
一般調査

図2-39 今後求められる自殺対策



教職員調査

図2-40 今後求められる自殺対策

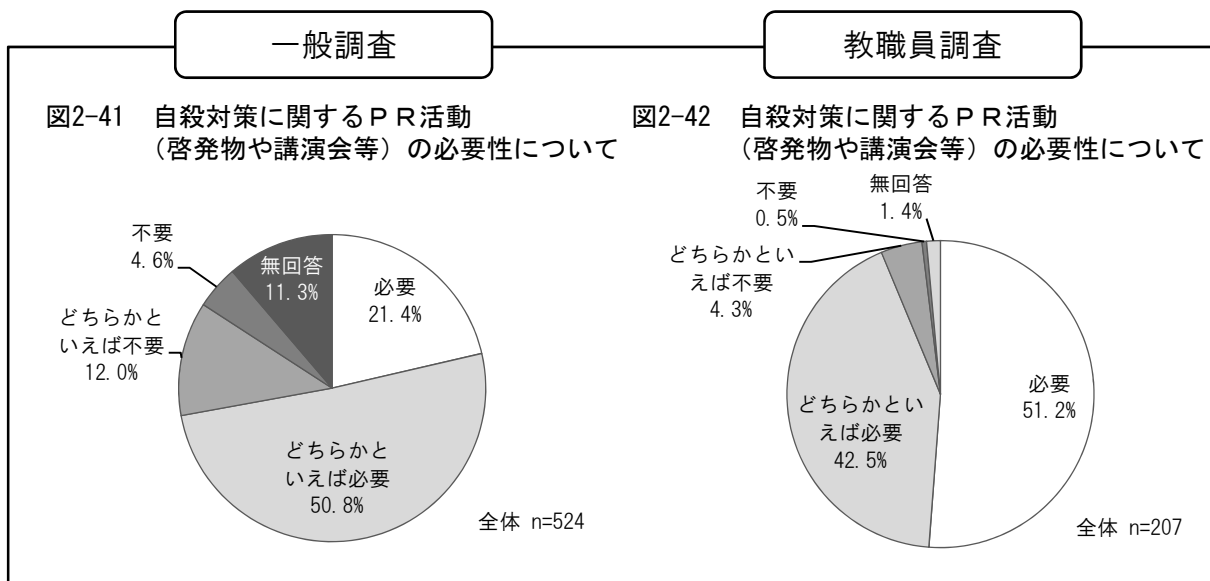


## 5 自殺対策に関するPR活動は必要と考えているが、行動にはつながっていない

- 自殺対策に関するPR活動（啓発物や講演会等）の必要性をみると、一般市民では7割以上、教職員では9割以上の方が「必要」「どちらかといえば必要」と感じているものの、実際に講演会や講習会へ参加した割合は一般市民で1割未満、教職員でも約2割にとどまっています。（図2-41・図2-42・図2-46・図2-47）
- 自殺対策に関する啓発物で見たことのあるものは、「ポスター」（一般市民：42.4%、教職員：81.2%）、「パンフレット」（一般市民：18.7%、教職員：51.7%）、「広報誌」（一般市民：20.4%、教職員：31.4%）が上位となっています。（図2-43・図2-44）
- 自殺対策に関する啓発物を見た時の行動として、啓発物を読んだ（「全部読んだ」「大体読んだ」）人は、一般市民では約3割にとどまっています。（図2-45）
- 一般市民の自殺対策基本法及びゲートキーパーの認知度に関して、自殺対策基本法を「知らない」の割合が6割以上を占め、ゲートキーパーでは「名前も聞いたこともないし、意味もわからない」の割合が7割以上を占めます。（図2-48・図2-50）
- 教職員の自殺対策基本法及びゲートキーパーの認知度に関して、自殺対策基本法を「知らない」の割合が教職歴7年未満では約4割～5割を占め、教職歴7年目以上でも約3割を占めます。また、ゲートキーパーでは「名前も聞いたこともないし、意味もわからない」の割合が教職歴7年未満では約8割を占め、教職歴7年目以上でも5割前後を占めます。（図2-49・図2-51）



- ・自殺対策に関するPR活動（啓発物や講演会等）の必要性への意識は高いが、現行の対策について、認知度や利用は極めて低く、ギャップが生じている。
- ・啓発活動の手法、講演会や講座等への「参加のしやすさ」に対する工夫が必要。

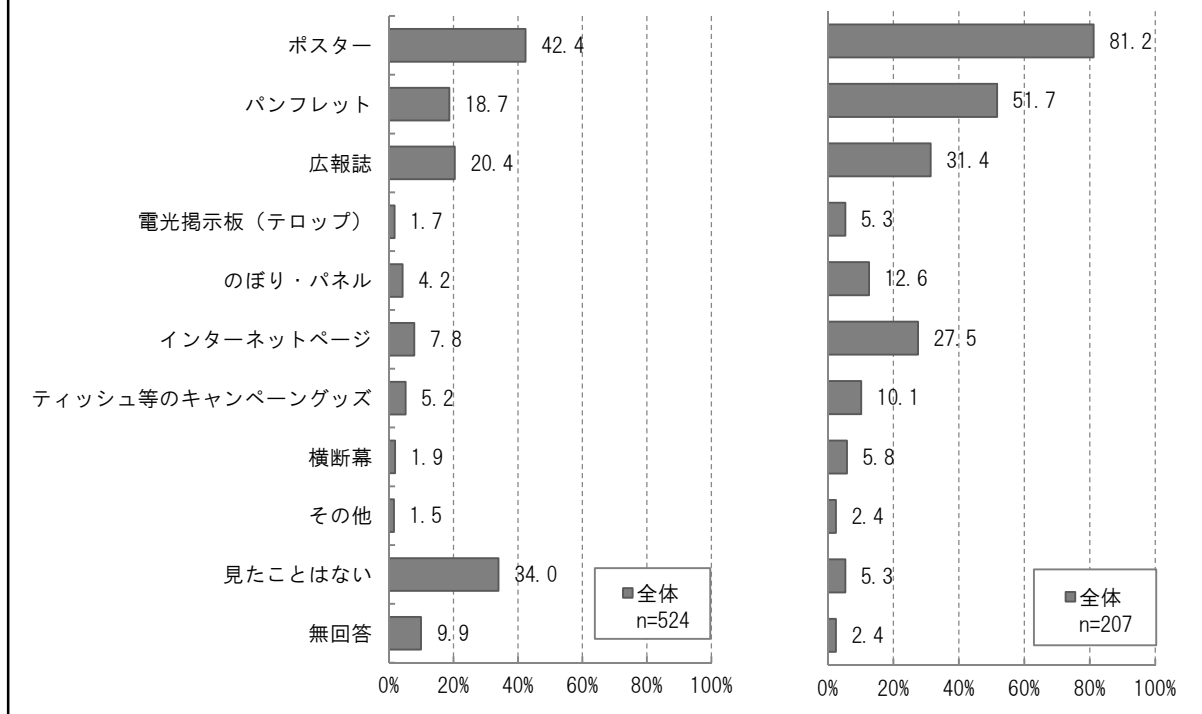


一般調査

教職員調査

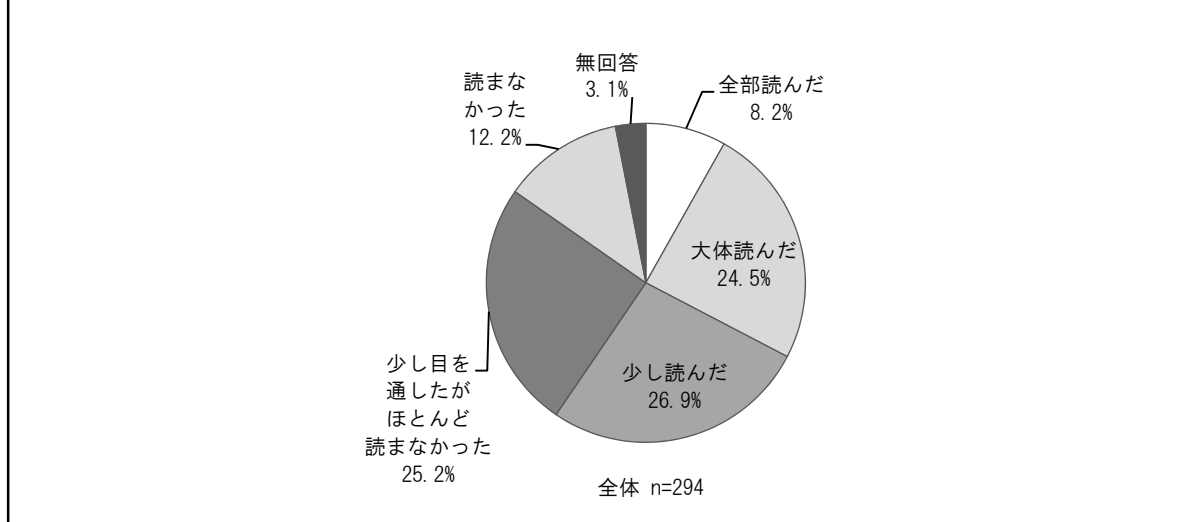
図2-43 見たことのある自殺対策の啓発物

図2-44 見たことのある自殺対策の啓発物



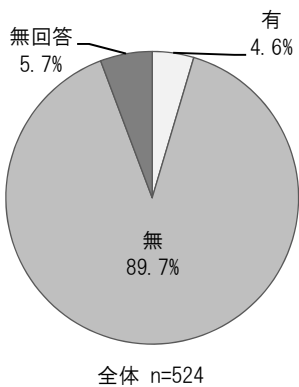
一般調査

図2-45 自殺対策に関する啓発物を見た時の行動



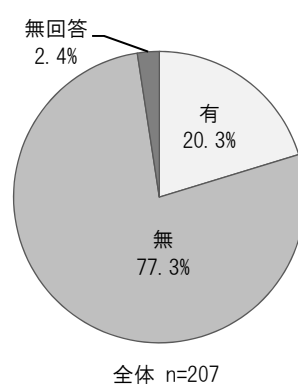
一般調査

図2-46 自殺対策に関する講演会や講習会への参加の有無



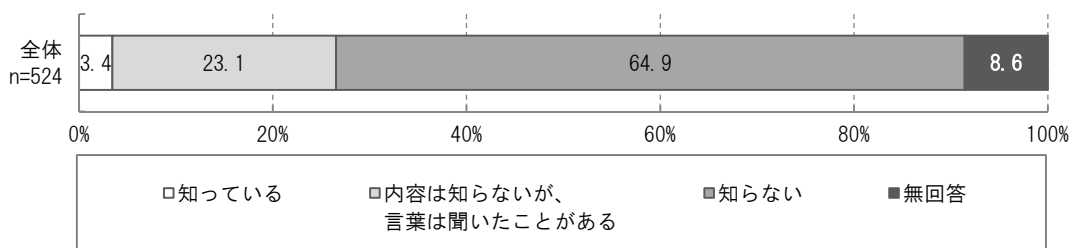
教職員調査

図2-47 自殺対策に関する講演会や講習会への参加の有無



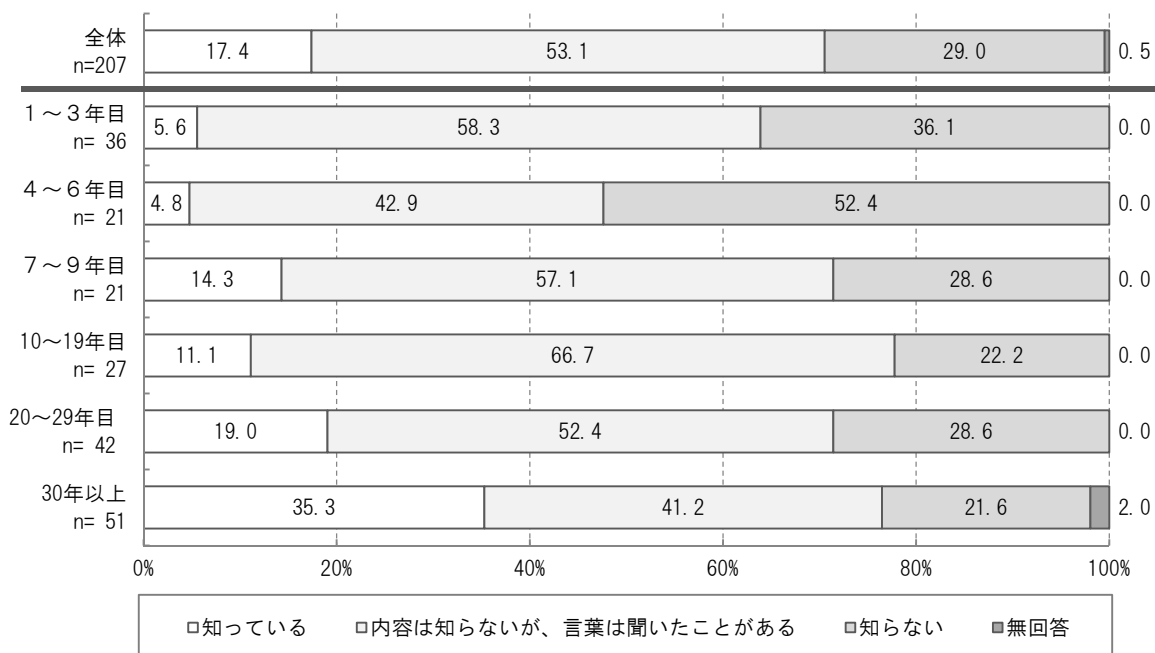
一般調査

図2-48 自殺対策基本法の認知状況



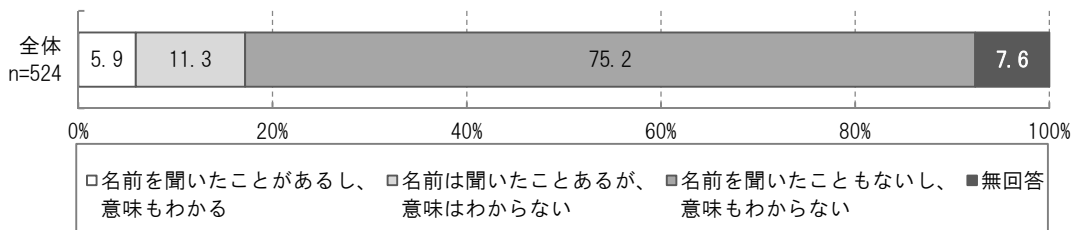
教職員調査

図2-49 教職員歴でみた「自殺対策基本法の認知状況」



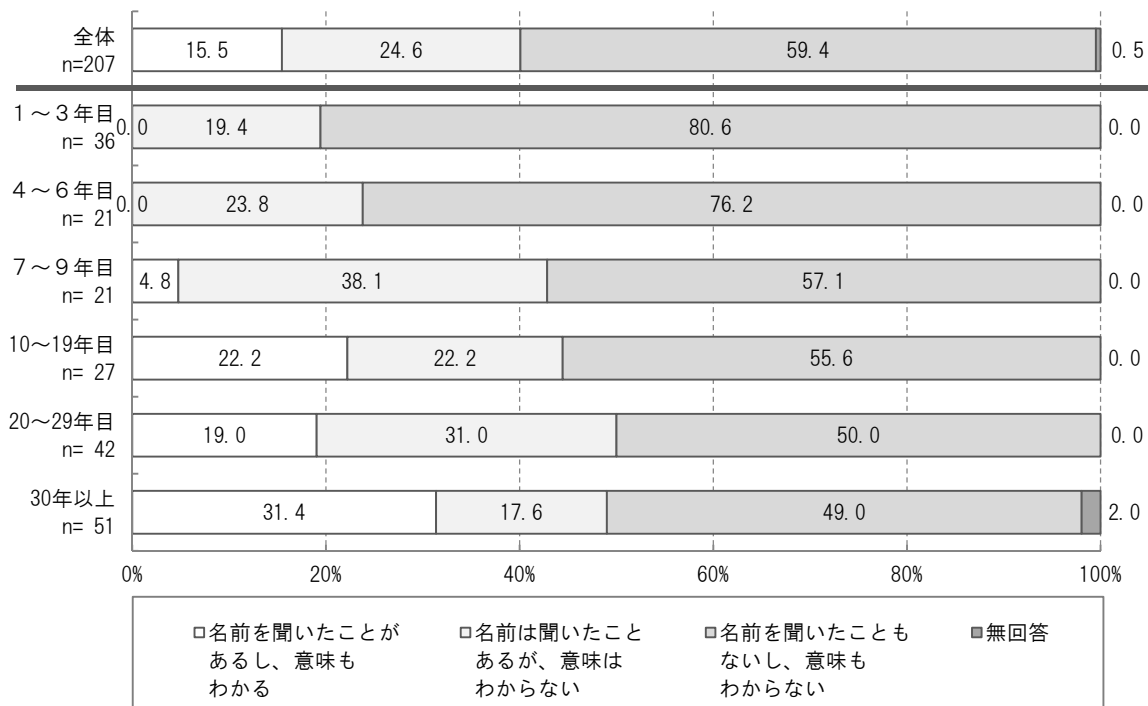
一般調査

図2-50 ゲートキーパーの認知状況



教職員調査

図2-51 教職員歴でみた「ゲートキーパーの認知状況」



## 第3章

### 自殺対策の基本的な考え方

## 第3章 自殺対策の基本的な考え方

### 1 自殺対策の共通認識

自殺対策を推進するためには、市民、行政、関係機関・団体等が次に掲げる事項を理解・認識して取り組むことが重要です。

#### 基本認識 1

自殺のその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題である

自殺は、自ら命を絶つ瞬間的な行為だけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる過程として捉える必要があります。

様々な悩みが原因で、心理的に追い込まれて自殺以外の選択肢が考えられなかったり、社会とのつながりや役割の喪失感、また、過剰な負担感から危機的な状態に追い込まれてしまう過程と見ることができます。

このように、個人の意思や選択の結果ではなく、自殺はその多くが追い込まれた末の死ということがいえます。

#### 基本認識 2

自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちがあり激しく揺れ動いている場合も多く、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いといわれています。

本人を取り巻く周囲のあらゆる人が、自殺のサインに気づき、寄り添い、見守り、必要な支援につなげていくことが自殺の予防にとって重要です。

#### 基本認識 3

自殺者減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている

自殺死亡率は低下してきており、自殺者数も減少傾向にありますが、若年層では20歳未満の自殺死亡率が横ばいであることに加え、20歳代、30歳代の死因第1位は「自殺」が占めている状況です。

我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中でも最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。こうした状況を踏まえると、非常事態はまだ続いているという認識が必要です。

## 2 計画の基本理念

国の自殺総合対策大綱では、自殺対策の基本理念を以下のとおり示しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

本市においても、国の基本理念に基づき自殺対策を推進していきます。

### 海津市の基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない  
生き心地の良い海津市」の実現

## 3 施策体系

本市の自殺対策は大きく3つの施策に分かれています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」では、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、その他の事業をまとめた「生きる支援関連施策」から構成されます。

本市では「基本施策」「重点施策」「生きる支援関連施策」の3つの施策により、自殺対策の取り組みを進めます。

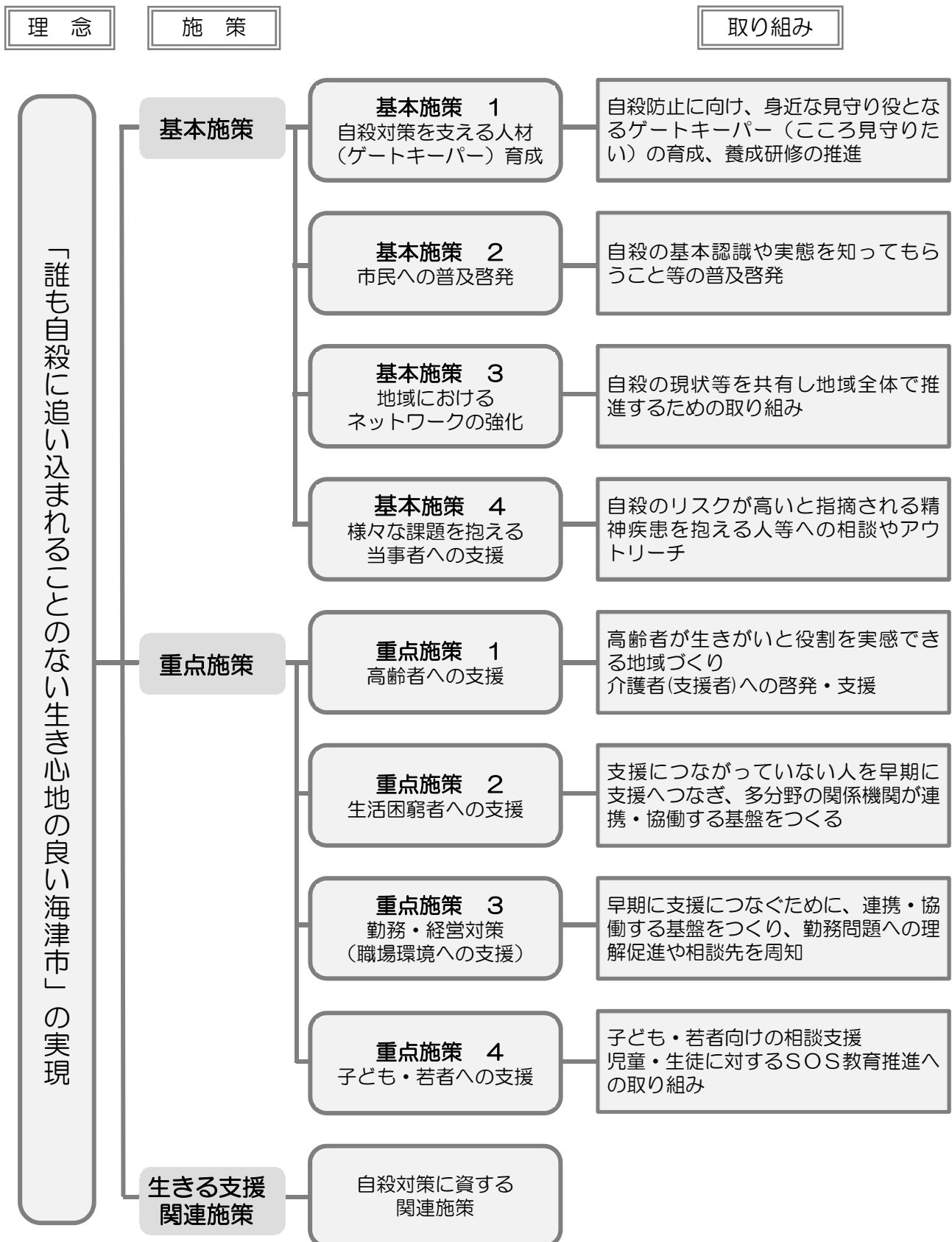
基本施策は、国（自殺総合対策推進センター）が、地域の自殺対策の基本的な施策として全国的に実施することが望ましいとする施策です。基本施策では「自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）育成」「地域におけるネットワークの強化」は地域における自殺対策を推進していくための基盤となる取り組みであり、これを実行していくためには「市民への普及啓発」は必要不可欠です。また、「様々な課題を抱える当事者への支援」を通じて、自殺のリスクを抱える市民を早期発見し、必要な支援へと結びつけていきます。

また、「高齢者への支援」「生活困窮者への支援」「勤務・経営対策」等の重点施策は、より効果的な自殺対策を進めるために本市の特徴を踏まえ、対象者を明確にし、特に強化すべき施策です。これら3つの重点施策に、「子ども・若者への支援」を加えた4つを重点施策とし、実践的な取り組みへの支援を強化します。

なお、生きる支援関連施策は、本市の既存事業を精査し、「生きる支援（自殺対策）」の観点から体系的に見直した関連事業です。

上記のように施策体系を定め、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

## 4 施策の体系図



## 第4章

### いのちを支える自殺対策 における取り組み

## 第4章 いのちを支える自殺対策における取り組み

### 1 基本施策

#### 基本施策1 自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）育成

様々な悩みを抱えている人に対して早期の「気づき」が必要であり、そのための人材育成の対策を充実させる必要があります。専門性の有無にかかわらず、1人でも多くの人に自殺に関する正しい知識を普及啓発し、それぞれの立場で行動を起こしていくことができる人材を育成することが自殺対策につながります。

具体的には、市民・地域の支援者、保健、医療、福祉、教育、その他の関連部署等、誰もが早期の気づき対応ができるよう研修会等を開催し、地域での見守り体制の強化を推進します。その中で、自殺のリスクを抱えている人に寄り添いながら、リスクが低下するまで伴走型の支援ができる人材を養成することも重要です。

#### （1）市民を対象とした研修の実施

- 自殺対策に関連する研修やゲートキーパー（こころ見守りたい<sup>※3</sup>）研修の実施  
「こころの健康に関する意識調査」から、心配ごとや悩み（ストレス）等を感じた時に相談する相手として、身近な人がゲートキーパーの役割を担う機会が多いと考えられます（22ページ以降掲載 図2-35・図2-36）。地域での支えとなる市民に対して、自殺対策に関連する研修やゲートキーパー（こころ見守りたい）研修の受講を呼びかけ、ゲートキーパーの養成に努めます。さらに、自殺リスクを抱えた市民の孤立を防ぐためにゲートキーパー（こころ見守りたい）を増やし、地域の見守り体制の強化につなげます。

#### （2）様々な職種を対象とする研修の実施

- 市職員を対象とした研修（ゲートキーパー研修）の実施  
窓口業務担当や相談業務従事者、徴収を行っている職員等の業務機会を活用し、自殺のリスクを抱えた市民の早期発見や他の関係機関につなぐ等、気づき役やつなぎ役となる人材育成を目的とした研修として、ゲートキーパー研修を全庁的に実施し、自殺対策を推進していきます。

※3 こころ見守りたいとは、ゲートキーパー養成講座を修了された人によるボランティア団体のことです。

### **(3) 学校教育・社会教育に関わる人への研修の実施**

教育委員会と連携し、小中学校教職員や社会教育団体関係者を対象に、生きる支援（自殺対策）についての研修やゲートキーパー研修等を実施し、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について学び、問題の早期発見・早期対応を図ります。

### **(4) 寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成の推進**

地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成を図り、自殺のリスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家と連携して課題解決等を行い、相談者の自殺のリスクが低下するまで伴走型の支援ができる人材育成を推進します。

## 基本施策2 市民への普及啓発

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが重要である」ということを社会全体の共通認識となるよう啓発します。また、市民との様々な接点や機会を活用し、相談機関等に関する情報を積極的に提供します。

### (1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

- ゲートキーパー（こころ見守りたい）と協働した普及啓発活動  
ゲートキーパー（こころ見守りたい）を中心に、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に街頭啓発を実施します。また、各種イベントの際に啓発チラシや啓発グッズを配布し、市民への啓発活動を実施します。
- リーフレットの配架や啓発ポスターの掲示  
公共施設、コミュニティバス、デマンドバスや飲食店等、広く市民の目に留まる場所に自殺予防に関するリーフレットや啓発ポスターを掲示し、市民が自殺対策について理解を深められるようにします。
- 啓発チラシの配布  
講習会、研修会、親子教室、成人式やスポーツ大会で啓発チラシを配布し、市民に向けて情報提供や啓発を積極的に行います。
- マスコットキャラクター（かいづっち）の活用  
自殺対策のチラシやパンフレット等にデザインとして活用し、手に取ってもらいやすい工夫を行うとともに、街頭啓発において着ぐるみを活用します。
- 図書館における啓発ブースの設置  
9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間等に合わせ、市民に対する情報提供の場として活用します。

## (2) 市民向け講座等の開催

- 一般市民向け講座等の実施

職員が地域に出向く出前講座事業や栄養教室事業にて、睡眠、休息やこころの健康づくりの延長上で自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する市民の理解促進を図ります。

- 生涯学習

各講座に自殺問題や自殺対策についてテーマを取り入れ、自殺対策について理解を深められるようにします。

## (3) 広報・ホームページを活用した啓発

- 「市報かいづ」の活用

月1回発行される「市報かいづ」に、知識・情報・相談窓口の紹介、自殺対策に関する講演や啓発活動等、各種事業に関する情報を掲載し、啓発活動を積極的に行います。

- ホームページやメール配信、フェイスブック等の活用

市民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であることから、自殺対策の啓発として、各種相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を積極的に提供します。

## 基本施策3 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限に効果を発揮するには、行政だけでなく民間団体、関係機関、企業等多岐にわたる関係者が連携して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのために、各関係分野の連携を強化し、積極的に自殺対策に取り組めるよう基盤づくりを強化します。

### (1) 地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取り組みとして、地域におけるネットワークの強化があげられます。本市では保健、医療、介護、福祉、教育、労働等、様々な分野の関係機関が連携し、自殺リスクを抱えた市民の早期発見と対応ができる体制の強化を図ります。

### (2) 関連部署における連携・ネットワークの強化

様々な分野における支援策の連動・連携をさらに強化していくために、分野・対象者別に進められてきた縦割りの仕組みを見直し、庁内関連部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するために自殺対策推進本部<sup>※4</sup>の設置を検討します。

### (3) 生活困窮者自立相談支援事業との連携強化

自殺対策と生活困窮者に対する各事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、海津市くらしサポートセンター<sup>※5</sup>と各関係機関等によるケース検討等の機会を設け、生活困窮者を孤立させない寄り添い型支援を目指します。

※4 自殺対策推進本部とは、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するための中核組織です。

※5 くらしサポートセンターとは、生活や就労等生活にお困りの人の総合的な支援を行う相談窓口です。生活困窮者自立支援法により平成27年4月に設置し、海津市社会福祉協議会に委託・運営されています。(愛称 くらしサポ)

## 基本施策4 様々な課題を抱える当事者への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因<sup>※6</sup>」よりも「生きることの阻害要因<sup>※7</sup>」が上回った時です。自殺対策では、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。

### (1) 居場所づくり（生きづらさを抱えた人への支援）

学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって図書館等が「安心して過ごせる居場所」であることの周知を進め、利用しやすい環境づくりに努めます。

また、生きづらさを抱えた様々な人の居場所づくりに向けて、ゲートキーパー（こころ見守りたい）と協働し、居場所づくりを推進していきます。

### (2) 自殺未遂者や自死遺族への支援

#### ● 自殺未遂者への支援

医療機関や消防署等からの連絡を受け、関係機関と連携し自殺未遂者への支援が行えるよう連携体制を検討していきます。

#### ● 自死遺族への情報提供

葬祭費申請の手続きの際、死亡原因が自殺であった被保険者遺族から相談があった場合、状況に応じ相談先の情報を掲載したパンフレット等を配付し、相談窓口等を紹介する等、遺族の支援につなぎます。

### (3) 子育てをしている保護者への支援の充実

#### ● 地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

保護者に対する育児相談の提供や、保護者同士が自由に交流できる地域子育て支援センターの利用を通じて、子育てに悩みや課題を抱える保護者の早期発見と生きる支援につなぐための連携に努めます。

#### ● 障がい児に対する支援の提供

障がいがある子どもとその家族が地域で安心して生活が送れるよう、保護者等と関わりのある専門職や教職員等が、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を把握し、必要な支援を提供します。

<sup>※6</sup> 生きることの促進要因とは、将来の夢、家族や友人との信頼関係、やりがいのある仕事や趣味、経済的な安定、ライフスキル(問題対処能力)、自己肯定感等をいいます。

<sup>※7</sup> 生きることの阻害要因とは、将来の不安や絶望、失業や不安定雇用、過重労働、借金や貧困、病気、家族や周囲からの虐待やいじめ、孤独等をいいます。

#### (4) 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

身近な相談窓口の充実を図るとともに、専門的な支援へとつなぐことができる体制づくりに努めます。

##### ● スクールカウンセラー・スクール相談員の配置

専門知識を有したスクールカウンセラー・スクール相談員が、不登校及び不登校傾向、悩みを抱える児童・生徒に寄り添い、相談に応じます。また、児童・生徒、その保護者を対象とした専門的カウンセリング、校内教育相談活動や授業参観等を通じて相談体制を整え、早期発見・早期対応に努めます。

##### ● 高齢者の健康・介護不安に関する対応

自殺の最も大きな原因・動機は「健康問題」です。高齢になると健康面でのリスクは次第に高くなることから、健康や介護に関する不安や問題を高齢者は多く抱えています。また、高齢夫婦世帯<sup>※8</sup>・高齢単身世帯<sup>※9</sup>が増加し、被保険者証の更新や医療費受給、要介護認定等の相談や申請手続き等ができずに孤立している人もあることから、相談窓口の案内や情報提供等を行い、自殺要因を早期に発見するとともに対応へつながります。

##### ● 自死遺族への情報提供【再掲 P42】

##### ● 主な相談窓口

様々な悩みごと等に対して、相談対応に努めていきます。また、相談者の状況によっては、積極的に相談者のいるところに出向き、働きかけを行うこと（アウトリーチ）や、ICT（情報通信技術）を活用し、相談窓口の周知を推進します。

主な相談窓口については、【P82 別表】のとおりです。

※8 高齢夫婦世帯とは、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯のことをいいます。

※9 高齢単身世帯とは、65歳以上の単身世帯のことをいいます。

## 2 重点施策

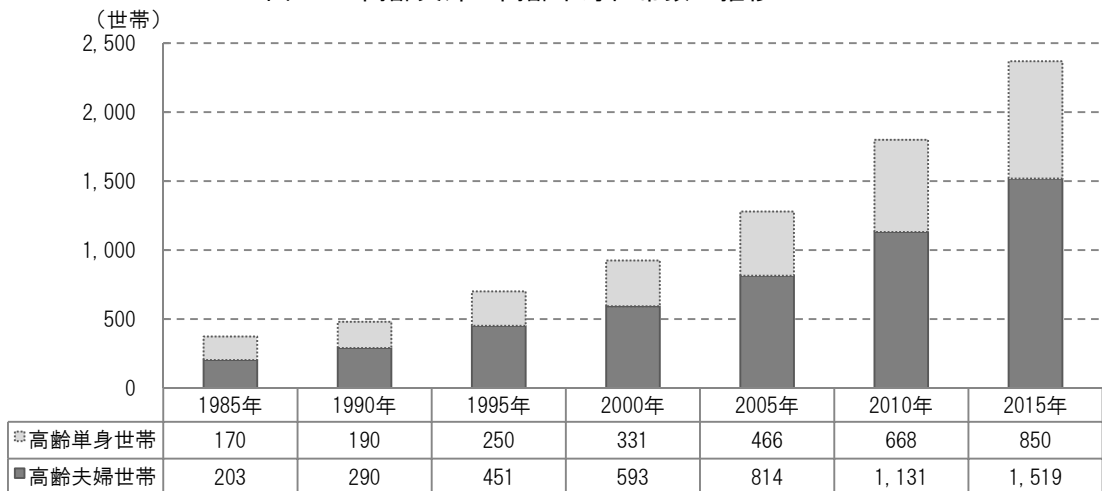
### 重点施策1 高齢者への支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが求められます。

本市では、1985年以降の30年間で高齢夫婦世帯は7.5倍、高齢単身世帯は5倍に増加しています。高齢夫婦世帯が一般世帯総数に占める割合は13.2%と県内42市町村中、23位となっています。

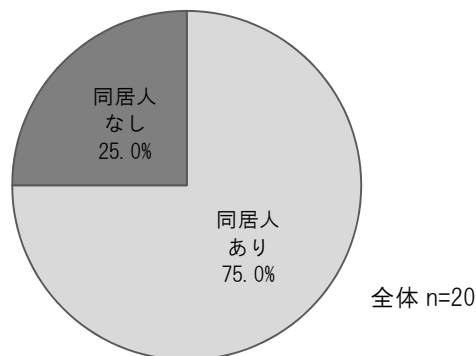
60歳以上の自殺者における同居者の有無をみると、60歳以上の自殺者のうち75%が家族等と同居しています。その状況から、家族等に相談できず孤立している背景がうかがえます。高齢者は地域を生活の場としていることが多いことから、行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の切れ目のない支援のためのネットワークを構築し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

図4-1 高齢夫婦・高齢単身世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

図4-2 60歳以上自殺者における同居者の有無（H24年～H28年合計）



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」

## （１）包括的な支援のための連携の推進

### ● 複数の問題を抱える人へのつなぎの強化

健康、医療、介護、生活等に関する様々な関係機関や団体等と連携する「地域包括ケアシステム<sup>※10</sup>」や地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図るとともに、関係機関の職員がチームによる包括的な対応を検討し、医療、介護、福祉等様々な問題を抱える人を直接訪問し、安否確認や情報収集を行うことで問題を明確化して、早期に関係機関へつなぎ対応します。

### ● 医療関係者や介護職員への研修を通じた支援へのつなぎの強化

医療サービス事業者や介護サービス事業者等がゲートキーパー研修を受講することで、問題に気づき、早期に関係機関へつなぎます。

### ● 滞納金の徴収を担当する職員への研修

市税等を未納・滞納をしている人は、生活上の様々な問題を抱えている可能性があり、業務を担当する職員がゲートキーパー研修を受講することで問題を発見し、早期に関係機関へつなぎます。

## （２）介護者に対する支援

高齢者を介護する家族等にとって、介護は身体的、精神的、経済的負担となります。介護者の介護疲れが原因で高齢者への虐待や無理心中に至ってしまうケースもあります。介護者の負担軽減のため、介護者相談、介護サービスの提供、身近な地域での介護者同士の交流による仲間づくりや助成金の給付等、介護者への支援を図ります。

## （３）高齢者の健康・介護不安に対する支援

### ● 高齢者の健康・介護不安に関する対応【再掲 P43】

### ● 緊急通報システム

在宅で65歳以上の虚弱な一人暮らし、要介護高齢者等を抱える高齢者世帯等からの申請に基づき、緊急通報システム装置を貸与していますが、コールサービスによる安否確認や健康相談サービスにより個人が抱える悩みに直接的に関わり、対処します。

<sup>※10</sup> 地域包括ケアシステムとは、すべての高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳ある生活を継続できるよう、保健、医療、介護、福祉等が連携し、必要なサービスが切れ目なく提供される体制のことです。

#### **（４）社会参加の強化と孤独・孤立の予防**

- 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

健康寿命の延伸やライフスタイルの変化により、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が自殺対策においても重要です。

高齢者の見守り活動・事業と連携し、様々な見守り活動を行っている地域住民や民間事業者と連携し、孤独・孤立の予防、解消を強化するとともに、高齢者がいつまでも地域で安心して自分らしく生活を続けることができるよう支援体制を構築します。

- シルバー人材センターへの登録

高齢者の就業の機会を確保し、その就業を援助して高齢者の生きがいと社会参加の増進を図ることを目的に設立された「シルバー人材センター」への登録について広報することで、社会参加のきっかけづくりとなり、生きがいの創出、孤独・孤立を予防します。

- 地域における高齢者向けの「通いの場」の推進

高齢者が住み慣れた地域で、他者とのつながりを感じながら心穏やかに過ごすために、同世代の人と関わるができる、社会福祉協議会等による高齢者サロン活動等の居場所を活用し、自殺予防・自殺対策に加え、孤独・孤立を予防します。

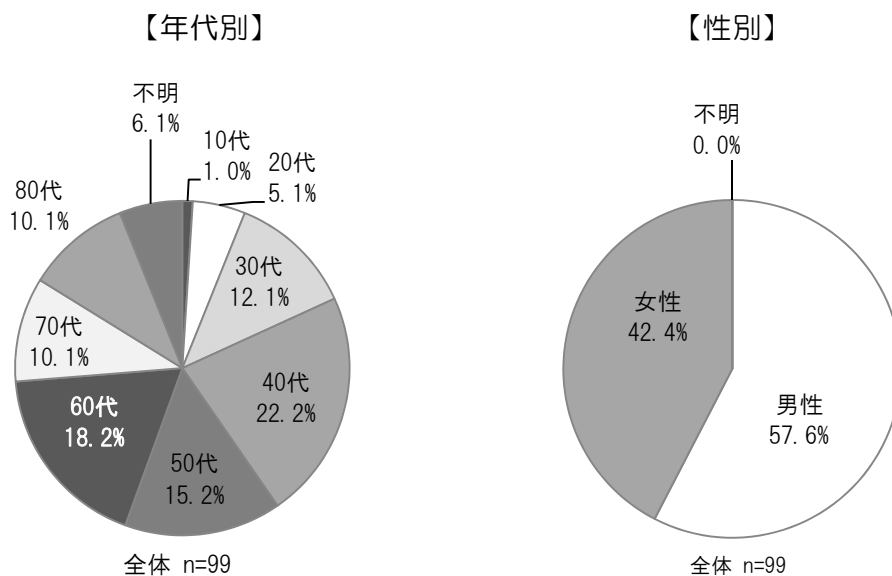
## 重点施策2 生活困窮者への支援

生活困窮者の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ<sup>※11</sup>、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、被災避難、介護、多重債務、労働等、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多い傾向があります。複合的な課題を抱える生活困窮者や生活保護受給者に対しては、経済面での支援だけでなく、就労や心身面での疾患の治療等、医療や保健等の様々な関係者が分野を超えて協働し、地域における様々な制度等を組み合わせて、包括的に支援する必要があります。

本市では相談窓口として「海津市くらしサポートセンター」を開設していますが、くらしサポートセンターの利用状況をみると、40代～60代の働き盛りが半数以上を占めています。性別による利用状況は女性よりも男性の方が15.2ポイント多くなっています。相談内容では、「収入・生活費のこと」(22.7%)が多くなっています。

生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立相談支援事業と連動させて、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

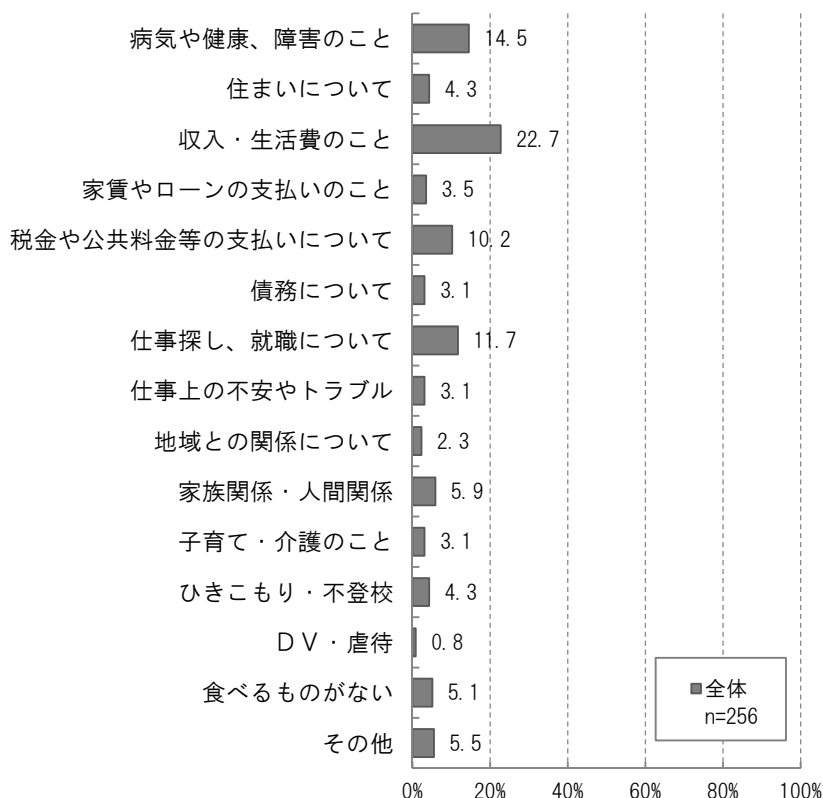
図4-3 海津市くらしサポートセンター利用状況 (H28年度)



出典：海津市くらしサポートセンター「くらしサポートセンター利用状況」

※11 性的マイノリティとは、性的少数者を総称することばで、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障害等が含まれます。

図4-4 海津市くらしサポートセンター相談内容（H28年度）



出典：海津市くらしサポートセンター「くらしサポートセンター利用状況」

### （１）相談支援、人材育成の推進

● 海津市くらしサポートセンターとの連携

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を認識した上で、各関係機関が連携して問題解決に取り組むことが必要です。

社会福祉課内に設置している相談窓口「海津市くらしサポートセンター」の周知に努め、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し効率的かつ効果的な支援を実施するために、関係機関等の職員を対象にケース検討等を実施します。

● 市職員を対象とした研修（ゲートキーパー研修）の実施【再掲 P37】

### （２）自殺対策と生活困窮者自立相談支援事業との連動

● 滞納金の徴収を担当する職員への研修【再掲 P45】

● 生活困窮者自立相談支援事業における関係機関の連携促進に配慮した共通の相談票の活用を推進し、支援を行います。

## 重点施策3 勤務・経営対策（職場環境への支援）

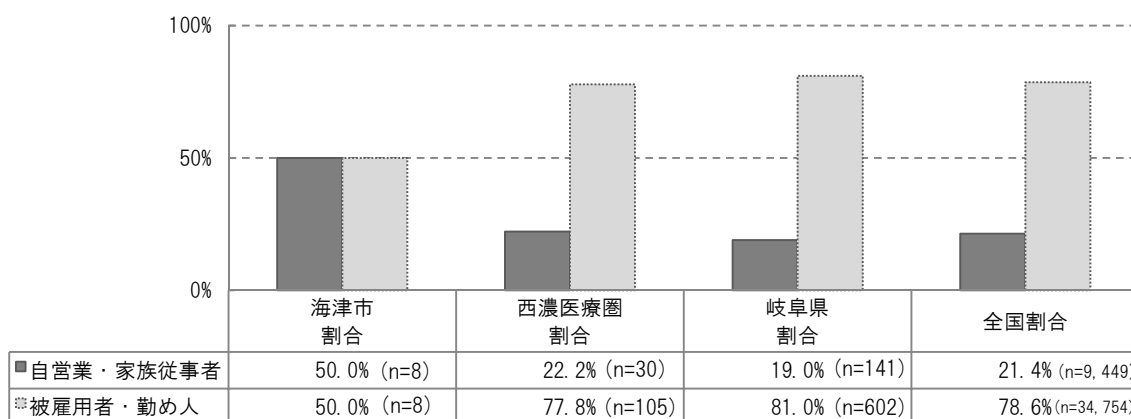
人が充実した社会生活を送るためには、心身ともに健康で、やりがいを持って働き続けることができる職場環境が必要です。

我が国においては、休暇を取ることにに対して負い目を感じる人が多く、また、精神疾患に対する偏見も強いいため、悩みごとや心の不調に陥っていることを隠したいと感じる人が多いのが現状で、周囲が気づいた時には精神疾患が重症化していることもあります。

本市の有職者の自殺死亡割合をみると、「自営業・家族従事者」が全国割合より高くなっており、その内訳は被雇用者・勤め人、自営業・家族従業者ともに半数ずつとなっています。本市全体では「従業員数19人以下」の小規模事業場の割合が9割を超えています。

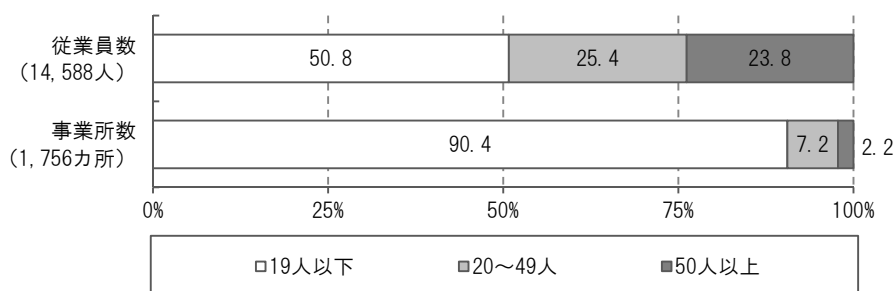
職場のメンタルヘルス対策はもちろん、心身の健康についての正しい知識や精神疾患等の早期発見、早期治療の必要性を周知し、労働者が無理なく休息を取ることができる意識改革と職場の仲間同士で職務をフォローし合うことのできる環境づくりを推進し、周知に努めます。

図4-5 有職者の自殺の内訳（自殺日・居住地H24年～H28年合計）



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

図4-6 地域の事業所規模別従業者・事業所割合（H26年 経済センサス-基礎調査）



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## （１）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

### ● メンタルヘルス向上への取り組み

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた取り組みを実施することで、自殺のリスクを生み出さないための労働環境を整えます。また、労働者である前に一人の人間として尊重される社会を推進するため、経営者に対して健康管理の必要性と重要性を訴え、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する研修会を行う等、自殺対策を積極的に行います。

### ● 職員へのストレスチェックの実施

職員に対してストレスチェックを実施し、職員の心身面の維持増進を図ります。

## （２）長時間労働の是正

### ● 労働環境の改善

国の「働き方改革実行計画」の決定により、長時間労働の是正が図られていくことが期待されますが、忙しい毎日を過ごす中で、労働者自身の不調は時に見過ごされがちになってしまいます。過重労働や長時間労働等の労働に関する諸問題への対応を行う機関の情報等を会報誌等に掲載し、それらの問題を抱える自殺のリスクが高まっている労働者に様々な支援先の情報を提供し、支援につなぎます。

## （３）経営者に対する相談事業の実施等

### ● メンタルヘルス向上への取り組み【再掲 P50】

### ● 自営業者を含む経営者への支援

自営業者を含む経営者の自殺の背景として経営問題がありますが、実際の対応には精神科医療や家族の問題等、様々な問題に対して関係機関と連携して包括的に対応する必要があります。

関係機関と情報共有を行い、経営難に陥り自殺のリスクが高まっている経営者の情報を早期に発見・対応し、適切な支援先につなぐ連携体制を推進します。

## 重点施策4 子ども・若者への支援

子ども・若者対策として、児童・生徒、大学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があります。

表4-1のとおり、10歳から39歳までの死因の第1位は自殺となっています。このことから、子ども、若者への自殺予防対策は早急に対応しなければなりません。

子ども・若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められています。表4-2のように、自殺の背景は多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。そのため、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携のもとで機能する支援が必要となります。

また、教職員が児童・生徒からのSOSや相談についての理解を深め、気づきや支援、相談における知識や技術の向上を図るための研修を実施し、児童・生徒が発するSOSに気がついた時には関係機関と連携し、早期の支援へとつなぐ体制づくりを推進します。

表4-1 死因順位別にみた年齢階級・死亡数・死亡率（人口10万対）・構成割合

年齢階級	第1位				第2位				第3位			
	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14歳	自殺	100	1.9	22.9	悪性新生物	99	1.8	22.7	不慮の事故	51	0.9	11.7
15～19歳	自殺	460	7.8	39.6	不慮の事故	232	3.9	20.0	悪性新生物	125	2.1	10.8
20～24歳	自殺	1,054	17.8	52.1	不慮の事故	335	5.7	16.6	悪性新生物	174	2.9	8.6
25～29歳	自殺	1,049	17.5	46.1	不慮の事故	288	4.8	12.7	悪性新生物	269	4.5	11.8
30～34歳	自殺	1,280	18.6	39.3	悪性新生物	616	9.0	18.9	不慮の事故	262	3.8	8.1
35～39歳	自殺	1,366	17.8	28.8	悪性新生物	1,145	14.9	24.1	心疾患	429	5.6	9.0
40～44歳	悪性新生物	2,649	28.5	30.0	自殺	1,628	17.5	18.5	心疾患	991	10.7	11.2
45～49歳	悪性新生物	4,764	51.2	34.0	自殺	1,872	20.1	13.4	心疾患	1,769	19.0	12.6
50～54歳	悪性新生物	7,267	90.5	38.1	心疾患	2,393	29.8	12.6	自殺	1,830	22.8	9.6
55～59歳	悪性新生物	12,211	162.7	44.4	心疾患	3,377	45.0	12.3	脳血管疾患	2,022	26.9	7.3
60～64歳	悪性新生物	21,238	274.5	47.3	心疾患	5,424	70.1	12.1	脳血管疾患	3,147	40.7	7.0

※構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を100とした場合の割合です。

出典：2017年厚生労働省「人口動態統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

表4-2 若年者の生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例

生活状況	背景にある主な自殺の危機経路
男性 20～39 歳 有職同居	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
有職独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
無職同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
無職独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
女性 20～39 歳 有職同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
有職独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺
無職同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
無職独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## （１）児童・生徒、学生への支援の充実

- スクールカウンセラー・スクール相談員の配置【再掲 P43】

- 教職員研修の実施

小中学校教職員を対象とした教育研究所講座を企画し、教員の授業力を高める研修とともに、生きる支援（自殺対策）についての研修や自殺問題、支援先等に関する情報を提供し、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について学び、子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図ります。

- 児童・生徒を地域で支える関係者への研修の実施

青少年の健全育成のための定例会や毎年開催される市民会議の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取り組み内容について理解を深めます。

また、地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報を収集します。

## （２）児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進

自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や勤務問題、家庭の不和、心身面の不調等）は人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身につけることができるよう、ＳＯＳの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくりを推進します。

## （３）いじめを苦しめた子どもの自殺予防

- いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取り組みの推進

子ども・若者の自殺の一因として、いじめは深刻な課題です。いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを認識し、いじめの問題については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

- 啓発リーフレットの配布、24時間子どもＳＯＳダイヤル、子ども人権ＳＯＳミニレター等の相談先情報の周知

## （４）生活困窮世帯の子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、生活相談に際して保護者の面談時に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応につながります。また、生活困窮者自立相談支援事業等を活用し支援します。

## (5) 若者への支援の充実

- 若者の特性に応じた支援

若者が抱える課題としては、いじめや周囲との人間関係、デートDV、進学や就職といった進路、家庭内での悩みや性的マイノリティによる葛藤等、生徒・学生の年代である若者が抱えうる悩みには、多様かつ生徒・学生特有の課題があることを理解する必要があります。児童・生徒を地域で支える関係者等が、青少年の健全育成のための定例会や毎年開催される市民会議の機会に、情報共有することを推進します。

- 居場所づくり（生きづらさ等を抱えた人への支援）【再掲 P42】

### 3 生きる支援関連施策

1. 既存の研修と連携して生きる支援(自殺対策)を強化する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
1	職員研修事業	職員に対し研修計画により各種研修を実施する。	職員研修に自殺対策に関連する講座を導入する。	秘書広報課
2	消防職員研修事業	全職員を多種多様な研修に派遣し、複雑多様化する消防・救急・救助業務に対応できる職員を育成する。	消防本部内の職員研修(ミーティング等)で、自殺未遂者への対応方法等についての講義等を設け、自殺リスクを抱えた人への支援の充実につなぐ。	消防本部
3	都市間交流推進事業	自治体間の行政課題を懇談会等を開催し協議する。	課題として「生きる支援(自殺対策)」を取り上げ、自治体間で協議をする。	企画財政課
4	心の健康づくり(メンタルヘルス対策)事業	職員の心と身体の健全を図る。	安全・衛生委員会にてメンタルヘルス対策を検討し、個別面談や研修会等を開催する。	サンリバーはつらつ

2. 気づきのための人材育成(ゲートキーパー研修)を様々な分野で推奨する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
5	特別徴収対策事務事業	市税等滞納者に対し納付を催告し、納税相談を行い、悪質滞納者に滞納処分を実施する。	徴収相談を行う職員等が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、ゲートキーパー研修を行う。	税務課
6	西勝賀浄化槽管理事業	西勝賀団地27世帯+集会所の浄化槽使用料を賦課・徴収を実施する。	使用料を期限内に支払えない市民は、生活面で深刻な問題を抱えている等、生活が困難な状況にある可能性が高いことから、徴収職員等が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、ゲートキーパー研修を行う。	環境課
7	地域福祉ネットワーク委託事業	市民への相談援助活動及び地域福祉活動の支援のため、電話・巡回等による相談、心配ごと相談・弁護士相談及び結婚相談、福祉推進委員活動の推進等の事業を実施する。	多種多様な悩みを抱える人に対し、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、ゲートキーパー研修を行う。	社会福祉課
8	障がい児タイムケア事業	障がいのある小中高校生の一時預かりを行い、障がい児等が社会に適應するための日常的な訓練を実施する。	障がい児の特性による生活上の困難さへの対応に保護者等が疲弊し、自殺のリスクが高まる可能性があることから、指導員に対しゲートキーパー研修を行い、保護者等の問題の早期発見、早期対応する。	

2. 気づきのための人材育成(ゲートキーパー研修)を様々な分野で推奨する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
9	障害者手帳交付事務事業	手帳の交付申請・再判定案内・変更・手帳交付等の窓口事務を行う。	手帳の各手続きに際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応への接点となり得ることから、相談や事務手続きを行う職員に対しゲートキーパー研修を行い、必要時に支援機関等につなぎ自殺のリスクを軽減させる。	社会福祉課
10	特別児童扶養手当交付事務事業	認定請求・所得現況届の書類受付と所得審査・有期再認定(年3回支給)・証書交付等の窓口事務手続きを行う。	支給に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応への接点となり得ることから、相談や事務手続きを行う職員に対しゲートキーパー研修を行い、必要時に関係機関等につなぎ自殺のリスクを軽減させる。	
11	特別障害者手当等給付事務事業	特別障害者手当：身体又は精神に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に年4回支給する。(所得制限あり) 障害児福祉手当：身体又は精神に重度の障がい有するため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に年4回支給する。(所得制限あり)		
12	障害者自立支援医療給付事業	身体上の障がいに対し、日常生活能力等の回復又は障がいの軽減、改善するために医療が必要な人に対し、18歳以上の成人に更生医療を給付する。また、18歳未満の児童に育成医療を給付する。 精神通院に関する申請受付事務、受給者証の交付を行う。		
13	補装具給付事業	補装具の購入、借り受け、修理を必要と認める場合、当該補装具の購入、借り受け、修理に要した費用について、補装具費を支給する。		
14	障害者日常生活用具給付事業	日常生活用具を給付する。		

2. 気づきのための人材育成(ゲートキーパー研修)を様々な分野で推奨する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
15	障害福祉サービス給付事業	障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費(障害福祉サービス費・計画相談支援給付費)を給付する。	支給に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応への接点となり得ることから、相談や事務手続きを行う職員に対しゲートキーパー研修を行い、必要時に関係機関等につなぎ自殺のリスクを軽減させる。	社会福祉課
16	地域生活支援事業 (日常生活用具給付等事業・タイムケア除く)	地域生活支援事業(意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、理解促進事業、巡回支援事業等)を行う。	サービス事業所の職員に対しゲートキーパー研修を行い、自殺のリスクが高い人への気づきやつなぎ役として役割を担うことができる意識を高める。	
17	地域活動支援センター委託事業	精神障がい者への相談支援、創作活動又は生産活動の機会の提供等を行う。		
18	発達支援センター運営事業	学校や地域等の集団活動に参加が困難な小学生の親子を対象とした遊びや創作活動の場を提供する。親同士の交流の場の提供、専門職によるこども園等や学校訪問を実施し、保育士、教員に対し発達障がいについての理解促進を図る。	発達特性による生活上の困難さへの対応に保護者等が疲弊し、自殺のリスクが高まる可能性があることから、保護者等と関わりのある専門職や教員に対しゲートキーパー研修を行い、問題を抱えた家族等の変化に気づき自殺対策の対応を強化する。	
19	障害児通所支援給付事業	障がい児が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の費用を給付する。	障がい児の特性による生活上の困難さへの対応に、保護者等が疲弊し自殺のリスクが高まる可能性がある。また、支給に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応への接点となり得ることから、通所施設等の職員を対象に、ゲートキーパー研修を行い、問題を抱えた家族等の変化に気づき自殺対策の対応を強化する。	

2. 気づきのための人材育成(ゲートキーパー研修)を様々な分野で推奨する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
20	喜寿、米寿、100歳、最高齢のお祝い金配布事業	長年地域社会の発展に貢献された高齢者の長寿を褒賞し、長寿褒賞金を授与する。 (77歳、88歳、100歳、最高齢者対象)	市職員が訪問時に高齢者の問題に気づき、相談先につなげられるよう、ゲートキーパー研修を行う。	高齢介護課
21	介護保険給付事業	要介護(要支援)認定者がその状態に応じて必要な介護サービスをサービス提供事業者から受けた場合に、利用者負担分を除くサービス費用を保険給付する。	医療サービス事業者や介護サービス事業者等に研修を行い、サービス提供時に問題に気づき、早期発見・早期対応を図る。	
22	介護保険認定事業	適正な認定調査、公平公正な認定審査を行い、被保険者に適切なサービスが提供されるよう要介護認定を行う。	介護保険認定審査員やケアマネジャーが問題に気づき、早急に関係機関につなぎ、早期対応できるように研修を行う。	
23	食生活改善協議会事業	食生活改善協議会が市民に対して食に関する普及活動を各種実施する。	市民に近い活動を行う団体の関係者に対し、自殺対策に関して話をするにより、地域の自殺実態についての理解を促進し、自殺のリスクを抱える市民の早期発見・対応の担い手を増やしていくことにつなぐ。	健康課
24	食品衛生協会事業 (再掲No.46 No.99)	食品関係営業者の自主衛生管理体制を支援し、市内における食品由来の健康被害の発生を未然に防止する。	市民生活に近い団体の関係者に対し、自殺対策に関して話をするにより、地域の自殺実態についての理解を促進し、自殺のリスクを抱える市民の早期発見・対応の担い手を増やしていくことにつなぐ。	
25	短期入所運営事業	短期入所者や入所(苑)者個々に対し、個人の基本動作にあった介護(入浴・食事・排泄・移動等)を提供する。	職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、ゲートキーパー研修を行う。	サンリバー 松風苑
26	特別養護老人ホーム 介護保健施設運営事業	また、コミュニケーションを図り、入所(苑)者の要望・要求・相談等を実施する。		
27	公立認定こども園 運営管理事業	就学前の子どもに、認定こども園で幼児期の教育・保育を提供する。また、必要に応じ、延長保育事業、一時預かり事業を実施する。	保護者の自殺リスクを早期に発見し、関係機関へつなぐ等、保育教諭等が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、ゲートキーパー研修を行う。	こども課
28	私立保育園等運営事業	私立には幼児教育・保育の提供に係る施設型給付費を支給する。		

2. 気づきのための人材育成(ゲートキーパー研修)を様々な分野で推奨する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
29	留守家庭児童教室運営事業	留守家庭の小学生を対象に、平日は放課後から午後6時30分まで、土曜日及び長期休業時は、午前8時から午後6時30分まで、学校等の空き教室を利用して生活の場を提供し、遊びや生活指導を行う。	児童及び保護者の自殺リスクを早期に発見し、関係機関へつなぐ等、支援員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、ゲートキーパー研修を行う。	こども課
30	体育協会活動運営事業	各種目協会の運営を行う。	各関係団体等の方々が参加者の悩みに気づき、つなぎ役としての役割を担えるよう、ゲートキーパー研修を行う。	スポーツ課
31	総合型地域スポーツクラブ支援事業	理事会と運営についての協議を重ね組織的に運営を行う。		
32	スポーツ推進委員活動事業	軽スポーツ教室の開催や各種研究大会へ参加する。		
33	軽スポーツ教室開催事業	各種軽スポーツ教室を開催する。		
34	スポーツ少年団活動運営事業	スポーツ少年団運営のために補助金を交付する。		
35	機構集積支援事業	遊休農地発生防止に向け、農地利用状況調査(全筆)、農地利用意向調査を実施する。 平成21年の農地法改正により、農地の荒廃・乱開発を防ぎ、優良農地を確保するため、農地パトロールを実施し、農地の無断転用の発見、防止に努め農地の有効利用を図る。	農地利用状況調査時、職員が農地を適正に管理できない理由に深刻な問題が含まれていないか等に気づき、つなぎ役としての役割を担う。 農地の適正管理がされなくなった土地所有者を訪問することで、自殺対策につながる問題を把握する。	農業委員会事務局

3. 包括的な生きる支援の情報(相談先一覧等)を幅広く届けていく				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
36	市報発行事業	広報かいづを毎月発行、ホームページでもPDF版にて公開する。	市民が地域の情報を知る上で、自殺対策に関する講演や啓発活動等、各種事業に関する情報を提供する。	秘書 広報課
37	マスコットキャラクター活用事業	マスコットキャラクター「かいづっち」のイラストを活用する。市の主催するイベント、市内で行われるイベント等で「かいづっち」の着ぐるみを活用する。	自殺対策のチラシやパンフレット等にデザインとして活用し、手に取ってもらいやすい工夫を行うとともに、街頭啓発において着ぐるみを活用する。	
38	行政相談事業	毎月市内3ヶ所で行行政相談を開催し、行政の仕事やサービス、各種制度の手続き等の困りごとや苦情、要望の相談に応じる。	相談者の状況に応じて、関係機関と連携し、早期の対応、支援体制を図る。	総務課
39	庁舎管理事業	市役所庁舎において、市民等へ情報発信する場の整備・確保に努める。	庁舎におけるポスター掲示、リーフレットを配架できる場所を業務担当課に提供する。業務担当課は、掲示・配架できる場所を活用し、相談窓口や自殺対策の啓発を実施する。	
40	戸籍住民基本台帳事務事業	出生、死亡、婚姻、縁組、異動等の届出を受理し、申請に応じて証明書を交付する。住民登録のある人の登録申請を受理し、システムに記録後、交付証明事務を行う。	死亡届の際、死因が自殺であった場合、遺族の状況に気づき、相談窓口等を紹介し、遺族の支援につなぐ。	市民課
41	平田支所、石津支所、城山支所、下多度支所管理事務事業	窓口業務について関係各課と連携を取り、窓口事務を行う。戸籍、住民、印鑑証明、国民健康保険、後期高齢者医療、年金、障害者手帳、福祉医療、介護保険、児童手当等に関すること。税証明、生活安全、自治会に関すること。上下水道、ごみ袋(卸売・小売)、市営住宅、農業者年金等に関すること。	死亡届の際、死因が自殺であった場合、遺族の状況に気づき、相談窓口等を紹介し、遺族の支援につなぐ。	

3. 包括的な生きる支援の情報(相談先一覧等)を幅広く届けていく				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
42	コミュニティバス運行事業	海津市地域公共交通網形成計画に基づき、定時定路線3路線とデマンド交通を運行する。	コミュニティバス、デマンドバスに啓発ポスター等を掲示し、自殺予防の啓発を実施する。	市民活動推進課
43	健康づくり推進事業(再掲No.75)	健康づくり推進協議会を実施する。 くらしのカレンダー・ホームページ・市報かいづ等で健康に関する情報を提供する。 健康月間での啓発活動する。 健康ポイント事業による健康づくりへの意識づけを行う。	健康に関する情報発信の際に睡眠・休息やこころの健康づくりの延長上に自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する市民の理解促進を図る。	健康課
44	栄養教室事業	栄養に関する講義及び調理実習を実施する。 全6回中5回の出席で修了証発行。修了者は市食生活改善協議会に入会し、活動することができる。	講義内容のひとつでもある「こころの健康づくり」の講義において、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する市民の理解促進を図る。	
45	健康展実施事業(再掲No.134)	健康づくりに関する各種コーナーを関連団体と共催し実施する。	健康展において、健康相談を切り口に、市民の生活状況の把握等を行うことで、体調や悩み・不安、その他の問題等について聞き取り、次の支援につなぐための機会とする。	
46	食品衛生協会事業(再掲No.24 No.99)	食品関係営業者の自主衛生管理体制を支援し、市内における食品由来の健康被害の発生を未然に防止する。	市民生活に近い団体の関係者に対し、自殺対策に関して話をすることにより、地域の自殺実態についての理解を促進し、自殺のリスクを抱える市民の早期発見・早期対応の担い手を増やしていくことにつなぐ。 また、心の健康についてフォローを受ける機会が少ないと思われる協会員に対し、自殺対策に関する情報提供を行うことで、協会員への働きかけを行う。 協会員の事業所にリーフレットを配架してもらい、市民への情報周知の接点を大幅に増やす。	
47	特定健康診査事業	国保加入者の40歳から74歳の特定保健指導対象者を抽出し特定保健指導につなぐ。	がん・難病等心身や健康面で不安や問題を抱え医師に相談せず孤立している人に対して、相談窓口の案内や情報提供等を行う。	保険医療課

3. 包括的な生きる支援の情報(相談先一覧等)を幅広く届けていく				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
48	国民健康保険各保険給付事業	被保険者が医療機関等で受診した際に、医療費の保険者負担分について国保連合会等を通じ医療機関等の支払いや、高額医療費や療養費、出産一時金、葬祭費等を支給する。	医療費が嵩み生活が困窮している人や葬祭費申請で死亡原因が自殺とする被保険者遺族からの相談に対して、相談窓口の案内や情報提供等を行う。	保険医療課
49	後期高齢者医療管理事業	被保険者証の更新、医療費支給申請書の受付、すこやか健診受診を勧奨する。	健康面で不安や問題を抱え医師に相談せず孤立している人や、医療費が嵩み生活が困窮して自殺や自殺要因の可能性がある人に対して、パンフレット等で相談窓口の情報提供をする。	保険医療課
50	月見の里南濃、クレール平田施設運営管理事業	道の駅「月見の里南濃、クレール平田」の管理運営を行う。 地域食料供給施設である道の駅を「総合アグリ情報ステーション」と位置づけ、「顔の見える農産物」販売を促進し、地域農業等をPRする。	施設に自殺対策のポスター・チラシ等を掲示する。	農林振興課
51	消費者行政事業	消費生活相談に関する啓発、消費者トラブル等の相談、弁護士相談を実施する。	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 消費生活に関する相談をきっかけに抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開する。	商工観光課
52	商業振興事業	商業の育成を目指し、団体の会合等に参加をし、助言や指導を実施するとともに、国・県等の情報提供をする。	経営セミナー等において、自殺対策(生きることの包括的支援)に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える。	商工観光課
53	金融対策特別支援事業(再掲No.153)	金融対策特別支援事業補助金を支給する。 債務者が支払った利息の20%(上限50,000円)の額を利子補給する。	県制度融資及び日本政策金融公庫の融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに経営難に陥り自殺のリスクが高くなっていないか経営者の情報をキャッチし、商工会と連携して適切な支援先につなぐ。	商工観光課

3. 包括的な生きる支援の情報(相談先一覧等)を幅広く届けていく				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
54	県の公園施設管理事業 (自然公園等維持管理事業)	快適に利用ができるよう、年間を通じて植栽や施設の維持管理等を実施する。	パトロールや維持管理の際、公園内の見廻りや行動不審者への問いかけ等、自殺の発生を抑止する。	住宅都市計画課
55	市営住宅等施策維持管理事業	住宅困窮者に対して、安価に住宅を提供する。 市営住宅を、できるだけ良好な状態で維持管理する。	市営住宅入居者は低収入等、生活面で問題を抱えていることがあり、気づき役等の役割を担える可能性がある。施設の管理を行うことで、生活面の問題や悩み等の気づき役として、入居者の相談を担う。	
56	上水道管理運営事業	水道施設の維持管理、配水管・給水管の維持管理を行い水道使用者に安定的に水道水を供給する。 安価で安定した水道水供給を効率的に行う。	市民に接する際に、各家庭の様子に注意し、何かあった場合に備え関連部署との連携体制を確立する。	上下水道課
57	公共下水道運営事業	下水道施設の良好な処理水を放流するための施設管理を行う。 公共ます特別設置申請に基づき、取付管及びます設置工事を実施する。 下水道使用料等の賦課・徴収、及び滞納者に対して戸別訪問する等、納付の催告を行い、徴収強化を図る。	滞納者が誓約書を記入時、現状をよく聞き、様子を注意深く観察することで、生活の困窮状態を把握し、深刻の程度に気づき、適切な支援先につなぐ。	
58	公共下水道事業	海津処理区(海津町草場地区外)の面整備を実施する。 昨年度までに下水管布設工事を実施した路線の舗装復旧を実施する。 公共ます特別設置申請に基づき、取付管及びます設置工事を実施する。 下水道施設長寿命化計画に基づき、南濃中南部浄化センター電気設備の改築更新に着手する。	市民に接する際に、様子を注意深く観察し、何かあった場合に備え、関連部署との連携体制を確立する。	

3. 包括的な生きる支援の情報(相談先一覧等)を幅広く届けていく				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
59	教育振興事業	各小中学校の授業用資料の諸経費ならびに教材教具(教材備品、理科振興備品、図書)の購入を行う。また、特色ある学校づくりへの支援を行う。	学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童・生徒等に対する情報周知を図る。	学校教育課
60	デジタル機器設置活用事業	電子教科書を購入する。タブレット、電子黒板を活用した授業を実施する。	生きる支援(自殺対策)やSOSの出し方等の映像や画像資料で提示することにより、子どもたちの意識を高める。	
61	体力づくり推進車運行事業	市有バス2台で、公共性のある外部団体の研修、小中学校及び各種団体の教育活動やスポーツ少年団や中学校部活動時に活用する。	バス(体力づくり増進車)等に自殺予防のポスター等を掲示する。	社会教育課
62	図書資料購入事業(再掲No.103)	新刊図書の購入、新着AV資料、新聞及び雑誌の定期購読購入及び寄贈登録、地域文化水準の向上と教養の提供を行い、来館者の増加を図る。	メンタルヘルス等に関係する図書を購入した際には、市民に向けて情報発信を行う。	図書館
63	女性防火クラブ活動事業	防火思想・防災思想の普及を図るため女性防火クラブ員に対し、講習会(年3回)を実施する。防災研修会、救命講習会を実施する。	総会・講習会等で、自殺対策のチラシやパンフレット等を配布する。	
64	応急手当普及啓発事業	短時間の心肺蘇生法に絞ったものから計24時間に及ぶ応急手当普及員講習会までの数種の応急手当講習会を、定期的にあるいは市民の要望に応じて開催する。	応急手当普及員講習会等の中で、自殺対策を啓発する機会を設け、チラシやパンフレット等を配布する。	消防本部
65	住宅用火災警報器設置促進事業	住宅用火災警報器の普及啓発をするとともに、普及率の調査を実施する。	普及啓発活動の際、自殺対策のチラシやパンフレット等を配布する。	

4. 様々な分野における機会と連動して自殺対策への理解を深める				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
66	秘書事務事業	市長、副市長の行政活動及びこれに伴う秘書事務事業を実施する。 市長交際費の支出基準(内規)等による経理的事務、市長会における円滑な業務、市長、副市長の日程管理業務等を実施する。	会合時において自殺対策のPRをする。	秘書広報課
67	広域行政事業	西美濃圏域3市9町の連携により、職員の政策形成能力や行政管理能力を高める研修事業を実施する。	西美濃圏域での研修会等で「生きる支援(自殺対策)」を取り上げ、協議をしてもらうよう要請する。	企画財政課
68	まちづくり出前講座事業	職員が地域に出向き、公的制度や事業等について説明する出前講座を実施する。	出前講座の健康づくり講座の中に、こころの健康に関する問題(自殺問題とその対応等)を追加することで、市民の理解促進を図る。	市民活動推進課
69	人権啓発事業	人権啓発推進大会を開催する。 海津市産業感謝祭で人権擁護委員と街頭啓発活動を実施する。	人権啓発推進大会、人権・同和問題講演会で啓発ポスターの掲載やチラシ等を配布する。	
70	人権・同和問題啓発事業	人権・同和行政問題協議会を開催する。 「人権・同和問題に関する作文・ポスター及び標語」の募集事業を実施する。 人権・同和問題講演会を開催する。		
71	生活困窮者自立相談支援事業	相談窓口「海津市くらしサポートセンター」を社会福祉課内に設置し、必須事業の他、任意事業の家計改善支援事業等を委託して実施する。	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、生活困窮者自立相談支援事業と自殺対策との連動が重要であるため、関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票等を導入し、両事業の連動性を高める。	社会福祉課
72	自立支援協議会運営事業	障害福祉計画における各事業の実施状況と達成状況を把握し、全体的な進行管理を行うとともに、障がい福祉を取り巻く現状において、提案や意見交換を行う。 また、事務局会議と就労部会を開催する。	自殺対策を実施する上で各関係機関(医療・福祉・教育・就労)のネットワークを活用する。	

4. 様々な分野における機会と連動して自殺対策への理解を深める				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
73	障がい者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画推進事業	障がい者計画は5年間の計画、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は3年間の計画で、それぞれ計画の目標に向けて推進する。	障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図る。	社会福祉課
74	親子食育教室事業	食生活改善協議会と協働し、小学生の親子を対象に食育をテーマに教室を実施する。	睡眠・休息やこころの健康づくりの延長上で自殺問題とその対応についても言及し、当該問題に関する市民の理解促進を図る。	
75	健康づくり推進事業(再掲No.43)	健康づくり推進協議会を実施する。 くらしのカレンダー・ホームページ・市報かいづ等で健康に関する情報を提供する。 健康月間での啓発活動する。 健康ポイント事業による健康づくりへの意識づけを行う。	協議会等の場で自殺対策と地域づくりの関係性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、地域保健活動の組織と自殺対策(生きることの包括支援)との連携を強化する。	健康課
76	商工会支援事業	海津市商工会への運営補助金を交付する。	商工会と連携し、商工会組合員等の経営上の様々な課題に関して、経営相談の際に経営状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなぐ。	
77	工業振興事業	工業系団体の育成を目指し、団体の会合等に参加、助言や指導を実施するとともに、国・県等からの情報を提供する。	協会員に向けてのセミナー等において、自殺対策(生きることの包括的支援)に関連する講演の機会を設けるように働きかける。	商工観光課
78	海津市観光協会支援事業	観光協会の運営を補助する。		
79	防災管理事務事業	地域防災計画に基づく職員初動マニュアルの加除・修正箇所等、協議のうえマニュアルを作成する。	地域防災計画内の被災者対策において、メンタルヘルスの重要性や、施策等について言及し啓発する。	危機管理課
80	教育委員会研修事業	教育委員の研修を実施する。	研修会の中で自殺対策についても言及することにより、自殺リスクを抱えた方への対応について理解を得る。	教育総務課

4. 様々な分野における機会と連動して自殺対策への理解を深める				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
81	教育振興基本計画推進事業	教育基本法の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定を行い、推進する。	「教育振興基本計画」において、青少年の健全育成を目標に掲げ、世代・地域・心のつながりを強化し、地域ぐるみで良好な環境づくりを推進する。	教育総務課
82	教育委員会運営事業	教育委員会を開催する。	いじめ自殺事案やいじめの未然防止について、調査や適切な対応により、再発防止策等の検討・立案を行う。	
83	小学校10校運営事業	地域が誇る学校づくりの運営のため、保護者、有識者等による学校関係者評価委員会を実施し学校経営に関わる改善を適切に進める。	保護者や有識者に自殺にかかわった話題を議題にすることにより、地域の自殺問題や自殺対策について意識を高める。	学校教育課
84	中学校3校運営事業			
85	生涯学習講座(企画)運営事業	各種生涯学習講座を開催する。(高齢者学級、悠々楽習講座、成人教養講座、子ども教室)	各講座に自殺問題や自殺対策等についてテーマを取り入れることで、基本的な理解を得る。	社会教育課
86	社会教育団体等補助事業	補助金交付団体(PTA連合会、少年補導員連絡会、青年団体連絡協議会、地域女性活動)へ補助金を交付する。	各団体の会合や研修会等で自殺問題や自殺対策等についてテーマを取り入れることで、子ども・若年者に対する気づく力を高める。	
87	家庭教育支援事業	家庭教育力の向上を目指して「にこにこ子育て支援事業」を展開し様々な面から家庭教育について支援を実施する。 子育て親子を対象とした応援隊講座8講座を開催する。 各地区社協と連携し、三世交代交流事業を実施した13地区に補助金を交付する。 各認定こども園、小中学校の家庭教育学級の指導訪問の実施、小学校就学前の保護者を対象とした講話を実施する。	家庭教育学級の講座に児童・生徒、若年者の自殺問題や自殺対策等を盛り込むことで、基本的な理解を促す。	

4. 様々な分野における機会と連動して自殺対策への理解を深める				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
88	社会教育委員会運営事業	社会教育委員会を開催する。海津市の社会教育の在り方について協議する。	会議のテーマに児童・生徒や若年層の自殺問題や自殺対策等を盛り込むことで、基本的な理解を促す。	社会教育課
89	成人の集い事業	新成人による実行委員会を組織し、「成人の集い」を開催する。	成人の集いの際に、こころの健康づくりや相談機関一覧等のリーフレット等の盛り込みや会場内にポスター等の掲示等を行う。	
90	青少年育成推進員会事業	青少年の健全育成のため、月1回定例会を開催する。 各校区で、よりよい青少年活動となるように挨拶運動・街頭指導・通学路点検等の活動を行う。 また、情報モラルワークショップを開催する。	定例会等の際に、青少年の自殺の現状と自殺対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取り組み内容について理解を深める。 地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集する機会とする。	
91	青少年育成市民会議事業	青少年の健全育成について、広く市民の理解を深めるため毎年市民会議を開催する。	市民会議によって、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有する。	
92	読書支援事業	季節単位及び月単位でのテーマブックの展示を行う。 ブックスタート事業を実施する(年12回)。 おはなし会や映画会等、定期的な児童向けイベントを実施する。 クリスマス会を開催する。 夏の図書館スタンプラリーを開催する。 市内小学生へ広報誌(チューリップクラブ)を配布する。 本と接する機会を提供し、より多くの市民に図書館利用の促進を図る。	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携し、市民に対して情報を提供する。 学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」の提供する。	図書館
93	かいづっちマラソン開催事業	市民参加型マラソン大会として、開催する。	大会期間中に自殺対策のポスター・チラシ等の掲示・配布等を行う。	スポーツ課
94	体育施設運営事業	各体育施設の適正な管理運営を行う。		
95	木曾三川交流レガッタ開催事業	交流レガッタ大会を開催する。		

5. あらゆる分野での広報・啓発を強化する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
96	福利厚生事業	岐阜県市町村職員共済組合の短期給付事業長期給付事業・福祉事業により各種申請報告等を実施する。職員、嘱託員、日日雇用職員の健康診断、衛生委員会の開催、職員のストレスチェック、各種保険に係る手続きを実施する。	職員に対してストレスチェックを実施し、職員の心身面の維持増進を図る。	秘書広報課
97	情報系システム管理事業	ホームページについて、市民等に対して有用な情報発信ツールとして、ユーザビリティ・アクセシビリティ等に関して品質確保を図るとともに、システム整備・充実、安定稼働に努める。	市政情報を発信できるツールとしてホームページを業務担当課に提供する。業務担当課は、ホームページを活用し、自殺対策の啓発や総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接市民に提供する。	総務課
98	自殺予防対策事業	岐阜県自殺対策予防緊急対策事業費補助金を活用し、相談事業、普及啓発事業、人材養成事業、若年層対策等を実施する。人材育成事業では、ゲートキーパー養成講座を実施し、こころ見守りたい(ボランティア)として海津市の自殺対策について行政と協働して考え、行動できる人材を育成する。	各自殺対策事業を実施する。	社会福祉課
99	食品衛生協会事業 (再掲No.24 No.46)	食品関係業者の自主衛生管理体制を支援し、市内における食品由来の健康被害の発生を未然に防止する。	協会の事業所にリーフレットを配架してもらい、市民への情報周知の接点を大幅に増やす。	健康課
100	観光施設管理事業	千代保稲荷神社参道の公衆トイレ・行基寺の公衆トイレを適正維持するため、清掃・保守点検・上下水道使用料や電気料の支払い等を行う。「海津市観光情報センター」へ補助金を交付する。東海自然歩道の適正管理を行う。	東海自然歩道の巡視を行う際に自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行い、事案発生を防ぐ対策を実施するとともに、地域での連携体制を確立する。	商工観光課

5. あらゆる分野での広報・啓発を強化する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
101	観光PR事業	観光PRの啓発及び岐阜県観光連盟とともに、愛知県を中心に観光PRを行う。	観光場所の巡視を行う際に自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行い、事案発生を防ぐ対応を実施するとともに、地域での連携体制を確立する。	商工観光課
102	教育総務事務事業	教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境を促進する。	教職員に対してストレスチェックや研修等を実施し、安全及び健康の確保を図る。	教育総務課
103	図書資料購入事業 (再掲No.62)	新刊図書の購入、新着AV資料、新聞及び雑誌の定期購読購入及び寄贈登録、地域文化水準の向上と教養の提供を行い、来館者の増加を図る。	メンタルヘルス等に関する図書を購入した際には、市民に向けて情報発信を行う。	図書館

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
104	ふるさと海津応援 寄附金事業	生まれた故郷や思い出の街等、納税者自身が応援したい自治体を選んで「寄附」できる制度を実施する。	寄附金の使途として、「生きる支援(自殺対策)」の項目を設け、寄附を募る。	企画財政課
105	公害対策事業	苦情を受け原因者に指導する。	ゴミ屋敷化する背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等様々な問題が潜んでいる可能性があることから、独力でのゴミ出しが困難な高齢者等へ、アウトリーチ策として民間事業者による戸別回収を実施する等、自殺対策を行う。	環境課
106	資源ごみ収集事業	資源ごみの収集運搬を行う。		
107	要保護児童対策 地域協議会運営事業	虐待を始めとする要保護児童の早期発見や適切な援助・処遇の確保を図るため、関係機関との全体会議やケース検討会議を開催し、要保護児童の具体的な状況の把握や問題点の確認、支援の経過報告、援助方針の確立と役割分担、支援計画の決定及び事例の主担当機関と主たる援助者の決定を実施する。	子育て支援を行う関係機関とネットワークを強化し、自殺のリスクを抱えた人を早期発見し、支援を強化する。	社会福祉課

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
108	家庭児童相談室運営事業	子どもに関する様々な相談に応じ、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行う。 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで家庭児童相談室を開設する。	相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクに早期に対応する。	社会福祉課
109	自立支援給付金事業	児童扶養手当の支給を受けている母子家庭の母に、就業による自立を支援するため、国が指定する就業に必要な資格の取得(看護師等)期間中に、生活費の負担軽減のため、課税世帯には70,500円/月、非課税世帯には100,000円/月を(上限2年間)給付する。	給付金申請時に自殺のリスクを抱えた人を把握することで、支援につなぐ接点とする。	
110	母子自立支援事業	母子自立支援員が、母子家庭等の母及び寡婦に対し、自立促進に向けた就労支援、相談業務に応じ、助言を行う。 また、自立促進に向け、母子寡婦福祉資金の貸付相談に対応する。	経済的困窮をはじめ様々な問題により、自殺のリスクを抱えている可能性があるため、心理的なサポートを含めた支援を継続的に行うことで自殺リスクを軽減する。	
111	児童扶養手当支給事業	18歳に達する日の属する月以後の3月31日まで児童を監護している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している人から、児童扶養手当「認定請求書」の提出があった場合、資格要件を確認し、要件を満たした場合認定する。	配偶者との離別や死別を経験している人は自殺のリスクが高まる場合があるため、手当の手続きの機会を自殺のリスクを抱えている人との接触窓口として活用する。	
112	社会福祉協議会運営連絡調整事業	岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金を、社会福祉協議会を通じて地区社会福祉協議会に補助金交付事務を行う。	地区社会福祉協議会は地元の市民と密接な関係があるため、活動を通じて要支援者や高齢者で自殺のリスクを抱えた人を早期発見し、相談機関へつなぐ。	

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
113	避難行動要支援者名簿整備事業	地震等災害時に自力で避難することが困難で、地域の支援を希望する市民を「避難行動要支援者」として名簿に登録し、登録情報を区長・自治会長、地区担当民生委員、自主防災組織、社協及び市が共有する。 災害時の安否確認や救助を行う体制作りを目的として、一人暮らし高齢者、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者等を対象に、名簿の整備を行う。	避難行動要支援者名簿の情報を関係機関等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性がある市民へのアウトリーチに活用する。	
114	各種団体育成支援事業	海津市民生委員児童委員協議会事務局事務、海津市更生保護女性会事務局事務、海津市赤十字奉仕団事務局事務を実施する。 海津市社会福祉協議会、海津保護区保護司会、海津市更生保護女性会、海津市遺族会、海津市平和記念事業実施団体(自治会連合会又は小学校単位地区遺族会)に補助金を交付する。	各種団体は各活動の中で市民と密接な関係があり、相談時には自殺のリスクを抱えた人を早期発見し、相談機関へつなぐ。	社会福祉課
115	災害救助事業	市の災害見舞金支給要綱に基づき、災害見舞金を支給する。	被災者は、その後の生活再建の状況によっては生活困難を抱え、自殺のリスクが高まる可能性があるため、その後の状況を把握し、相談機関等へつなぐことで、自殺のリスクを軽減する。	
116	生活保護扶助事業	生活保護受給者の生活状況を把握し、保護費(生活扶助・住宅扶助等)、現物(医療扶助・介護扶助)を支給する。	扶助受給等の機会を通じて受給者や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐことで、自殺のリスクが高い関係者へのアウトリーチ策として有効に機能させる。	

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
117	生活保護管理指導事業	生活保護受給者の生活状況を把握し、保護費(生活扶助・住宅扶助等)、現物(医療扶助・介護扶助)を支給する。 また、ケース格付けに基づく世帯訪問回数を基準として、生活状況の把握・自立支援のため、世帯訪問を実施し、就労指導に重点を置き生活指導を行う。	生活保護受給者は、受給していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援により、受給者へのアプローチの機会とする。	
118	行旅病人・死亡人取扱事務事業	市内通行中、疾病により歩行不可能となった行旅人に対し、所持金も救護者もない場合に、必要な救護を行う。行旅中に死亡し、引き取り者がいない行旅人に対し、火葬を行う。	市内通行中、疾病により歩行不可能となった行旅人に対し、必要な救護を行い、自殺リスクを軽減する。	社会福祉課
119	精神保健福祉事業	精神障がい者の家庭訪問を実施する。 また、ケースによっては、継続支援が必要な場合があることから、継続訪問や地域ケア会議の開催、関係機関との連携を行ない、地域生活が維持できるよう支援を実施する。 さらに、障害福祉サービス利用に向けた認定調査や関係機関との調整、相談支援を実施する。	精神障がいを抱える家族等は、地域生活の中で様々な困難を抱えていることが多く自殺のリスクも少ない。専門職や関係機関等により早期の段階から、地域生活の維持に向けた継続的な支援を実施することで、リスクを軽減する。	
120	シルバー人材センター補助事業	高齢者の就業の機会を確保し、その就業を援助して高齢者の生きがいと社会参加の増進を図ることを目的に設立されたシルバー人材センターの運営の安定化、活動の活性化を図る。	シルバー人材センターへの登録について広報し、社会参加のきっかけづくりとし、生きがいの創出とともに孤独・孤立を予防する。	
121	緊急通報システム事業	在宅で65歳以上の虚弱な一人暮らし、寝たきり要介護者等を抱える高齢者のみの世帯等の方から申請に基づき、緊急通報システム装置を貸与し設置する。	コールサービスによる安否確認や健康相談サービスにより個人が抱える悩み等を把握し、関係機関につなぐ。	高齢介護課
122	老人福祉関係運営事務事業	担当課と連携し、65歳以上の高齢者に対し、「高齢者身分証明書」を発行し、利用者の利便性を図る。	市内の温泉施設やデマンドバス等を低料金で利用することにより経済的負担や社会参加のきっかけづくりとする。	

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
123	老人クラブ育成事業	老人クラブ連合会を中心に、健康・友愛・奉仕をモットーに社会奉仕事業として美化活動、健康増進事業として軽スポーツ大会等を支援する。	同世代の人と関わることで、生きがいがづくり・コミュニティを創出し、孤独・孤立を予防する。	高齢介護課
124	見守りメッセージ訪問事業	在宅で生活する65歳以上の高齢単独世帯・75歳以上の高齢世帯に対し、福祉推進委員がメッセージカードやうちわ、ドリンクを配付する。	身近な福祉推進委員が訪問し、直接関わり安否確認や情報収集を実施し、気づきの機会とする。	
125	家族介護慰労事業	要介護認定により要介護4又は5に認定された人を在宅で介護されている家族介護者の人に対し、助成金を支給する。要介護者及び介護者ともに市民税非課税世帯を対象とする。	助成金を支給し、一時的ではあるが経済的負担の軽減を図る。	
126	在宅介護支援センター事業	高齢者の相談窓口として市内3か所に在宅介護支援センター（海津・平田・南濃）を設置し、海津市社会福祉協議会に運営を委託する。 相談窓口、訪問相談により高齢者の実態把握、サービスの必要な高齢者に対し支援を行う。	センター職員が窓口となり、直接訪問し、家族等も含めた問題に気づき、早期に関係機関につなぐ。	

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
127	地域包括支援センター事業	<p>地域包括的ケアを実現するために、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業）により、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。</p> <p>認知症施策として、新規に認知症初期集中支援チームの設置、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を行う。</p> <p>また、指定介護予防支援事業所として予防給付の対象となる要支援者に対し、アセスメントにより介護予防サービス支援計画書を作成しマネジメントを行う。</p> <p>地域包括ケアシステム構築のために、関係機関・団体の代表による地域ケア推進会議を実施し、地域課題の発見、政策形成に至る協議を行う。</p>	<p>センター職員が窓口となり、直接訪問することで自殺問題等にも触れながら、医療・福祉・介護等様々な関係機関・団体等の連携を推進して包括的に支援する。</p>	高齢介護課
128	老人福祉施設措置事業	<p>環境上の理由及び経済的理由により、在宅生活を継続することが困難な概ね65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所させ、健康で明るい生活を送れるようにする。</p>	<p>健康で明るい生活を送るために入所することで、自殺回避につなぐ。</p>	
129	新しい介護予防・日常生活支援総合事業	<p>要介護状態になることを自ら予防するために、介護予防普及啓発事業（運動機能向上の転倒予防教室・認知症予防教室・栄養・口腔等の介護予防出前講座）や地域介護予防活動支援事業（認知症サポーター養成講座等、自ら介護予防に取り組むことができるよう自主的な介護予防活動）で心身機能を改善し、自立した生活を送れるよう、身近な場所で開催する。</p>	<p>身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、相談窓口の案内や情報提供を行い、必要に応じてサービスの提供等、早期に対応する。</p>	

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
130	介護保険利用者負担軽減事業	介護保険サービス(施設サービス及びショートステイサービス)において、居住費(滞在費)や食費は保険給付の対象外であるため、低所得者には経済的負担となっている。所得状況に応じて、「介護保険負担限度額認定証」を発行する。	施設入所は家族の安心を生むが、同時に経済的負担が発生する。所得に応じて、施設利用料を軽減し、経済的負担の軽減を図る。	高齢介護課
131	ひまわり会館管理事業	福祉活動・健康増進等のための施設(浴場の運営)の提供を行う。	会館でのサークル活動、コミュニケーションの場を確保し、精神的な安定や生きがいがづくり、居場所づくりの機会を提供する。	社会福祉課
	やすらぎ会館、ゆとりの森管理運営事業			高齢福祉課
132	介護予防事業	介護予防事業として概ね70歳以上の高齢者を対象に「はつらつ塾」を開催する。	高齢者の孤立を防ぐための居場所づくりに努めるとともに、同世代の人と関わることで、生きがいがづくりコミュニティの創出を促す。	サンリバーはつらつ
133	健康教育・相談事業	生活習慣病予防教室としてサイズダウン教室、一般健康教育としてきらめきウォーキング参加者、健康相談として心身の健康に関する個別の相談、保健指導及び栄養指導対象者、健康展での体組成測定者、特定保健指導の対象者、特定健診の受診勧奨対象者に実施し、市民の健康不安の解消・疾病の早期発見につなぐ。 また健康月間中に市民健康講座(1回)、体組成測定健康相談(3回)を開催する。	教室や相談において、健康相談を切り口に、市民の生活状況の把握等を行うことで、体調や悩み・不安、その他の問題等について聞き取り、次の支援につなぐための機会とする。また、継続的な相談の場を設け、対応することで、自殺のリスクが高い市民に気づいた場合には、より専門的な相談や継続支援につなぐ等の支援への接点とする。	健康課
134	健康展実施事業(再掲No.45)	健康づくりに関する各種コーナーを関連団体と共催し実施する。	健康展において、健康相談を切り口に、市民の生活状況の把握等を行うことで、体調や悩み・不安、その他の問題等について聞き取り、次の支援につなぐための機会とする。	
135	生活習慣病健診事業	海津市医師会に委託し、生活習慣病健診を実施する。	健(検)診の際の問診や結果説明等で、体調や悩み・不安、その他の問題等についても聞き取ることで問題を早期に発見し、対応策を講じ、次の支援につなぐ。	
136	肝炎ウイルス検診事業	海津市医師会に委託し、肝炎ウイルス検診を実施する。		

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
137	胃がん検診事業	検診機関に委託して、集団による胃がん検診を実施する。	健(検)診の際の問診や結果説明等で、体調や悩み・不安、その他の問題等についても聞き取ることで問題を早期に発見し、対応策を講じ、連携する。	健康課
138	大腸がん検診事業	海津市医師会に委託して、集団による大腸がん検診を実施する。		
	肺がん・結核検診事業	40歳以上の市民を対象に、市内の集会場等で検診バスによる胸部レントゲン撮影を実施する。		
	人間ドック事業	海津市医師会病院に委託し、人間ドックを実施する。		
139	母子健康手帳交付	妊娠を届け出た妊婦に母子健康手帳を交付する。あわせて妊婦健康診査受診票(補助券)及び妊婦歯科健康診査受診票を交付する。	手帳交付、妊婦健康診査受診票発行時に、窓口にて体調や悩み・不安、その他の問題等についても聞き取ることで問題を早期に発見し、対応策を講じ連携する。	
140	妊婦健診事業	市内に住民票のある妊婦に対し、妊婦健診に係る費用の助成を実施する。		
141	乳幼児健診事業	乳幼児健診(対象:3~4か月児)、10か月児健診(対象:9~10か月児)、1歳6か月児健診(対象:1歳6~7か月児)、3歳児健診(3歳1~2か月児)を実施する。	健診での個別相談を通じて、体調や悩み・不安、その他の問題等についても聞き取ることで問題を早期に発見し、対応策を講じ連携する。	
142	新生児聴覚検査助成事業	新生児の「聴こえ」の状況を早期に確認し、早期治療・早期療育の支援につなぐ。検査費用を助成することで検査を受けやすくし、保護者自身が子の「聴こえ」について関心を持ち、対応できるようにする。		
143	母親学級事業	妊娠6~8か月の妊婦を対象に教室を実施する。内容:助産師による講義、妊娠中の栄養の話、試食、参加者の交流会等を実施する。	相談・面談の際に体調や悩み・不安、その他の問題等についても聞き取ることで問題を早期に発見し、対応策を講じ連携する。	

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
144	離乳食学級事業	離乳食の開始にあたり、離乳食に関する知識と調理技術を身につけるため、離乳食開始前の4か月児を対象に実施する。 内容：離乳食の進め方の講義・調理実習・試食・個別相談 7～8か月児の幼児対象者へは往復はがきにより現在の状況確認及び離乳食の再確認を実施する。	教室での個別相談を通じて、体調や悩み・不安、その他の問題等についても聞き取り、問題を早期に発見し、対応策を講じ連携する。	健康課
145	幼児教室事業	1歳児教室：1歳0～1歳1か月児及び保護者 2歳児教室：2歳0～2歳1か月児および保護者		
146	たんぽぽ教室事業	1歳6か月児～就園前までの健診等でことばや発達等に遅れがあり要観察となった子や、発達や発育に不安がある保護者を対象に親子の集団遊びを内容とした教室を実施する。		
147	母子健康相談訪問等事業	育児相談や歯みがき相談、家庭訪問を希望者や健診後、相談後の要経過観察児を対象に実施する。 生後2か月児以内の乳児を対象に助産師による家庭訪問を実施する。	個別相談を通じて、体調や悩み・不安、その他の問題等についても聞き取り、問題を早期に発見することで対応策を講じ連携する。 家庭訪問では産後2か月以内に実施しており、疲労や育児への不安等から、うつリスクを抱える危険性が高いと判断した母親に対して、状況により、専門的な相談や継続支援につなぐ。	
148	母子保健推進員活動事業	各地区から推薦され、市が委嘱。2年任期とし、母子保健事業について、家庭訪問等で受診勧奨や事業の託児等を実施する。 会議(年4回)・研修会を実施する。	推進委員に対し、自殺対策に関して研修を行うことにより、地域の自殺実態についての理解を促進し、自殺リスクを抱える市民の早期発見・対応の担い手を増やす。 また、妊婦や育児中の保護者に関わる中で、体調や悩み、不安、その他の問題等について聞き取り、次の支援につなぐ。	
149	二次予防接種事業	基礎疾患等があり、委託医療機関での接種が困難な方に対して、二次医療機関での予防接種を実施する。	窓口手続きの際に体調や悩み・不安・その他の問題等について聞き取ることで問題を早期に発見し、対応策を講じ、次の支援につなぐ。	

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
150	乳幼児等福祉医療費助成事業	助成目的の区分ごとの対象者に助成を行う。	医療機関と連携し、学校内のいじめ、親のDV等家庭内外の子どもの自殺に発展するような問題について、医療機関受診時に気づき早期対応することで、自殺リスクを軽減する。	保険医療課
151	重度心身障害者福祉医療費助成事業	助成目的の区分ごとの対象者に助成を行う。	県外受診者については、医療費の立て替えが必要となるため、生活困窮に陥る可能性があり、自殺のリスクが高まる。助成申請時に悩みに気づき、早期対応できる機会とする。	
152	医療費適正化事業(レセプト点検・分析)	診療報酬明細書の資格過誤及び診療内容の点検について委託し、返戻、再審査等の申出を行う。	自殺要因を疑う診療(服薬等の胃洗浄等)保険内容を点検し、自殺対策の早期発見・対応への接点とする。	
153	金融対策特別支援事業(再掲No.53)	金融対策特別支援事業補助金を交付する。債務者が支払った利息の20%(上限50,000円)の額を利子補給する。	県制度融資及び日本政策金融公庫の融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに経営難に陥り自殺のリスクが高くなっているか経営者の情報をキャッチし、商工会と連携して適切な支援先につなぐ。	商工観光課
154	労働環境改善事業	国や県の関係機関と協議し、職場環境や労働保険の問題等について情報を収集し、広報等で啓発を実施する。	過重労働や長時間労働等の労働に関する諸問題につき対応を行う機関の情報を広報等に掲載し、それらの問題を抱えて自殺のリスクが高まっている労働者を様々な支援先につなぐ。	
155	雇用支援事業	無料職業相談を実施、求人情報を窓口配置する。海津市内の各企業から求人記事の掲載依頼を取りつけ、「海津市職場ガイド」を作成する。	就労支援自体が重要な生きる支援(自殺対策)と考えられる。就労相談だけでなく、相談の中で心の悩みがあれば適切な関係機関へつなぐ。	
156	勤労者生活安定事業	融資資金にかかる預託金の取り扱い、勤労者生活安全資金預託金の支払い及び、回収(東海労働金庫)を行う。	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクが高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な関係機関につなぐ。	
157	監察事務事業	公正かつ適正な職務の執行を確保し、不祥事を繰り返さないようにするため、職員の服務及び業務の執行状況を監察する。	職員の意識調査において、自殺関連の項目を増やし、もし兆候があった場合には、いち早く本人のサインをキャッチし、関係各課と連携することで、早期対応により自殺防止を図る。	危機管理課

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
158	スクール相談員設置事業	不登校やいじめ等の悩みをもつ児童の相談、家庭訪問、校内巡視、学習支援等を行い、児童とのコミュニケーションを図る。学校、家庭、地域との連携し、相談、支援活動を行う。		
159	スクールカウンセラー配置事業	専門知識を有し、不登校及び不登校傾向の生徒やその保護者を対象とした専門的カウンセリングや校内教育相談活動、授業参観等を通して、環境面を含めた指導等、学校の実態に応じた支援要望に応えながら多面的に活動を行うことを目的として配置する。	専門の相談員を配置し、相談体制を整え、早期発見、早期対応する。	
160	不登校児適応児童教室相談員設置事業	不登校の状態にある児童・生徒に対して、学校復帰にとどまらず、社会的自立を促し、集団生活に適応する力を育むことを目的として、学校教育環境の整備拡充を図る。	適応指導教室で学ぶことにより、学校復帰にとどまらず、社会的自立を促し、集団生活に適応する力を育む。	学校教育課
161	学級支援員等設置事業	市内の小中学校普通学級等において、落ち着いて授業が受けられない児童・生徒が在籍している学級に対して、支援員を1人配置する。	様々な課題を捉えた児童・生徒、その保護者等が自殺のリスクを捉えている場合も考えられるため、関係機関と連携した包括的な支援を行い、自殺リスクを軽減する。	
162	就学奨励事業	要保護児童、準要保護児童、被災児童、特別支援教育就学奨励費受給児童に対し就学援助を実施する。	費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクを早期発見する。	
163	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センターかいづ)	未就園児童とその保護者に対して、子育て中の親子交流の場の提供、育児相談、子育て情報の提供、子育て講習会等を実施する。	周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れがある。子育て中の親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての不安や負担が軽減され、危機的状況にある保護者に気づき、早期対応により、自殺防止を図る。	こども課
164	地域子育て支援拠点事務事業(私立)(補助金)	私立認定こども園には事業に係る経費に補助金を交付する。		

6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する				
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	関係課等
165	子ども・子育て支援 交付金等事務事業 (私立)(補助金)	私立認定こども園における 一時預かり事業、延長保育 事業、県単独事業の低年 齢児保育事業に係る経費 に補助金を交付する。	未就園の子どもの一時預かり事 業は、子育て中の保護者の抱え る問題・悩み等を察知し、必要に 応じて支援を提供する。	こども課
166	病児・病後児保育事業 (委託事業)	保護者不在等、家庭での 保育が困難で、入院治療 の必要はないが、疾病等で 安静の確保が必要な小学 6年生までの子どもを病児・ 病後児保育室で一時的に 預かる。	病気の子どもの一時預かりは、家 族の状況や保護者の抱える問 題・悩み等を察知し、必要に応じ て支援を提供する。	
167	体育振興会活動運営事業	各体育振興会の事業に対 して補助金交付を行い、各 種大会運営の支援を行う。	世代を跨いだ交流を行っており、 地域に密着した活動を行う。 市民に「生きる支援(自殺対策)」 の啓発に協力してもらうことで、よ り幅広い層の市民に情報やメッ セージを届ける。	スポーツ課

## 【別表 主な市内相談窓口一覧】

悩みの種類	相談窓口名	相談内容	相談窓口 又は担当課	連絡先
こころの不安・ 日常生活全般に 関すること	人権相談	人権に関わる困りごとや心配ごと等	市民活動推進課	53-3194
	行政相談	国や県の行政機関等の行政の業務に関する苦情・要望	総務課	53-1111
	悩みごと相談	精神科医によるこころの相談	社会福祉課	53-1139
	心配ごと相談	日常生活での不安や悩み、困りごと	社会福祉協議会	55-2300
	法律相談	弁護士による法律に関する相談（不本意な契約、離婚問題、土地の境界、相続、財産等）		
	生活相談	様々な暮らしの困りごとの相談	くらしサポートセンター （社会福祉協議会）	52-1710
健康・福祉に 関すること	介護相談	介護、介護予防、権利擁護に関すること	地域包括支援センター	53-1146
	健康相談	各専門職による、健康に関する相談	健康課	53-1317
育児・教育に 関すること	家庭児童相談	家庭相談員による、子どもに関する相談（虐待、不登校、いじめ、発達障がい等）	社会福祉課	53-1139
	発達相談	各専門職による、子どもの発達や育児、教育に関する相談	発達支援センター くるみ （社会福祉課）	52-2126
	妊婦・育児・母乳相談	各専門職による、妊娠中の悩み、母乳や離乳食、育児に関する相談	健康課	53-1317
	教育相談	学校生活や家庭における子どもの様々な悩みごと相談	教育研究所	53-1499
	未就園児 子育て相談	保育士による「地域子育て支援センター」における未就園児（乳幼児から小学校就学前まで）の子育て相談	こども課	53-1526
	家庭教育 にこにこ相談	各専門職による子育て全般に関する相談（いじめ、非行、不登校、学校生活における悩み等）	家庭教育 にこにこ相談室 （社会教育課）	53-3273
経済に 関すること	消費者相談	消費者トラブルに関すること	商工観光課	53-1374

## 第5章

### 計画の推進体制

## 第5章 計画の推進体制

### 1 自殺対策組織の関係

#### (1) 関係部署連絡会議の開催

危機管理、生活困窮者自立相談、生活保護、いじめ対策、認知症、介護、消費生活、就労等、自殺対策に関連する各部署が、自殺対策は生きることの包括的な支援であるという認識を共有し、相互に連携して自殺対策に取り組むことができるよう、定期的に海津市自殺対策推進会議を開催します。また、自殺者が多発する等の緊急時には必要に応じて随時、海津市自殺対策推進会議を開催します。

また、必要に応じてメンバーの見直しを行う等、会議の充実を図ります。

#### (2) 民・学・官の連携体制、地域におけるネットワークの強化

国、県、市はもとより、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関・民間団体等との有機的な連携を強化し、それぞれが行う自殺対策が総合的に展開されるようネットワークを強化します。

また、現状・課題の共有やネットワークの構築等、地域の自殺対策を検討するため、連携を推進します。

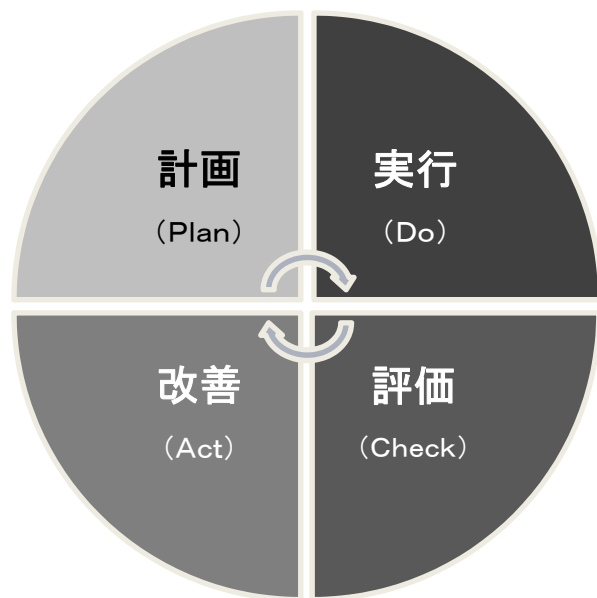
#### (3) 自殺予防に向けた有機的連携の強化

自殺対策に関連する関係機関・民間団体等との連携の強化、地域におけるネットワークの構築等にとどまらず、毎年9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間における普及活動等においても、関係機関等との連携のもと、自殺予防に向けた取り組みを展開できるよう創意工夫を図ります。

自殺の動向や状況に応じて、有機的な連携のもと、関係機関によるタイムリーな支援体制づくりを行います。

## 2 進行管理（PDCAサイクル）

PDCAサイクルを活用した計画の推進を図るため、点検及び評価の結果や社会情勢等の変化も踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。





# 資料編



## 資料編

### 1 諮問・答申

#### (1) 諮問

社第 2 1 7 4 号  
平成 30 年 12 月 27 日

海津市自殺対策計画策定委員会  
委員長 宮 脇 信 幸 様

海津市長 松 永 清 彦

海津市自殺対策計画の策定について（諮問）

自殺対策基本法の規定により海津市自殺対策計画を策定したいので、海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例第 2 条に基づき貴委員会の意見を求めます。

#### (2) 答申

平成 31 年 2 月 26 日

海津市長 松 永 清 彦 様

海津市自殺対策計画策定委員会  
委員長 宮 脇 信 幸

海津市自殺対策計画について（答申）

平成 30 年 12 月 27 日社第 2174 号で諮問のありました「海津市自殺対策計画」につきまして、当委員会において慎重に審議いたしました結果、別冊のとおり定めることが適当と認め、ここに答申します。

なお、本計画は市民一人ひとりが自殺予防の主役となり、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い海津市」を目標に行政、関係機関、団体等が連携し社会全体で自殺を予防する取組みを推進されるよう要望します。

## 2 海津市福祉計画等に関する計画策定委員会条例

平成 17 年 3 月 28 日

条例第 90 号

改正 平成 27 年 6 月 22 日条例第 25 号

平成 30 年 4 月 1 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 海津市福祉計画等の策定及び改正にあたり、必要事項等の調査、審議を行うため、次条の各計画ごとに、各計画策定委員会(以下「各委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 各委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査、審議を行い、市へ提言する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
- (3) 障害者計画に関すること。
- (4) 自殺対策計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める計画に関すること。

(組織)

第 3 条 各委員会は、別表に掲げるもののうちから、市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、各委員会2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 各委員会ごとに委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 各委員長は、会務を総理し、各委員会を代表する。
- 3 各副委員長は、各委員長を補佐し、各委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 各委員会は、各委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 各委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 各会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところ

による。

(意見の聴取)

第7条 各委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 各委員会の庶務は、主管課において行う。

(秘密の保持)

第9条 各委員会の委員は、職務上知り得た事項を他にもらしてはならない。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成27年6月22日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	代表者	関係計画
1	住民団体関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
2	市議会議員	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
3	学識経験者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
4	保健医療関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
5	福祉関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
6	行政機関関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
7	学校教育関係者	地域福祉計画、自殺対策計画
8	介護経験者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画
9	ボランティア関係者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
10	その他市長が必要と認める者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画

### 3 海津市自殺対策計画策定委員会 委員名簿

(敬省略)

任期：平成30年6月1日～平成31年3月31日

	氏名	所属団体	備考
①住民団体関係者 4名	宮 脇 信 幸	海津市自治連合会 会長	委員長
	森 廣 美	海津市老人クラブ連合会 会長	
	岡 田 均	海津市商工会 会長	
	近 藤 喜 登	海津市民生委員児童委員協議会 会長	副委員長
②市議会議員 1名	川 瀬 厚 美	海津市市議会 文教福祉委員長	～H30.9.25
	浅井まゆみ		H30.9.25～
③学識経験者 1名	西 松 浩	西濃保健所 健康増進課長	
④保健医療関係者 1名	関 谷 道 晴	海津市医師会 理事	
⑤福祉関係者 1名	桑 原 富 茂	海津市社会福祉協議会 会長	
⑥行政機関関係者 3名	上 田 輝 俊	海津警察署 生活安全課 係長	
	丹 羽 邦 彰	海津消防本部 消防署長	
	岡 崎 勝 彦	海津市くらしサポートセンター センター長	
⑦学校教育関係者 1名	日 比 光 治	海津市学校教育課 課長	
⑧ボランティア 関係者 2名	丹 羽 修	こころ見守りたい 代表	
	吉 田 隆	こころ見守りたい 代表	

## 4 海津市自殺対策計画検討委員会設置要綱

平成 30 年 6 月 8 日

訓令甲第 7 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、市における自殺対策計画の策定及びその推進を図るため、海津市自殺対策計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び推進における関係部局課の総合調整に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。
- 3 委員会の委員は、別表第 1 に定める職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係課等の者の出席を求め、意見、説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 5 条 委員会に、海津市自殺対策計画検討委員会ワーキンググループ（以下「グループ」という。）を置く。

- 2 グループは、別表第 2 に定める所属する課等から選出された者で、当該所属長に推薦された係長級の者をもって充てる。
- 3 グループは、計画の策定上必要な資料の収集、調査研究を行い委員会に報告するものとする。
- 4 グループは社会福祉課長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第 6 条 委員会、グループの事務局は、社会福祉課に置く。

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

健康福祉部長  
秘書広報課長  
企画財政課長  
市民課長  
市民活動推進課長  
社会福祉課長  
高齢介護課長  
健康課長  
保険医療課長  
商工観光課長  
住宅都市計画課長  
救急指令課長  
学校教育課長  
こども課長  
社会教育課長

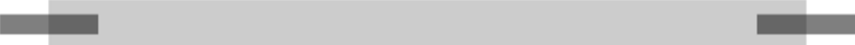
別表第2（第5条関係）

秘書広報課  
企画財政課  
市民課  
市民活動推進課  
社会福祉課  
高齢介護課  
健康課  
保険医療課  
商工観光課  
住宅都市計画課  
救急指令課  
学校教育課  
こども課  
社会教育課

## 5 海津市自殺対策計画検討委員会 委員名簿

(敬称略)

関係部課		検討委員		ワーキンググループ		
		役職名	氏名	役職名	氏名	
健康福祉部	①		部長	近藤 敏弘		
	②	健康課	課長	高木 千春	主査	橋本 香織
	③	保険医療課	課長	日比 幸紀	係長	高橋 豊
	④	高齢介護課	課長	寺村 恵美子	係長	川瀬 美香
総務部	⑤	秘書広報課	課長	伊藤 理恵	主査	水谷 美穂
	⑥	企画財政課	課長	近藤 三喜夫	課長補佐	原 田 憲
市民環境部	⑦	市民課	課長	戸谷 雅子	係長	米山 春代
	⑧	市民活動推進課	課長	中村 勝豊	係長	戸 田 圭
産業経済部	⑨	商工観光課	課長	山本 明美	係長	山本 桂子
建設水道部	⑩	住宅都市計画課	課長	佐野 正美	主査	吉村 守男
消防本部	⑪	救急指令課	課長	丹羽 邦彰	課長補佐	鷺野 幹夫
教育委員会	⑫	学校教育課	課長	日比 光治	教育主監	佐橋 孝典
	⑬	こども課	課長	渡辺 昌代	係長	山崎 賢二
	⑭	社会教育課	課長	大倉 光好	課長補佐	中川 秀一
事務局		社会福祉課	課長	安立 文浩	統括係長	渡辺 理恵子
					係長	大倉 弘恵



## 海津市自殺対策計画

発行年月 2019（平成31）年3月

発行 海津市

編集 海津市 健康福祉部 社会福祉課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

T E L 0584-53-1139 FAX 0584-53-1569





海津市マスコットキャラクター

かいぶっち 